

---

---

## 第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画

---

---

ひとり親家庭等の暮らしの安定と向上を実現し、希望の持てる将来へ

平成27年（2015年）3月

大 阪 府

## ご あ い さ つ

大阪府では、平成16年3月以降、二次にわたり「母子家庭等自立促進計画」を策定し、市町村や関係団体と連携し、ひとり親家庭や寡婦の方々の生活の安定と向上を図るため、就業・自立に向けた総合的な施策を推進してきました。

近年、我が国の経済情勢は明るい兆しが見え始めていると言われておりますが、低賃金や不安定な雇用条件など、就業面や生活面において、ひとり親家庭等を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、特に母子家庭や父子家庭の子育てと就業の両立に向けた支援が喫緊の課題となっています。

このような状況の中、このたび、これまでの取り組みの成果や、ひとり親家庭等の実態調査結果を踏まえ、ひとり親家庭等の暮らしの安定と向上の実現に向け、「第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。

第三次計画では、就業支援や子育てをはじめとした生活面の支援など、六つの基本目標を柱にするとともに、近年、課題となっている「子どもの貧困」の連鎖の防止対策も視野に、きめ細かな自立支援施策を総合的に展開し、ひとり親家庭等の方々が自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざすこととしています。

大阪府としましては、引き続き厳しい財政状況ではありますが、市町村をはじめ関係機関と連携を強化し、皆様にとって「希望の持てる将来」となるよう施策を進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

最後に、計画策定にあたりまして貴重なご意見、ご提言をいただきました大阪府子ども施策審議会ひとり親家庭等自立促進部会委員の皆様をはじめ、市町村・団体関係者、府民の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成27年（2015年）3月

大阪府知事 松井 一郎

## 目 次

<b>▶第1章 第三次計画の策定にあたって</b>	
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の取組期間	7
4. 計画の策定体制	7
5. 計画の推進	7
6. 計画の評価	7
<b>▶第2章 ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題</b>	
1. 離婚件数等の状況	8
2. 本人及び家族の状況	10
3. 就業及び資格・技能の状況	14
4. 収入と養育費、面会交流の状況	23
5. 住居の状況	30
6. 生活全般及び制度等の認知・利用状況	32
<b>▶第3章 第二次計画に基づく事業の実施状況及び評価</b>	
1. 就業支援	38
2. 子育てをはじめとした生活面への支援	56
3. 養育費の確保	64
4. 経済的支援	67
5. 相談機能の充実	70
6. 人権尊重の社会づくり	76
<b>▶第4章 第三次計画の基本理念・推進にあたっての基本的な考え方</b>	
1. 計画の基本理念	77
2. 推進にあたっての基本的な考え方	77

## ▶第5章 第三次計画の基本目標及び具体的取り組み

1. 計画の基本目標	80
2. 計画の具体的取り組み	84
基本目標1 就業支援	84
基本目標2 子育てをはじめとした生活面への支援	97
基本目標3 養育費の確保・面会交流支援	103
基本目標4 経済的支援	106
基本目標5 相談機能の充実	109
基本目標6 人権尊重の社会づくり	115
3. 各施策の目標・実施計画等のまとめ	116

### 参考資料

・第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画策定までの経緯	122
・大阪府子ども施策審議会条例	123
・大阪府子ども施策審議会運営要綱	125
・大阪府子ども施策審議会ひとり親家庭等自立促進部会委員名簿	127

## ▶第1章 第三次計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

近年、我が国の年間離婚件数は減少しているものの、依然として高い数値を維持し、ひとり親家庭が増加傾向にあります。

ひとり親家庭では、子育てと生計を一人で担うこととなり、生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することとなります。

ひとり親家庭が自立して安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができるよう、支援の充実を図ることが重要です。

このような中で、国においては、平成14年に母子及び寡婦福祉法（以下「母子寡婦福祉法」という。）を改正（平成15年4月施行）し、これまでの児童扶養手当などの経済的支援から就業・自立に向けた総合的な支援へ施策転換して、より身近な地域での相談機能の充実や就業支援の強化が図られてきました。

大阪府においても、母子寡婦福祉法に定める「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき、平成16年3月に「大阪府母子家庭等自立促進計画」を、また、平成21年12月に「第二次大阪府母子家庭等自立促進計画」（以下「第二次計画」という。）を策定し、ひとり親家庭や寡婦の暮らしの安定と向上の実現をめざし、「就業支援」、「子育てをはじめとした生活面への支援」、「養育費の確保」、「経済的支援」、「相談機能の充実」、「人権尊重の社会づくり」の6つの基本目標を掲げ、総合的な施策に取り組んできました。

しかしながら、ひとり親家庭や寡婦を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

国が実施した平成23年度全国母子世帯等調査結果では、母子家庭の母の場合、80.6%が就業していますが、そのうちパート、アルバイト等の形態での就労は47.4%と半数近くを占め、5年前（平成18年度調査：43.6%）と比べ、その割合が高くなっており、その平均年間就労収入は181万円と低い水準にとどまっています。

さらに、離婚後、子どもの健やかな成長にとって重要となる、別れた配偶者からの養育費も約8割が受けていない状況にあります。

一方、父子家庭の父においては、既に生計の担い手として就業していた場合が多いことから、その平均年間就労収入は360万円と母子家庭の母と比べて約2倍となっていますが、母子家庭に比べて、子どもの養育、家事等の生活面で困難を抱えるとともに、就業面でも困難を抱える方もおり、子育て、家事や就業の支援の重要性が非常に高くなっています。

こうした状況の下、母子家庭の母や父子家庭の父の子育てと就業の両立が困難な状況に置かれていることなどを受け、平成25年3月には「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（以下「特別措置法」という。）が施行され、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないことなどが規定されました。

さらに、平成26年10月には、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福

祉法」(以下「母子父子寡婦福祉法」という。)と改正され、父子家庭についても、母子家庭や寡婦と同様に支援対象として、必要な支援を行うことが法律上明記されました。

また、こうした法律のほか、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づいて定められた「子供の貧困対策に関する大綱」においても、貧困の連鎖を防止するための重点施策として、ひとり親家庭の保護者に対する就労支援、生活支援が掲げられるとともに、平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方を対象に「生活困窮者自立支援制度」が実施されることとなりました。

そこで、府としては、これまでの取り組みの評価を反映しつつ、このようなひとり親家庭等をめぐる様々な状況を踏まえ、ひとり親家庭等の自立を促進するための支援のあり方及び方向性を示すとともに、総合的かつ計画的な施策の展開を図るため、「母子父子寡婦福祉法」に基づき、「自立促進計画」を策定するものです。

なお、第二次計画は、母子寡婦福祉法に定める「母子家庭及び寡婦自立促進計画」として、その名称を「第二次大阪府母子家庭等自立促進計画」としていましたが、この度の特別措置法の施行や母子父子寡婦福祉法の改正等の趣旨に鑑み、第三次計画を母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象に「第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」(以下「第三次計画」という。)とします。

#### 【用語の説明】

母子家庭(母子世帯)…離婚、死別等により配偶者のない女子が、20歳未満の児童を扶養している家庭  
父子家庭(父子世帯)…離婚、死別等により配偶者のない男子が、20歳未満の児童を扶養している家庭  
寡婦…配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのあるもの

ひとり親家庭(ひとり親世帯)…母子家庭(母子世帯)及び父子家庭(父子世帯)

ひとり親家庭等(ひとり親世帯等)…母子家庭(母子世帯)及び父子家庭(父子世帯)並びに寡婦

ひとり親家庭(ひとり親世帯)の親…母子家庭(母子世帯)の母及び父子家庭(父子世帯)の父

## 2. 計画の位置づけ

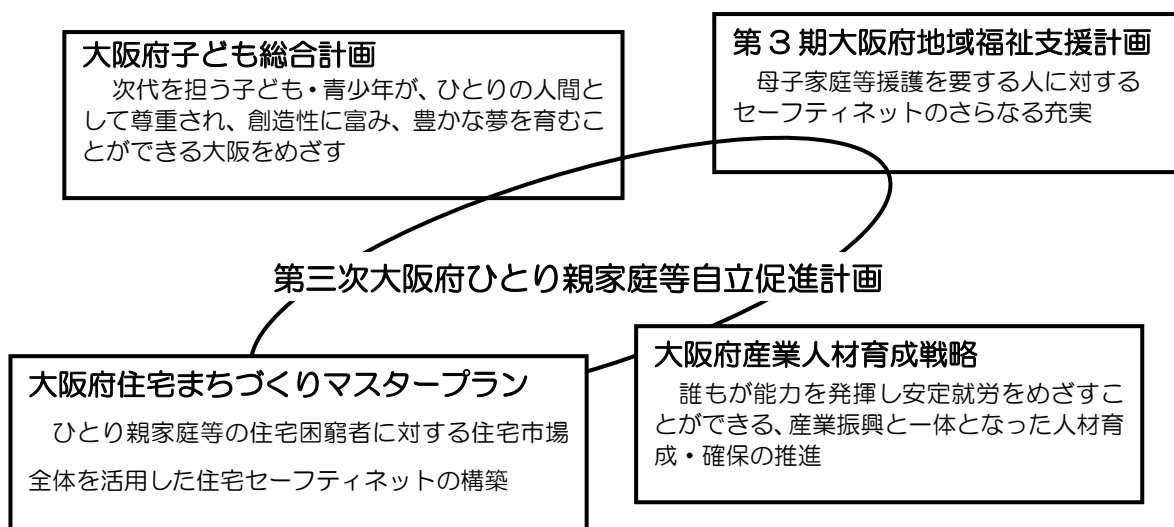
第三次計画は、母子父子寡婦福祉法に定める「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(平成20年4月1日 厚生労働省告示第248号)(以下、「国の基本方針」という。)を踏まえ策定した、同法第12条に定める「自立促進計画」です。

このため、第三次計画に基づく施策は、母子父子寡婦福祉法の規定により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を対象としています。

また、この計画は「将来ビジョン・大阪」の分野別計画として位置付けられるものです。

なお、第三次計画の推進にあたっては、「大阪府子ども総合計画」、「第3期大阪府地域福祉支援計画」、「大阪府住宅まちづくりマスタープラン」、「大阪府産業人材育成戦略」など各種計画との連携を図ります。

## 【計画の連携イメージ】



## 《各計画におけるひとり親家庭等支援に関連する内容等》

### 【大阪府子ども総合計画（平成27年3月）】

子どもがひとりの人間として尊重されること、また子どもや家庭が社会から必要な支援を受けられることにより、「大阪の地で、若者が自立し、次代の親として子どもを生み育て、その子どもが将来の夢や目標を持ってチャレンジすることで成長し、やがて若者となって自立し、再び次の世代を担っていく」という良い循環が続いていくことをめざし、これを基本理念とするもの。

- 計画期間：平成27年度から平成36年度までの10年間
- 「第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画（案）」に基づき、ひとり親家庭等の自立支援策等を計画的に推進するとともに、市等が円滑に事業を実施できるように支援します。
- ひとり親家庭は、子育ての心理的・経済的負担が大きく、また、社会的に孤立しがちであることから、ひとり親家庭の子どものために、保護者が安心して子育てをしながら就労できるよう、保育所等の優先入所・放課後児童クラブの優先的利用などの子育て支援策を促進するとともに、ひとり親家庭等の安定的就労・自立に向けた支援策の充実や居住支援等を行います。とりわけ、離婚件数が高い数値を維持し、ひとり親家庭で養育される子どもが増えていることを踏まえ、相談・情報提供体制の整備など、ひとり親家庭となった直後の生活の激変期における支援を推進します。

### 【第3期大阪府地域福祉支援計画（平成27年3月）】

社会福祉法に基づく「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的・専門的な見地から、府域の地域福祉の水準を高めるため、府と市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互連携の関係を構築し、市町村が取り組む地域福祉の支援に関する事項を一体的に定めたもの。

- 計画期間：平成27年度から平成31年度

- 複数の福祉・生活課題や、支援制度の狭間といった既存サービスでは対応困難な課題解決に取り組むコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置を促進するとともに、スマイルサポーター等、他の地域福祉のコーディネーターとの協働体制づくりのための検討を進め、「見守り・発見・つなぎのネットワーク」の強化を図ります。
- 生活困窮者自立支援法の本格施行を受け、大阪の就労環境等の実情に沿った、社会福祉法人や市町村等の地域福祉の各主体の連携により“自立相談支援から職業的自立まで一気通貫（大阪方式）”に取り組む「生活困窮者自立支援システム」の構築を目指します。
- 福祉人材の養成・確保を図る大阪福祉人材支援センターの運営を通じて、人材の掘り起こしや無料紹介、民間・社会福祉施設合同の求人説明会を開催するなどし、ひとり親家庭の親等の就労を支援します。

### 【大阪府住宅まちづくりマスタープラン（平成24年3月）】

住宅まちづくり政策がめざすべき目標を掲げるとともに、その枠組みや施策の展開方向を明示し、大阪府、市町村、公的団体、事業者、NPO、府民など、住宅まちづくりに関わるさまざまな主体が連携・協働を図り、施策を一体的かつ総合的に展開するための指針。

- 計画期間：平成23年度から平成32年度までの10年間
- 「施策の方向性」として、次の関連内容を位置づけ
  - ・市町営住宅について、入居者選定における住宅困窮者事情の的確な反映や、困窮度が高い福祉世帯等、地域の実情を踏まえた優先的取扱いについて、事業主体が適正に判断できるよう指導・助言を行う。
  - ・賃貸住宅の入居申込者がひとり親家庭等であるという理由だけで入居申込みを拒否しないよう、宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の適正な運用に努める。
  - ・府営住宅を地域の資産として、まちづくりへの活用を行い、団地内だけでなく、周辺地域にサービス提供が図られる生活支援機能や福祉機能を持つ施設等の誘導を図るなど、地域に広がりのある用途への転換を図ることにより、地域のあんしん住まいを実現する。
  - ・子育て世帯等の入居を受け入れる住宅等の情報提供を行う「大阪あんしん賃貸支援事業」について、事業対象者の拡大や登録住宅等の要件、居住支援のあり方などの検討を行い、充実を図る。

### 【大阪府産業人材育成戦略（平成24年2月）】

「世界をリードする大阪産業の持続的発展を支えるための人材育成・確保」「誰もが能力を発揮し安定就労を目指すことができる人材育成」を基本コンセプトとした、産業振興と一体となった人材育成・確保を推進していく基本的な方向をまとめた計画。

- 計画期間：平成24年度から平成28年度
- 戦略の柱の一つである「セーフティネット機能としての人材育成・支援」において、母子世帯の平均年収が低いことや、子育て層が多い30代女性の就業率が低いなど、女性の働く環境は厳しく、これら就職困難者の状況に応じた就職支援と生活支援を合



わせたきめ細かな支援を強化することが必要、との考え方のもと、職業訓練をはじめとする再就職支援等を推進していく。

### 3. 計画の取組期間

第三次計画の取組期間は、平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までの 5 年間とします。

なお、母子父子寡婦福祉法など関係法令の改正や社会情勢等の変動等により、必要に応じて見直しを行います。

### 4. 計画の策定体制

第三次計画は、ひとり親家庭等をめぐるさまざまな状況やニーズを把握し、自立を促進するための支援のあり方や施策の方向性を位置づけるため、実態調査を実施するとともに、学識経験者、母子・父子福祉団体、経済関係団体、行政関係者等で構成する「大阪府子ども施策審議会ひとり親家庭等自立促進部会」（以下「自立促進部会」という。）における幅広い意見、パブリックコメントによる府民の意見などを踏まえ策定しました。

### 5. 計画の推進

第三次計画の推進にあたっては、国、大阪府の関係部局、市町村及び母子・父子福祉団体等の関係団体が連携して取り組むとともに、第三次計画に定めた施策についての進捗状況の把握、公表等を行い、自立促進部会に対し進捗状況を報告し、その意見を踏まえながら必要に応じ新たな課題への対応を行うなど、適切な進行管理を行います。

### 6. 計画の評価

第三次計画に定めた施策については、自立促進部会等の意見を聴取し、府において計画期間の最終年度に評価を行います。

## ▶第2章 ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

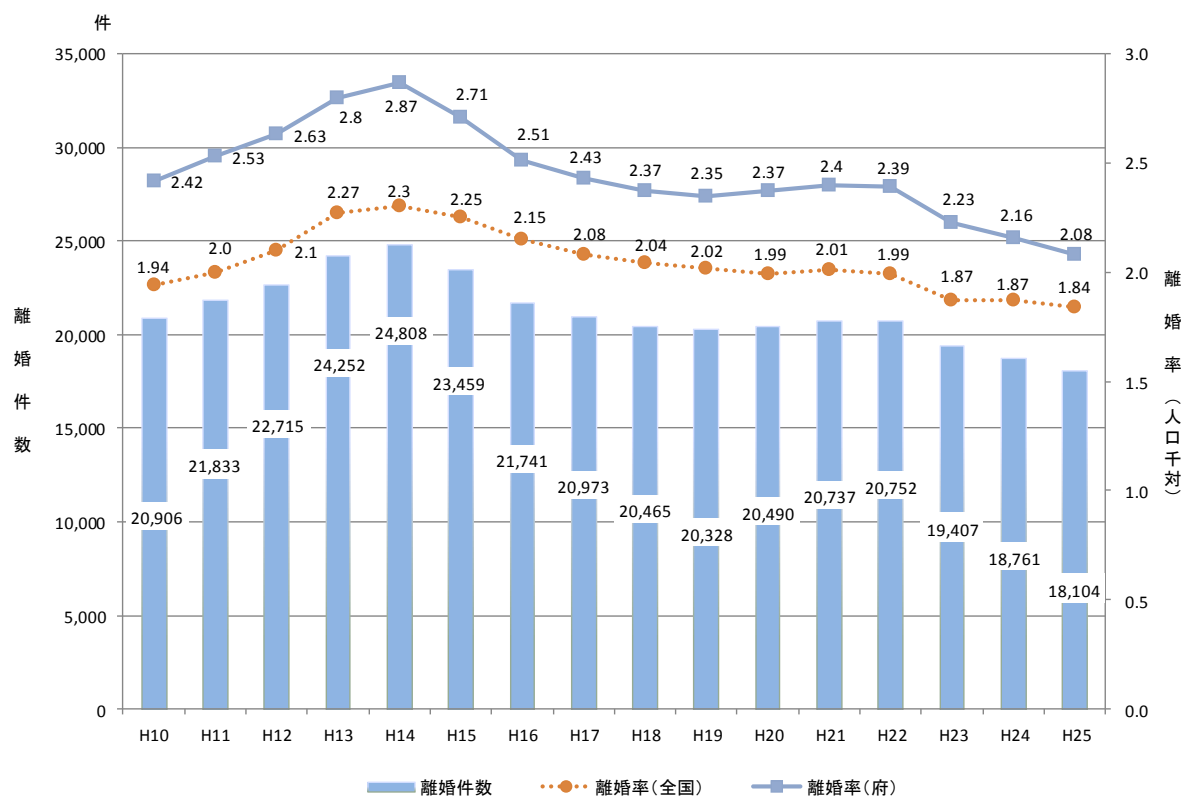
### 1. 離婚件数等の状況

#### (1) 離婚件数

大阪府における平成25年の離婚件数は、約1万8千件で平成14年をピークに減少傾向となっています。また、大阪府の離婚率（人口千人あたりの1年間の離婚件数）は、2.08と、全国の1.84と比べて高い水準となっています。（厚生労働省平成25年人口動態統計）

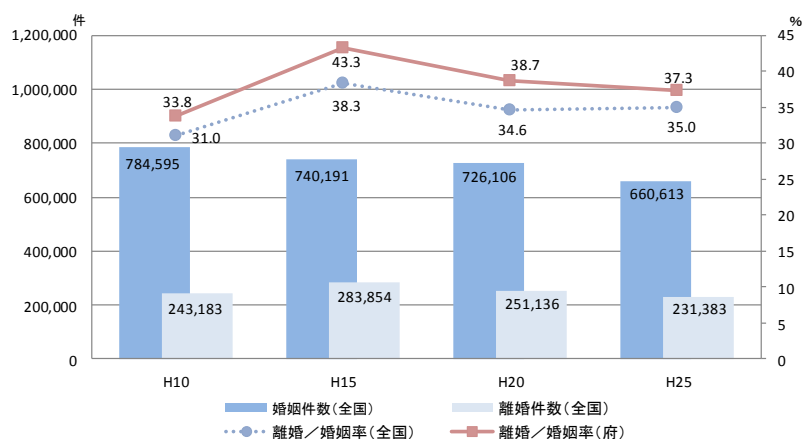
また、離婚件数を婚姻件数で除した割合を見ると、平成25年には約37%となっており、全国平均値の35%と比べて2ポイント程度高くなっています。

大阪府における離婚件数及び離婚率の推移〔厚生労働省 人口動態統計の年次結果〕



※政令市・中核市を含む。

#### 離婚(婚姻)件数の推移(全国値)



※政令市・中核市を含む。

## (2) 児童扶養手当受給者数の推移

大阪府における児童扶養手当受給者は、平成 24 年 3 月末現在の 96,650 人をピークに、減少傾向にあります。

大阪府内の児童扶養手当受給者数等の推移（各年 3 月末現在） (単位：人)

	大阪府	全国	全国比
平成 16 (2004)年	81,403	871,161	9.3%
平成 17 (2005)年	85,002	911,470	9.3%
平成 18 (2006)年	87,212	936,579	9.3%
平成 19 (2007)年	88,682	955,741	9.3%
平成 20 (2008)年	87,991	955,941	9.2%
平成 21 (2009)年	89,249	966,266	9.2%
平成 22 (2010)年	90,517	986,042	9.2%
平成 23 (2011)年	95,370	1,038,244	9.2%
平成 24 (2012)年	96,650	1,071,466	9.0%
平成 25 (2013)年	96,179	1,085,552	8.9%
平成 26 (2014)年	94,496	1,075,336	8.8%

※政令市・中核市を含む。

## (3) 生活保護受給母子世帯数の推移

大阪府内で生活保護を受給している母子世帯は、平成 24 年 3 月現在の 19,806 世帯をピークに減少傾向にあります。

大阪府内の生活保護受給母子世帯数の推移（各年 3 月分） (単位：世帯)

	大阪府	全国	全国比
平成 16 (2004)年	14,933	84,752	17.6%
平成 17 (2005)年	16,053	88,800	18.1%
平成 18 (2006)年	16,656	91,239	18.3%
平成 19 (2007)年	16,849	92,475	18.2%
平成 20 (2008)年	16,940	92,266	18.4%
平成 21 (2009)年	17,247	94,285	18.3%
平成 22 (2010)年	18,576	103,195	18.0%
平成 23 (2011)年	19,455	110,096	17.7%
平成 24 (2012)年	19,806	112,728	17.6%
平成 25 (2013)年	19,029	111,776	17.0%
平成 26 (2014)年	18,194	108,399	16.8%

※政令市・中核市を含む。

## 2. 本人及び家族の状況

ひとり親家庭等をめぐる様々な状況やニーズを把握し、自立を促進するための支援のあり方や施策の方向性を計画に位置づけるため、アンケート調査を実施しました。

- 調査対象 大阪府内（政令市・中核市を除く）に居住するひとり親家庭等
- 調査期間 平成26年8月1日～8月31日【調査基準日：平成26年8月1日】
- 調査票配布数 12,000部
- 調査方法
  - 母子及び (社福)大阪府母子寡婦福祉連合会を通じて会員に配布(2,300部)
  - 父子家庭 調査票の回収は、回答者が市町村に提出  
市町村児童扶養手当担当課を通じて配布・回収(8,500部)
  - 寡婦 (社福)大阪府母子寡婦福祉連合会を通じて会員に配布(1,200部)  
調査票の回収は、回答者が返信用封筒により同連合会へ郵送
- 有効回答数 全回収数は、5,592部で、有効回答数は5,591部  
(母子家庭4,524部、父子家庭361部、寡婦706部)でした。

### 【市町村別配布・回収状況】

市町村名	母子家庭		父子家庭		寡婦		合計		配布数	回収率
岸和田市	273	6.0%	42	11.6%	29	4.1%	344	6.2%	820	42.0%
池田市	85	1.9%	0	0.0%	18	2.5%	103	1.8%	198	52.0%
吹田市	255	5.7%	36	10.0%	110	15.6%	401	7.2%	998	40.2%
泉大津市	24	0.5%	1	0.3%	12	1.7%	37	0.7%	227	16.3%
貝塚市	92	2.0%	12	3.3%	30	4.2%	134	2.4%	300	44.7%
守口市	6	0.1%	0	0.0%	7	1.0%	13	0.2%	443	2.9%
茨木市	458	10.1%	13	3.6%	13	1.8%	484	8.7%	695	69.6%
八尾市	78	1.7%	0	0.0%	14	2.0%	92	1.5%	789	11.7%
泉佐野市	87	1.9%	2	0.6%	4	0.6%	93	1.7%	256	36.3%
富田林市	112	2.5%	12	3.3%	9	1.3%	133	2.4%	336	39.6%
寝屋川市	397	8.8%	13	3.6%	50	7.1%	460	8.2%	880	52.3%
河内長野市	192	4.3%	21	5.8%	20	2.8%	233	4.2%	358	65.1%
松原市	141	3.1%	17	4.7%	24	3.4%	182	3.3%	450	40.4%
大東市	184	4.1%	25	6.9%	11	1.6%	220	3.9%	440	50.0%
和泉市	381	8.4%	27	7.5%	10	1.4%	418	7.5%	565	74.0%
箕面市	182	4.0%	20	5.5%	41	5.8%	243	4.3%	370	65.7%
柏原市	55	1.2%	5	1.4%	20	2.8%	80	1.4%	205	39.0%
羽曳野市	97	2.2%	6	1.6%	33	4.7%	136	2.4%	420	32.4%
門真市	562	12.4%	49	13.6%	19	2.7%	630	11.3%	935	67.4%
摂津市	128	2.8%	4	1.1%	28	4.0%	160	2.9%	265	60.4%
高石市	57	1.3%	3	0.8%	11	1.6%	71	1.3%	154	46.1%
藤井寺市	57	1.3%	6	1.6%	23	3.3%	86	1.5%	235	36.6%
泉南市	142	3.2%	10	2.8%	21	3.0%	173	3.1%	340	50.9%
四條畷市	133	2.9%	8	2.2%	14	2.0%	155	2.8%	280	55.4%
交野市	45	1.0%	5	1.4%	17	2.4%	67	1.2%	190	35.3%
大阪狭山市	68	1.5%	5	1.4%	17	2.4%	90	1.6%	143	62.9%
阪南市	124	2.7%	3	0.8%	8	1.1%	135	2.4%	190	71.1%
島本町	4	0.1%	0	0.0%	17	2.4%	21	0.4%	77	27.3%
豊能町	13	0.3%	2	0.6%	3	0.4%	18	0.3%	25	72.0%
能勢町	6	0.1%	2	0.6%	4	0.6%	12	0.2%	24	50.0%
忠岡町	13	0.3%	5	1.4%	20	2.8%	38	0.7%	107	35.5%
熊取町	40	0.9%	4	1.1%	6	0.8%	50	0.9%	98	51.0%
田尻町	10	0.2%	1	0.3%	2	0.3%	13	0.2%	24	54.2%
岬町	0	0.0%	0	0.0%	3	0.4%	3	0.1%	34	8.8%
太子町	10	0.2%	0	0.0%	22	3.1%	32	0.6%	61	52.5%
河南町	13	0.3%	2	0.6%	10	1.4%	25	0.4%	42	59.5%
千早赤阪村	0	0.0%	0	0.0%	6	0.9%	6	0.1%	26	23.1%
無回答・未記入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
合計	4,524		361		706		5,592		12,000	46.6%

※調査票配布数は、原則として各市町村における児童扶養手当受給者数に応じて比例按分

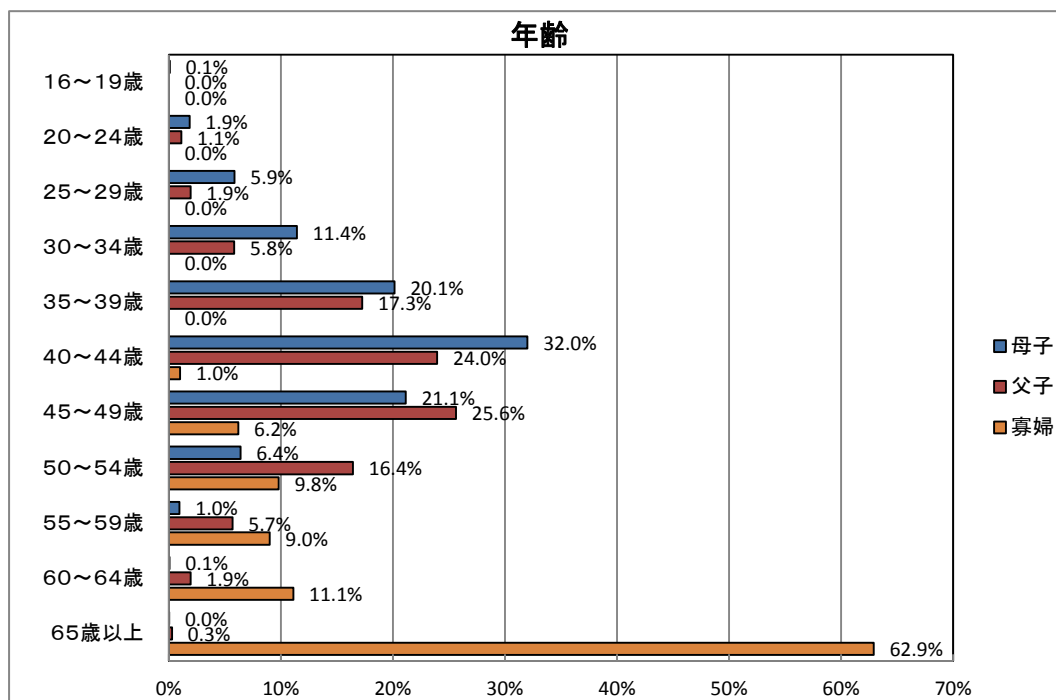
※按分の基礎とした平成26年3月末時点の児童扶養手当受給者数：母子35,437人、父子1,890人

## (1) 年齢

母子家庭の母では、「40～44 歳」が全体の 32.0%で最も多く、45 歳未満では 71.4%を占めています。年代では 40 歳代が 53.1%、30 歳代が 31.5%、20 歳代は 7.8%となっています。

父子家庭の父では、「45～49 歳」が全体の 25.6%で最も多く、50 歳未満では 75.7%を占めています。

寡婦は、「65 歳以上」が全体の 62.9%を占めており、回答者の年齢は総じて高くなっています。



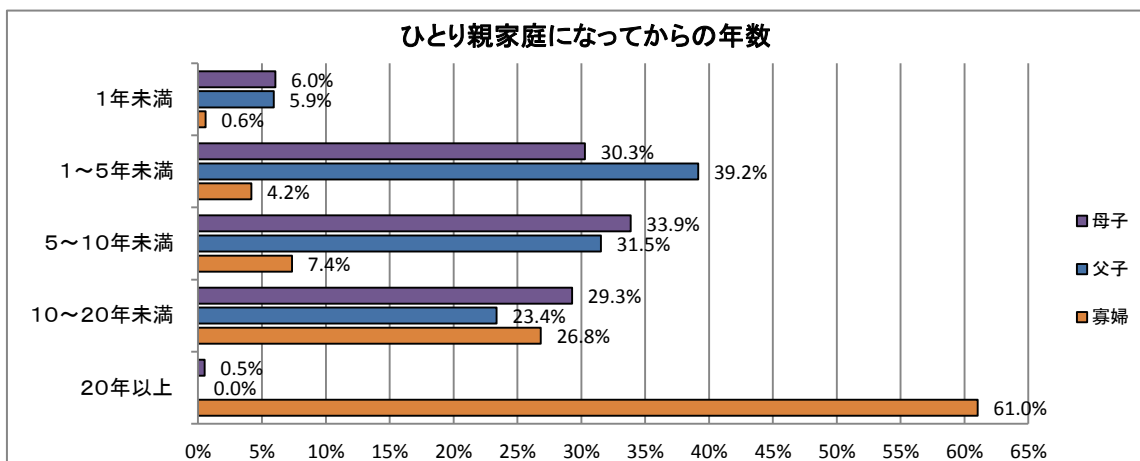
回答数 母子:4,483 件、父子:359 件、寡婦:693 件

## (2) ひとり親家庭になってからの年数

母子家庭では、5年未満が 36.3% (うち 1年未満は 6.0%) を占め、「5～10年未満」が全体の 33.9%、10年未満で見ると、全体の 70.2%を占めています。

父子家庭では、5年未満が 45.1% (うち 1年未満は 5.9%) を占め、「5～10年未満」が全体の 31.5%、10年未満で見ると、全体の 76.6%を占めています。

寡婦については、ひとり親になって「20年以上」が全体の 61.0%を占めています。



回答数 母子:4,453 件、父子:335 件、寡婦:503 件

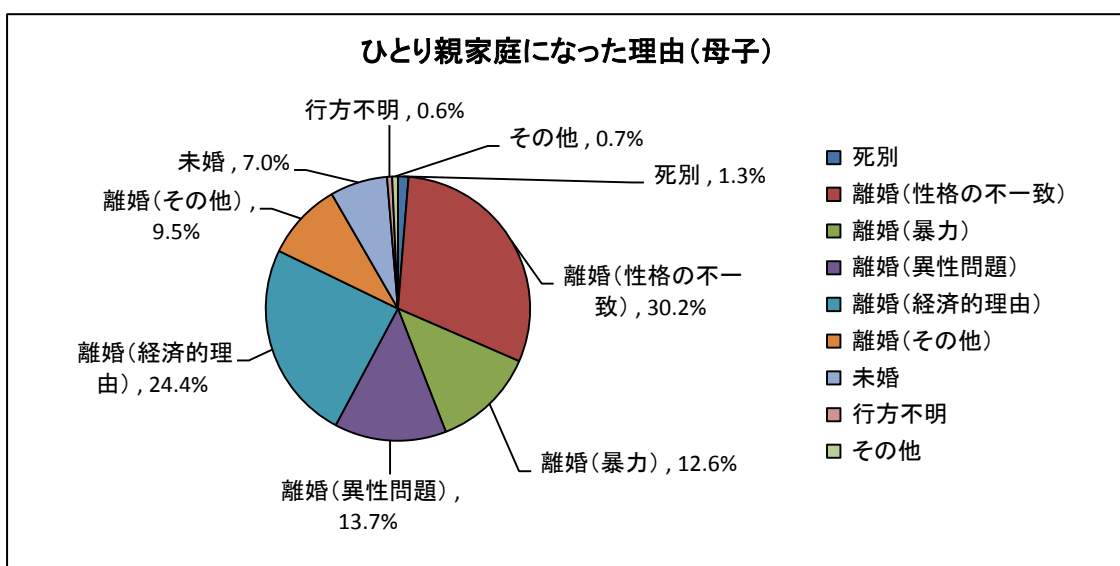
### (3) ひとり親家庭になった理由

母子家庭では、「離婚」を理由とするものが全体の90.4%で最も多く、「死別」は1.3%と少なくなっています。離婚の原因をみると、「性格の不一致」33.4%、「経済的理由」27.0%、「異性問題」15.2%と続き、「暴力」によるものも13.9%の回答がありました。

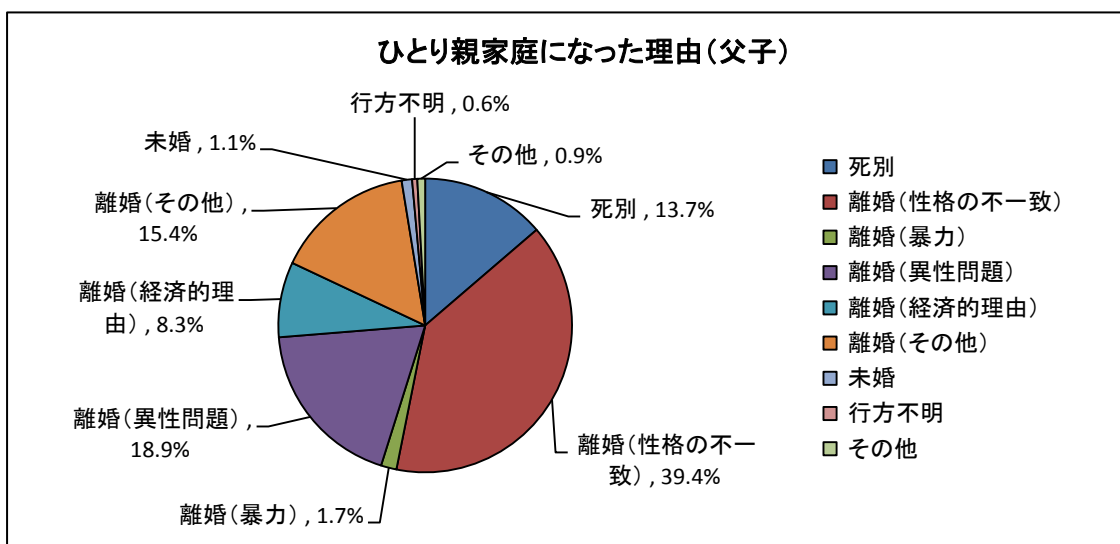
父子家庭でも、「離婚」を理由とするものが全体の83.7%で最も多くなっています。離婚の原因では、「性格の不一致」が47.1%と半数近く占めています。次いで「異性問題」が、22.5%となっています。

寡婦の場合は、「死別」が全体の62.4%で最も多く、「離婚」は35.8%となっています。

※下線の比率は、原因を離婚とするものを母数として算出（下表「離婚の原因」参照）



回答数 4,191 件



回答数 350 件

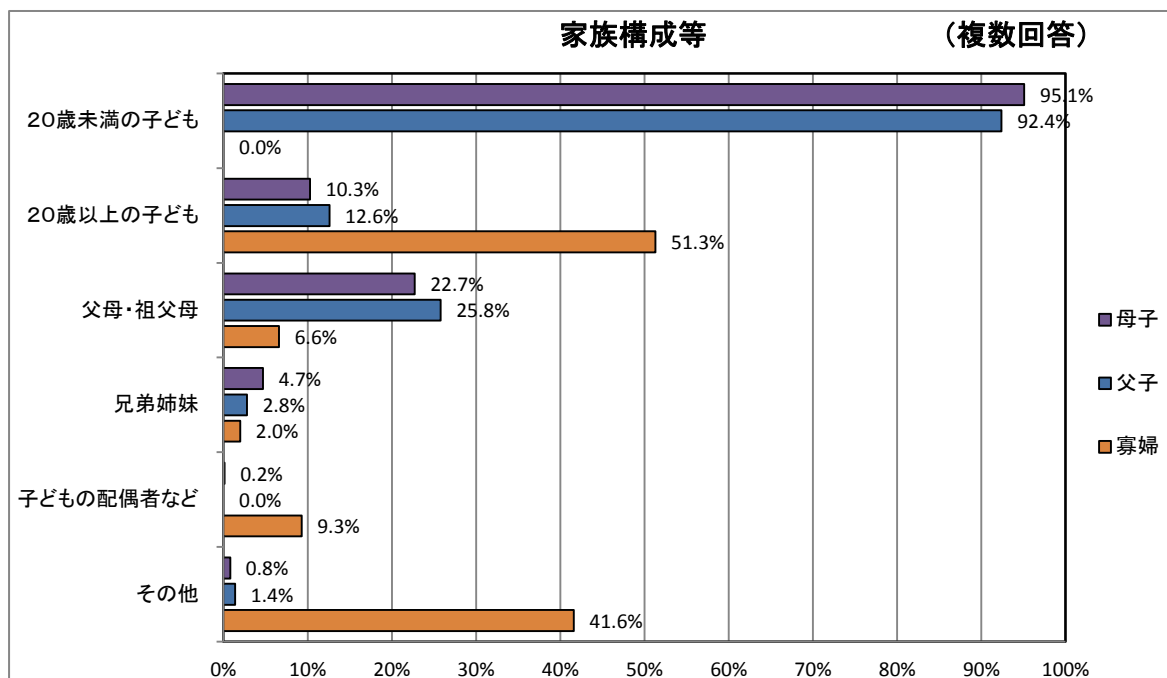
#### 離婚の原因

	母子家庭	父子家庭	寡婦
性格の不一致	33.4%	47.1%	22.2%
暴力	13.9%	2.1%	14.4%
異性問題	15.2%	22.5%	22.2%
経済的理由	27.0%	9.9%	26.3%
その他	10.5%	18.4%	14.8%

#### (4) 家族構成等

母子家庭の家族構成は、95.1%が「20歳未満の子ども」と同居しており、父母・祖父母との同居率は、22.7%となっています。

父子家庭の家族構成は、92.4%が「20歳未満の子ども」と同居しており、父母・祖父母との同居率は、25.8%となっています。(複数回答あり)



回答者数 母子:4,479人、父子:357人、寡婦:637人

### 3. 就業及び資格・技能の状況

#### (1) ひとり親家庭になる前の仕事、なった後の仕事、現在の仕事

母子家庭になる前の仕事として、「パート・アルバイト・臨時職員等」が全体の 42.5% で最も多く、次いで「働いていない」が 31.9%、「正職員・正規職員」が 14.7%となっています。

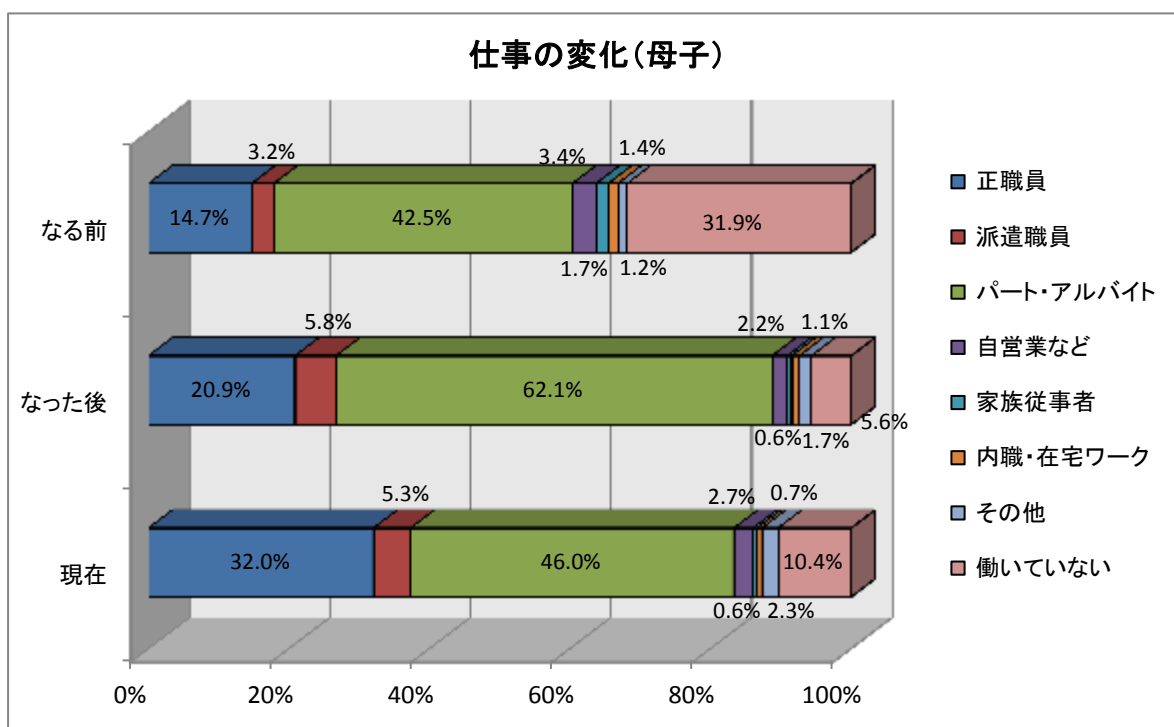
母子家庭になった後は、「パート・アルバイト・臨時職員等」が全体の 62.1%、「正職員・正規職員」が 20.9%と増えています。「働いていない」は 5.6%で、母子家庭になる前と比べて大幅に減少しています。

現在の仕事では、「パート・アルバイト・臨時職員等」(46.0%)、「正職員・正規職員」(32.0%)、「働いていない」(10.4%)となっており、仕事の変化をみると、「パート・アルバイト・臨時職員等」が母子家庭になった後に増加していますが、現在の状況では減少して、「正職員・正規職員」が増加しています。

父子家庭の父の仕事の変化をみると、父子家庭になった後は、「正職員・正規職員」が減少し、「パート・アルバイト・臨時職員等」が増加していますが、現在の仕事では、「正職員・正規職員」が 45.3%で、母子家庭より高い値となっています。

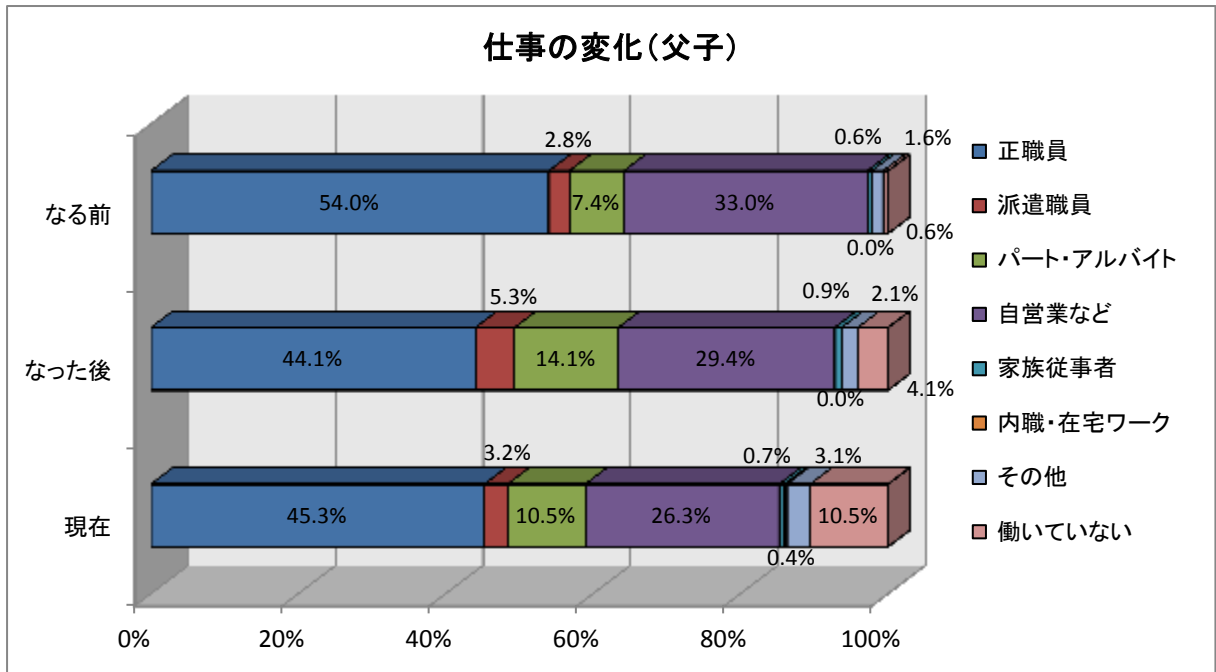
父子家庭の場合は、父子家庭になった後は「正職員・正規職員」でなくなるなど、子育てと仕事の両立が一時的に困難になっていることが伺えます。

寡婦は、ひとり親家庭となった後から、働く方が増えますが、現在の仕事で見ると、「働いていない」という回答が多くなっています。

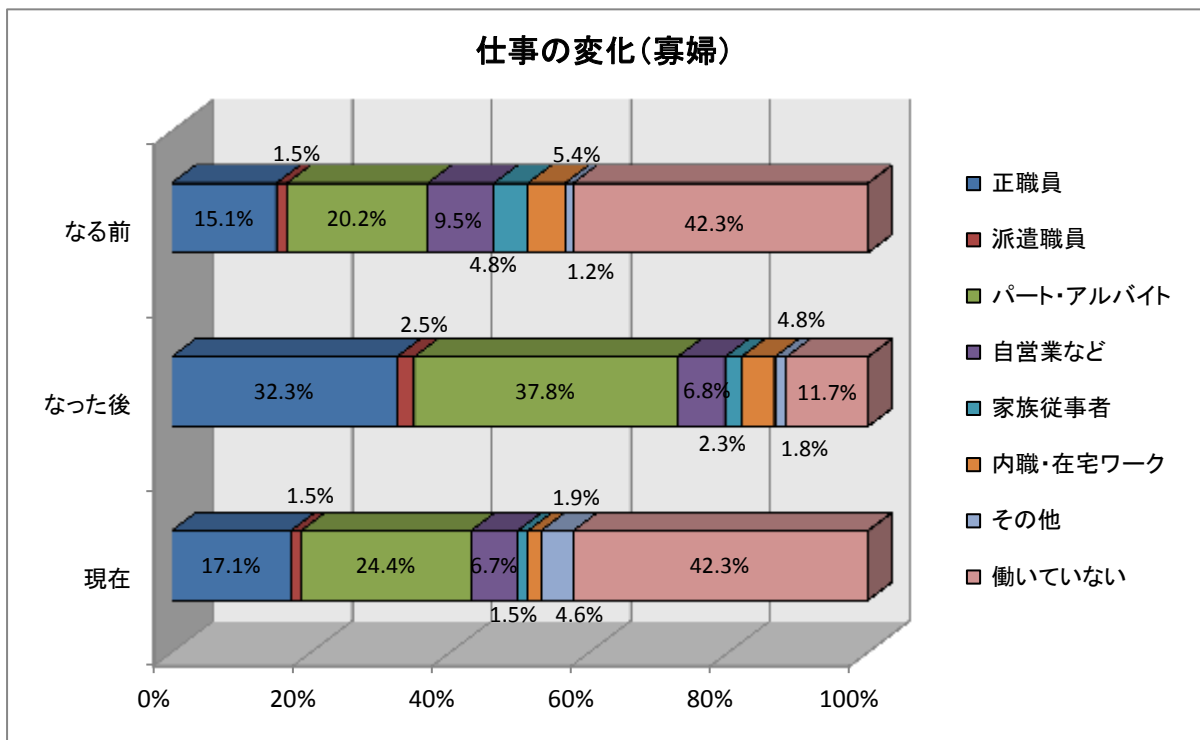


回答数 なる前:4,312件、なった後:4,287件、現在:4,017件





回答数 なる前:324件、なった後:320件、現在:285件



回答数 なる前:598件、なった後:600件、現在:537件

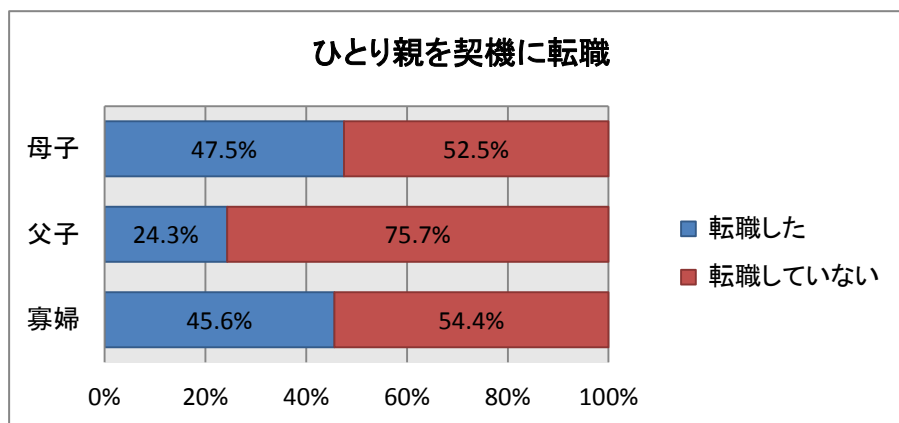
## (2) ひとり親になった際の転職の有無及びその理由

ひとり親となったことによる転職の有無について、「転職した」が、母子家庭の母では47.5%、父子家庭の父では24.3%、寡婦では45.6%となっています。

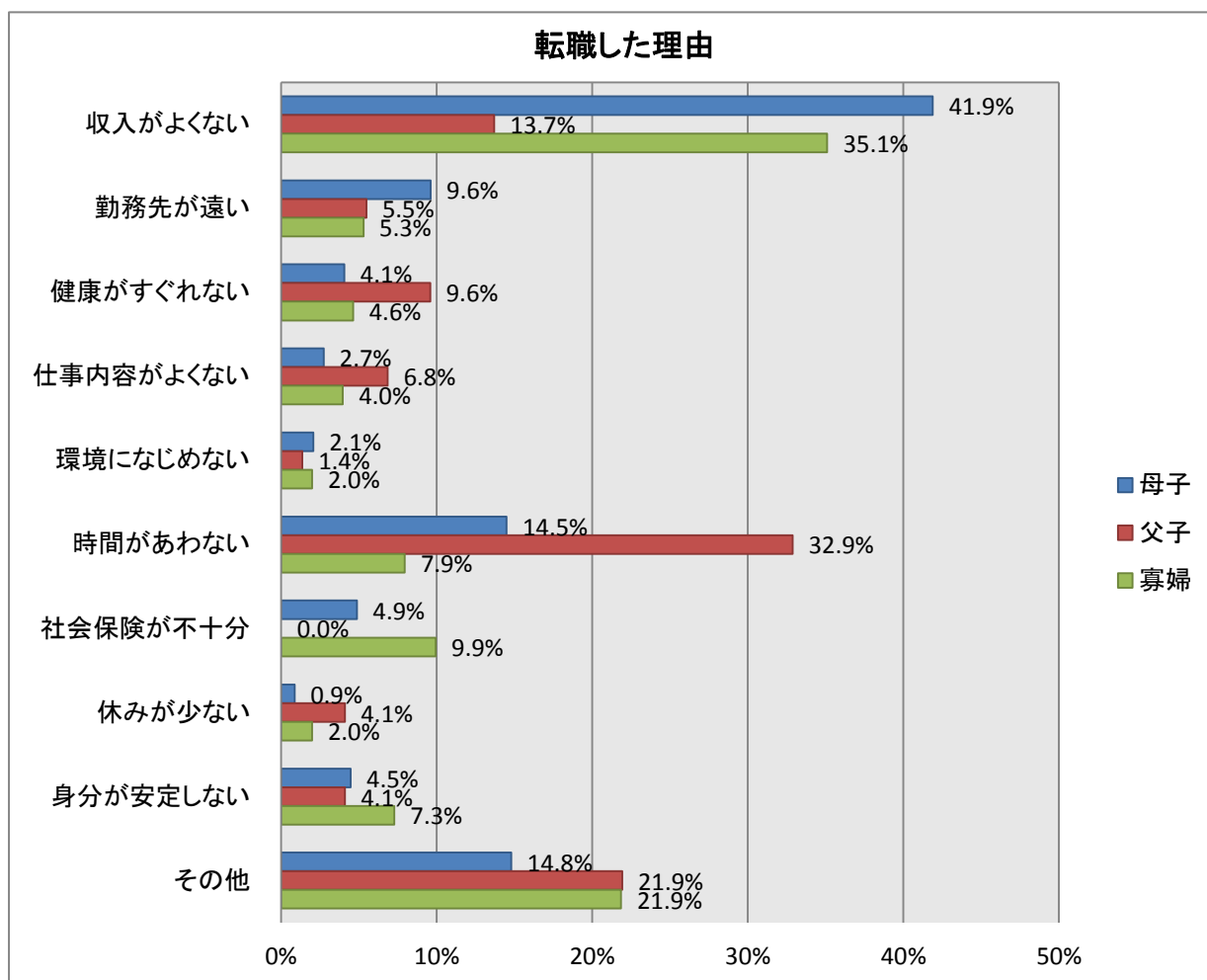
その理由として、母子家庭の母では、「収入がよくない」が41.9%を占め、次いで「時間が合わない」(14.5%)となっています。

また、父子家庭の父では、「時間が合わない」が32.9%を占め、次いで、「収入がよくない」(13.7%)となっています。

さらに、寡婦については、「収入がよくない」(35.1%)が一番多くなっています。



回答数 母子:3,483件、父子:300件、寡婦:329件



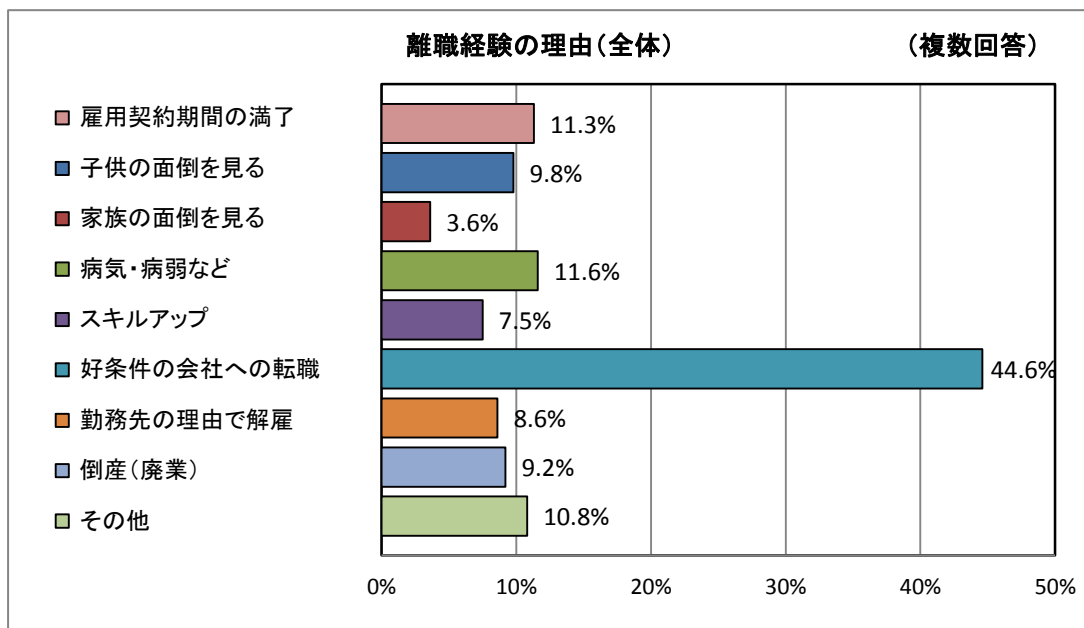
回答数 母子:1,497件、父子:73件、寡婦:150件

### (3) 離職経験等の状況

ひとり親になってから現在（平成26年8月）までの間に離職した経験のある方は、全体の52.4%、離職経験がない方は、47.6%となっています。

離職経験がある方のうち、その理由として最も多かったものが「好条件の会社への転職」（44.6%）となっており、次いで、「病気・病弱など」（11.6%）、「雇用契約期間の満了」（11.3%）となっています。

また、「勤務先の理由で解雇」、「勤務先が倒産（廃業）」が合わせて17.8%となっており、雇用・経済情勢の悪化による影響も伺えます。（複数回答あり）

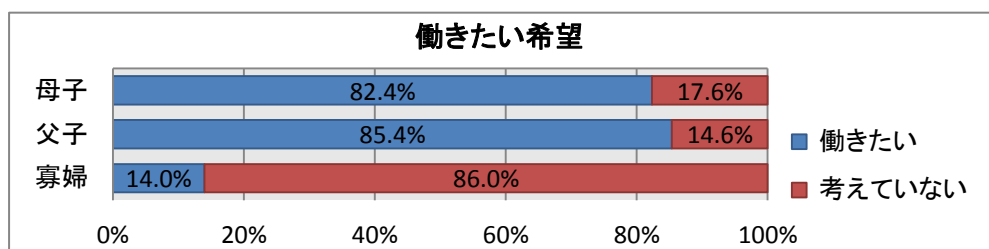


回答者数 2,393人

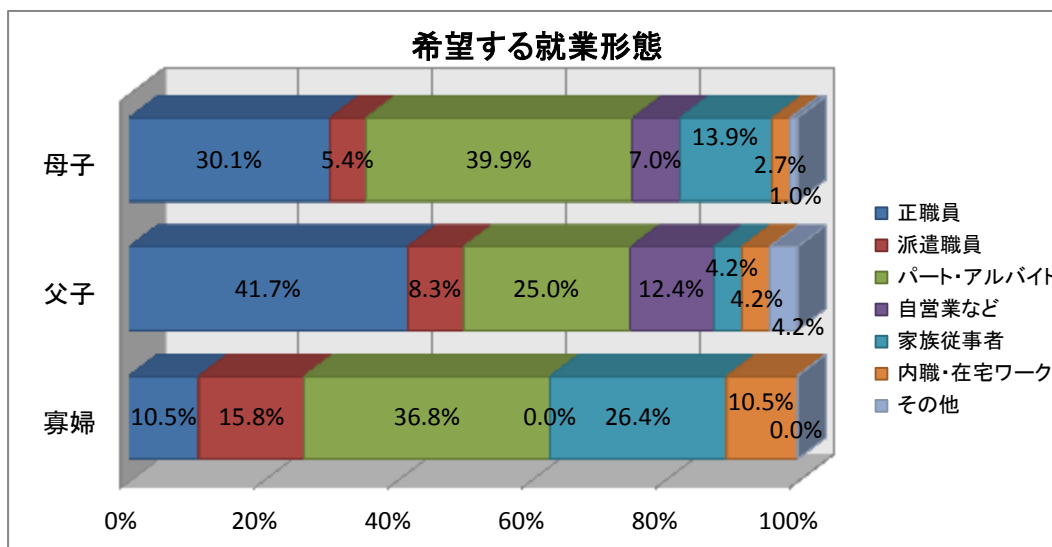
### (4) 現在、働いていない方で働きたい希望の就業形態とその理由

現在、働いていない方で、働くことを希望する母子家庭の母は82.4%で、その就業形態は、「パート・アルバイト・臨時職員等」が全体の39.9%を占め、次いで「正職員・正規職員」が30.1%となっています。その理由をみると、「パート・アルバイト・臨時職員等」を希望する方では、「子どもの面倒を見る必要がある」（36.2%）が最も多く、次いで、「より多い収入を得たい」（15.3%）、「資格・技能を活かしたい」（11.9%）となっています。「正職員・正規職員」を希望する方では、「より多い収入を得たい」（29.6%）が最も多く、次いで「身分や社会保障が安定している」（23.7%）となっています。

また、働いていない方で、働くことを希望する父子家庭の父は85.4%で、その就業形態は、「正社員・正規職員」が全体の41.7%を占めています。その理由をみると、「子どもの面倒を見る必要がある」（33.3%）が最も多く、次いで「身分や社会保障が安定している」（22.2%）となっています。



回答数 母子:493件、父子:41件、寡婦:236件



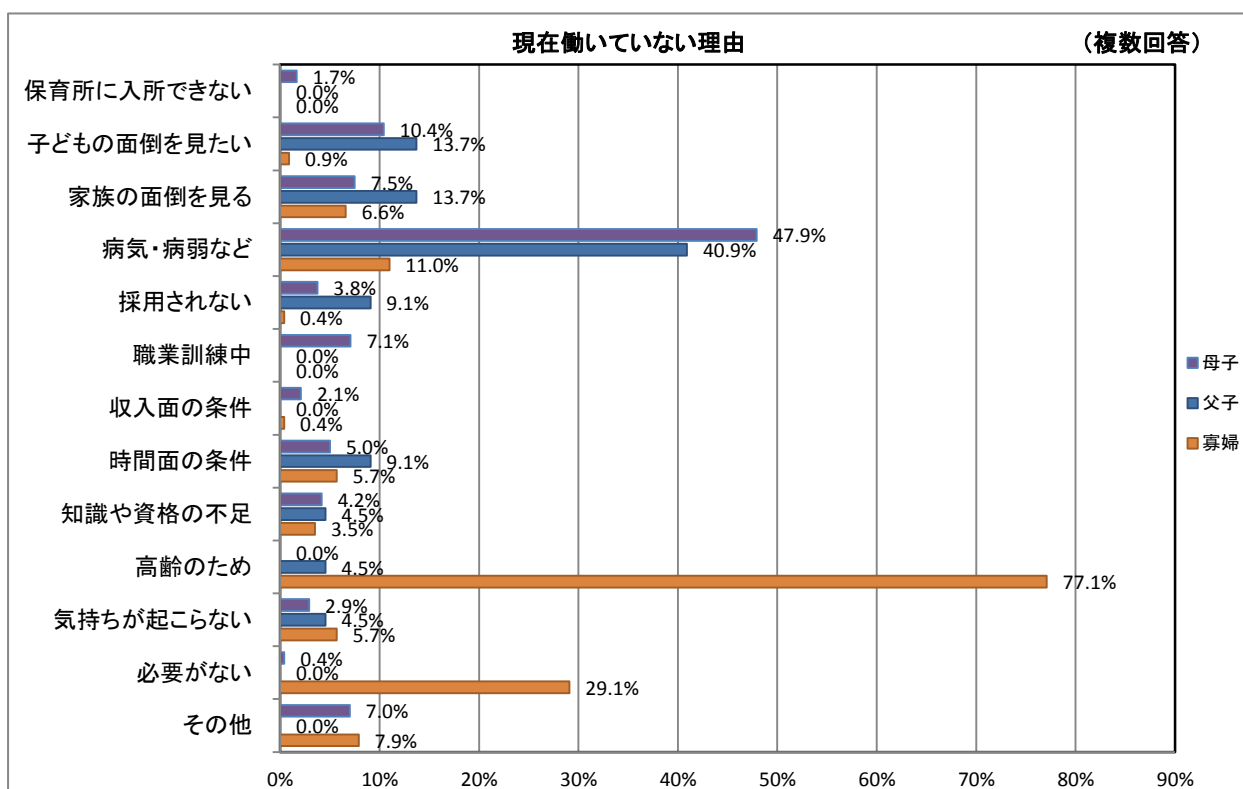
回答数 母子:296件、父子:24件、寡婦:19件

	母子家庭		父子家庭
	正職員・正規職員	パート・アルバイト・臨時職員等	正職員・正規職員
より多い収入を得たい	29.6%	15.3%	11.1%
身分、社会保障が安定	23.7%	11.3%	22.2%
子どもの面倒を見る	18.8%	36.2%	33.3%
家族の面倒を見る	4.8%	4.5%	5.6%
資格・技能を活かしたい	18.8%	11.9%	16.7%
時間に余裕が持てる	1.6%	7.3%	0.0%
勤務先が自宅(近辺)	1.1%	7.3%	5.6%
働きに出るのが苦手	0%	1.1%	0.0%
その他	1.6%	5.1%	5.6%

#### (5) 現在、働いておらず、今後も働くことを考えていない方の理由

現在、働いておらず、今後も働くことを考えていない方の理由は、母子家庭の母では「病気・病弱など」が47.9%と最も多く、次いで、「子どもの面倒を見たい」(10.4%)となっています。

また、父子家庭の父では、「病気・病弱など」(40.9%)が最も多く、次いで「子どもの面倒を見たい」、「家族の面倒を見る」が同率で13.7%となっています。(複数回答あり)

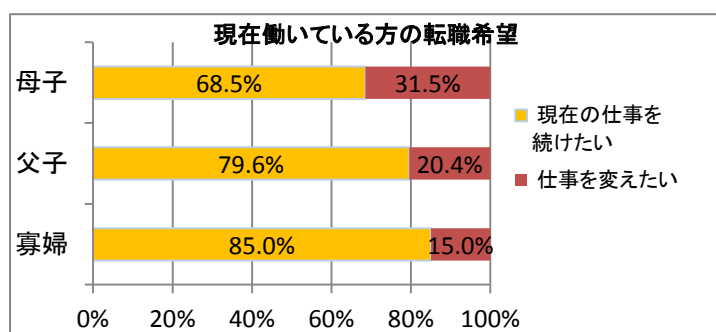


回答者数 母子:240人、父子:22人、寡婦:227人

### (6) 現在、働いている方で転職を希望する就業形態とその理由

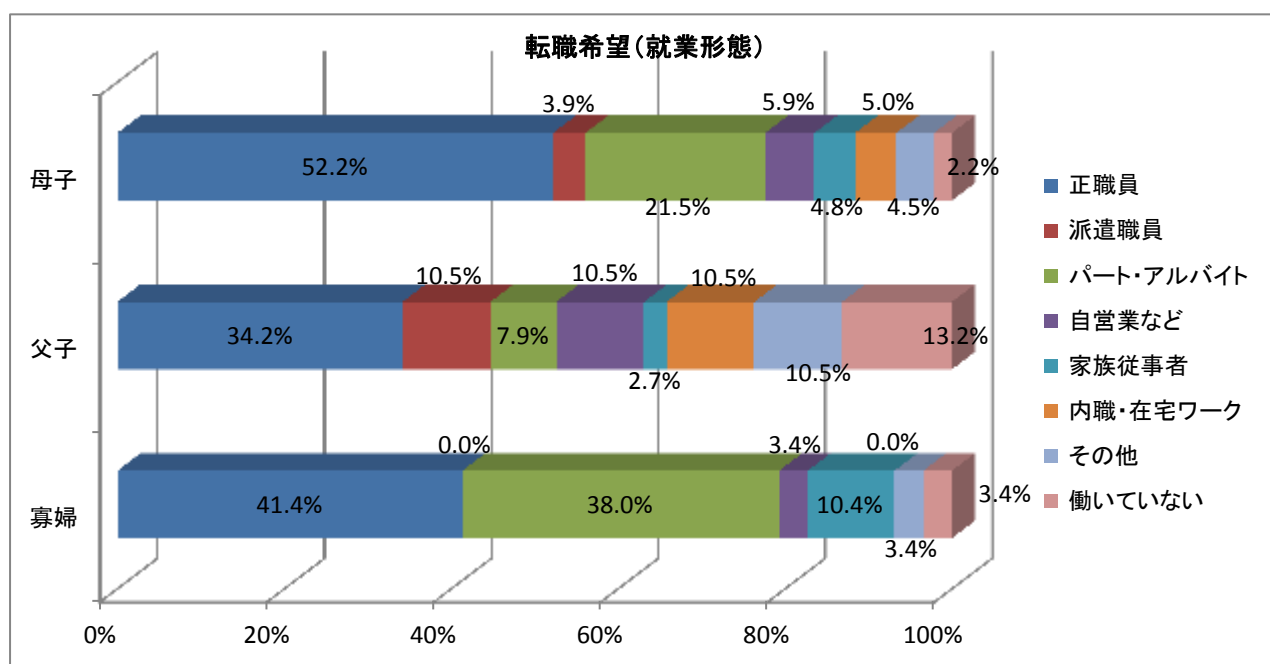
現在、働いている方のうち、転職を希望する母子家庭の母は 31.5%で、その就業形態は、「正職員・正規職員」が全体の 52.2%を占め、次いで「パート・アルバイト・臨時職員等」が 21.5%となっています。その理由をみると、「正職員・正規職員」を希望する方では、「収入がよくない」(48.5%) が最も多く、次いで「勤務先が自宅から遠い」(8.6%) となっています。

転職を希望する父子家庭の父は 20.4%で、その就業形態は、「正職員・正規職員」が全体の 34.2%で最も多くなっています。その理由をみると、「労働時間があわない」(46.7%) となっています。



回答数 母子:3,724 件、父子:279 件、寡婦:287 件

希望する就業形態 (正職員・正規職員)	母子家庭	父子家庭
収入がよくない	48.5%	10.0%
勤務先が自宅から遠い	8.6%	6.7%
健康がすぐれない	1.4%	3.3%
仕事の内容がよくない	2.4%	6.7%
職場環境になじめない	1.4%	0.0%
労働時間があわない	6.5%	46.7%
社会保険がない又は不十分	6.9%	0.0%
休みが少ない	1.0%	3.3%
身分が安定していない	4.4%	0.0%
その他	18.9%	23.3%



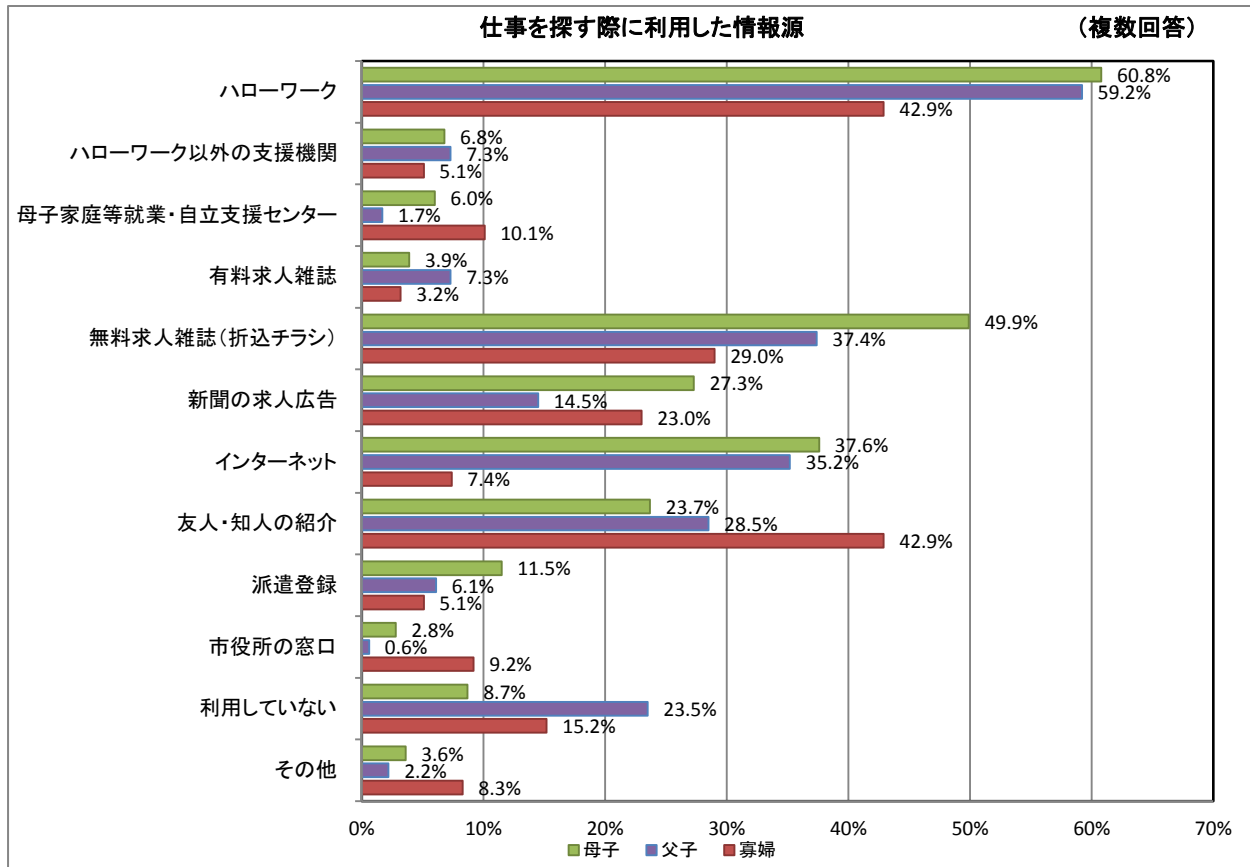
回答者数 母子:929 人、父子:38 人、寡婦:29 人

### (7) 仕事を探す際に利用した情報源

母子家庭の母の主な利用は、「ハローワーク」(60.8%)、「無料求人雑誌(折込チラシ)」(49.9%)、「インターネット」(37.6%)、「新聞の求人広告」(27.3%) となっています。

父子家庭の父では、「ハローワーク」(59.2%)、「無料求人雑誌(折込チラシ)」(37.4%)、「インターネット」(35.2%)、「友人・知人の紹介」(28.5%) となっています。

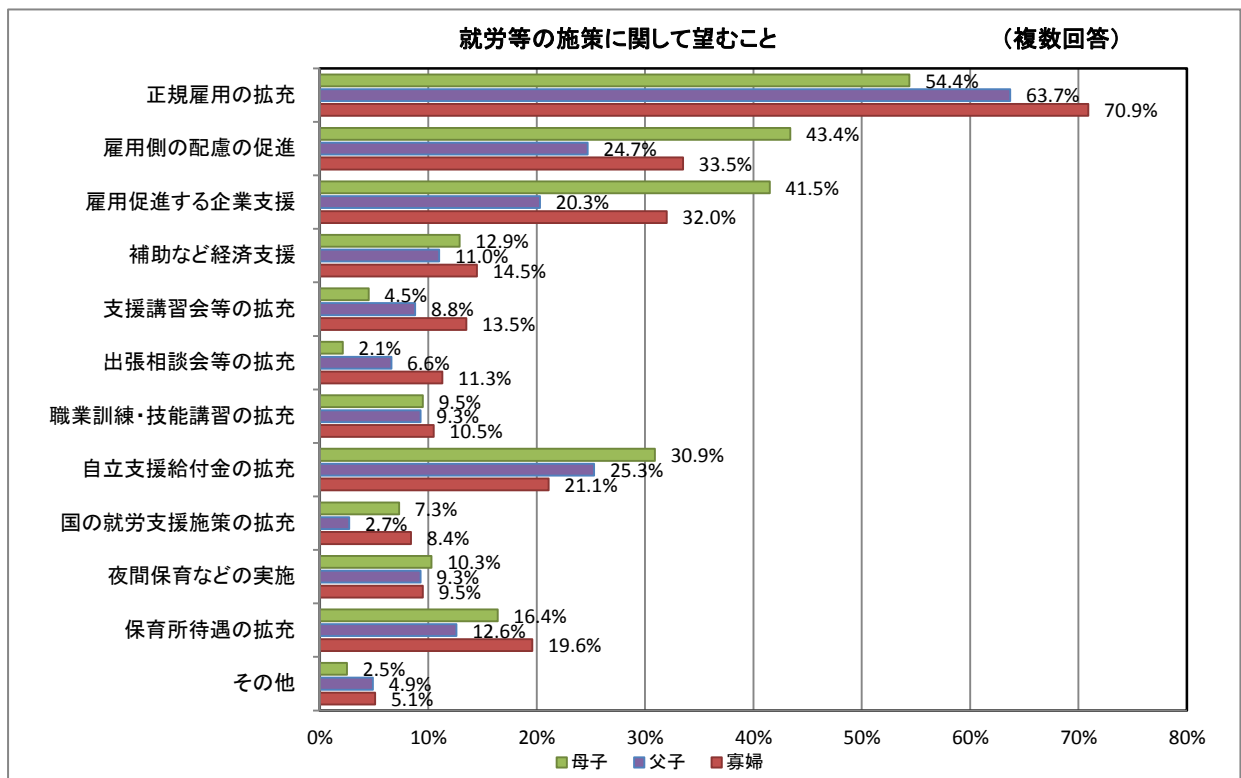
寡婦については、「ハローワーク」と「友人・知人の紹介」がそれぞれ 42.9%、「無料求人雑誌(折込チラシ)」が 29.0% となっています。(複数回答あり)



回答者数 母子:3,649人、父子:210人、寡婦:287人

### (8) 就労等に関して望む施策の方向

就労等に関して望む施策について、最も多いのが「正規雇用の拡充」56.1%（母子家庭 54.4%、父子家庭 63.7%、寡婦 70.9%）で、次いで、「雇用側の配慮の促進」41.8%（母子家庭 43.4%、父子家庭 24.7%、寡婦 33.5%）、「雇用を促進する企業支援」39.8%（母子家庭 41.5%、父子家庭 20.3%、寡婦 32.0%）となっています。（複数回答あり）



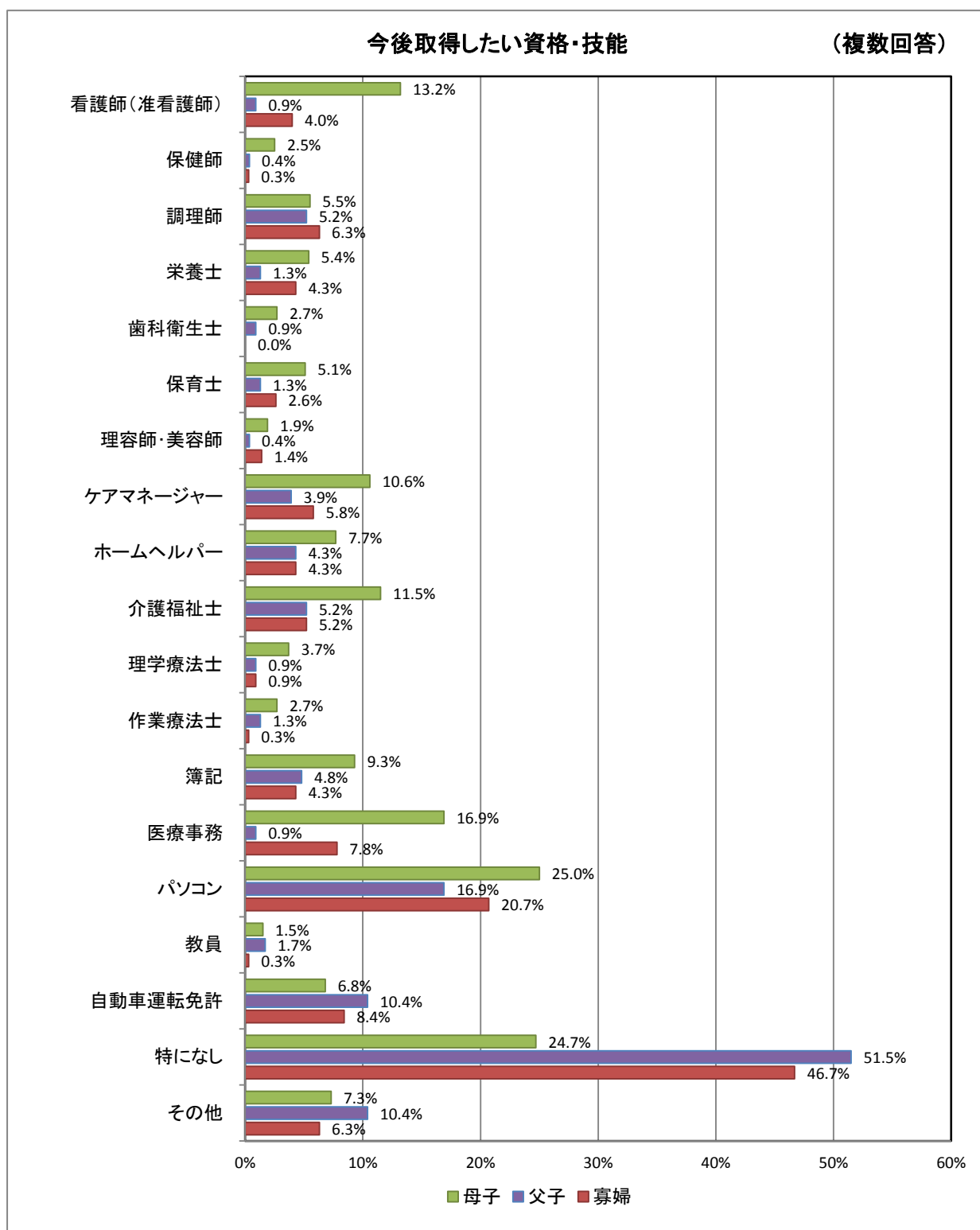
回答者数 母子:3,360人、父子:182人、寡婦:275人

### (9) 今後取得したい資格・技能

母子家庭の母が取得したい資格・技能は、「パソコン」(25.0%)、が最も多く、次いで「医療事務」(16.9%)となっています。

父子家庭の父でも、「パソコン」(16.9%)が最も多くなっていますが、今後取得したい資格・技能について「特になし」の回答が51.5%あります。

寡婦においても、「パソコン」(20.7%)が最も多くなっていますが、今後取得したい資格・技能について「特になし」の回答が46.7%あります。(複数回答あり)

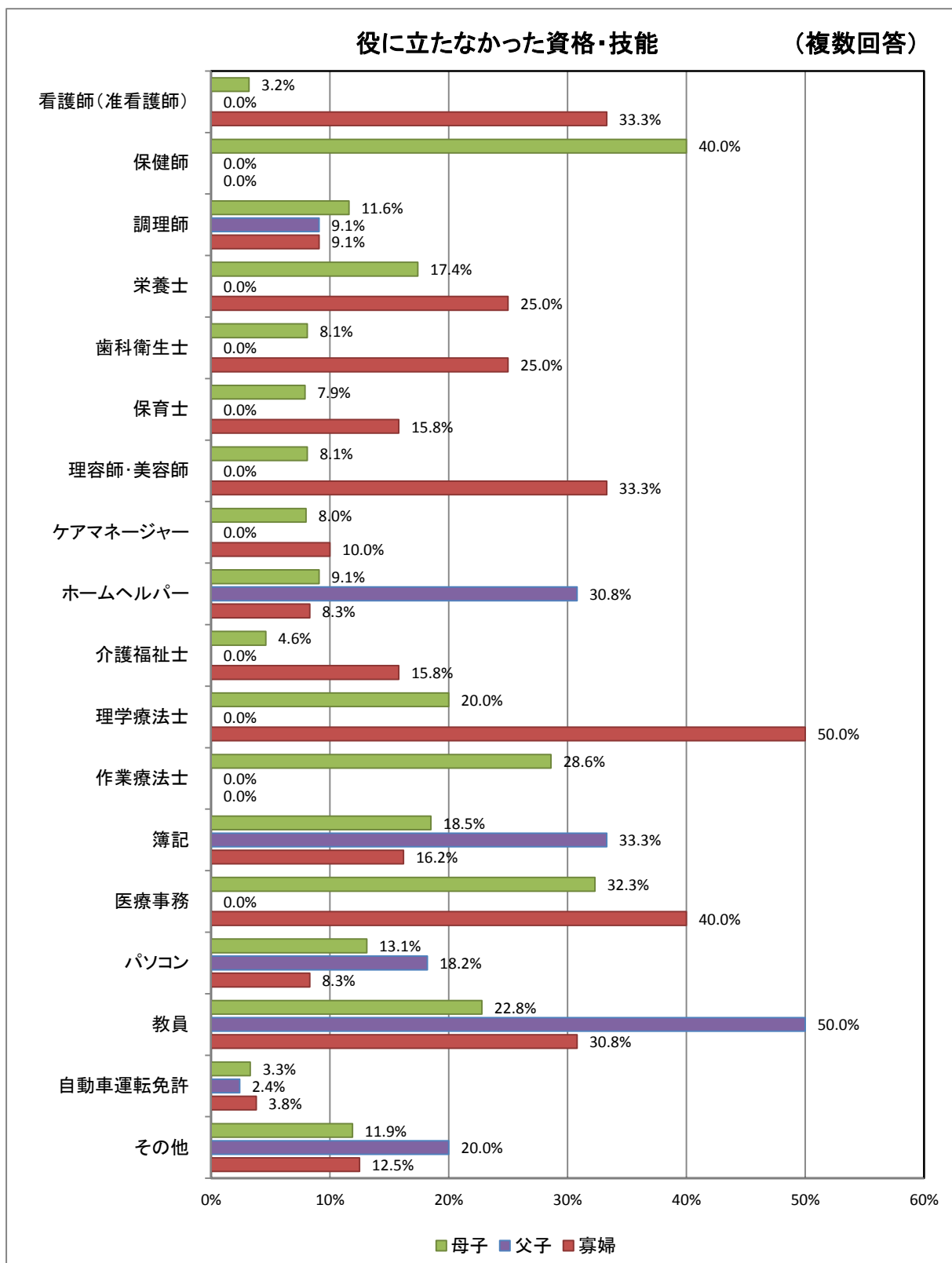


回答者数 母子:3,695人、父子:231人、寡婦:347人

### (10) 役に立たなかった資格・技能

就職に役に立たなかった資格・技能について、実際に資格を持っている母子家庭の母の回答をみると、「保健師」(40.0%)、「医療事務」(32.3%)、「作業療法士」(28.6%)となっています。

「医療事務」については、取得人気は高いものの、役に立たなかった資格・技能でも多くの回答があります。(複数回答あり)



回答者数 母子:563人、父子:25人、寡婦:80人  
※資格保有者に対する比率



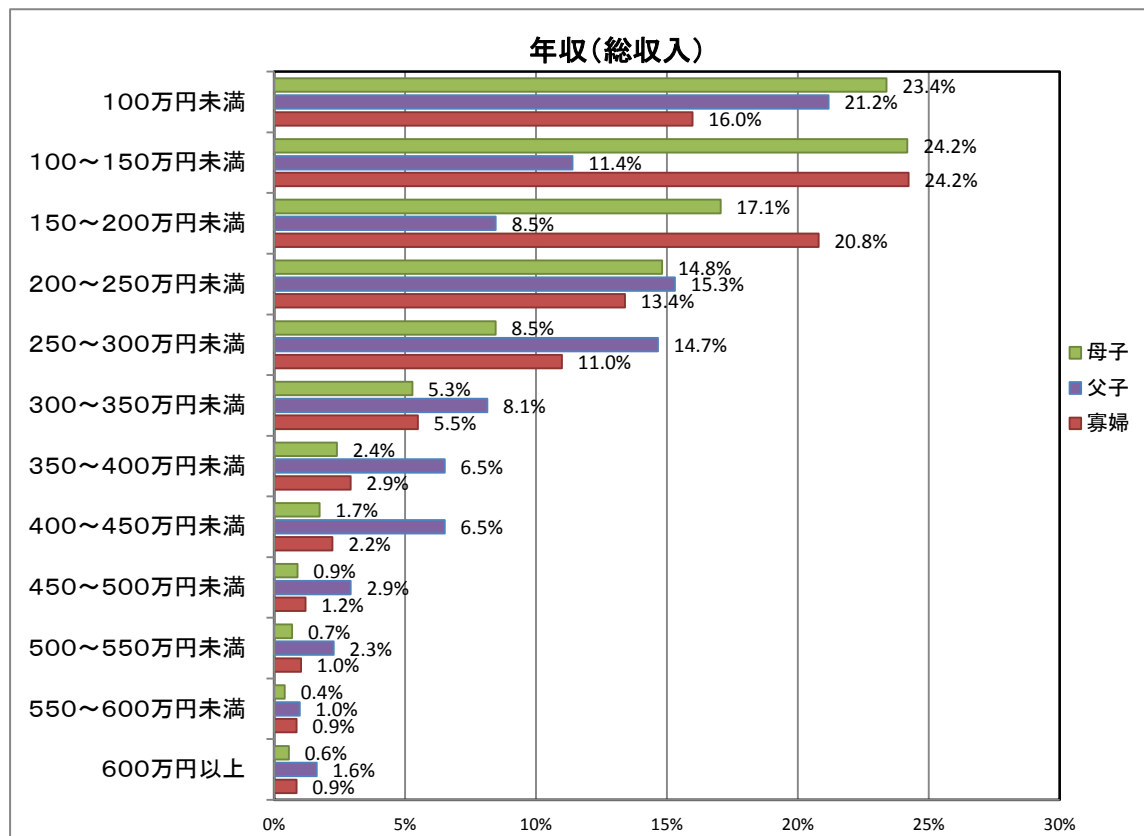
#### 4. 収入と養育費、面会交流の状況

##### (1) 年収(総収入)

母子家庭の母の年収は、「100～150万円未満」が全体の24.2%で最も多く、次いで「100万円未満」が23.4%となっており、150万円未満の家庭でみると47.6%で約半数近くを占めています。

父子家庭の父の年収は、「100万円未満」が全体の21.2%で最も多くなっていますが、「200～250万円未満」で15.3%、「250～300万円未満」で14.7%と収入にばらつきが伺えます。

寡婦の年収については、「100～150万円未満」が全体の24.2%で最も多く、次いで「150～200万円未満」が20.8%となっており、200万円未満の家庭でみると61.0%を占めています。



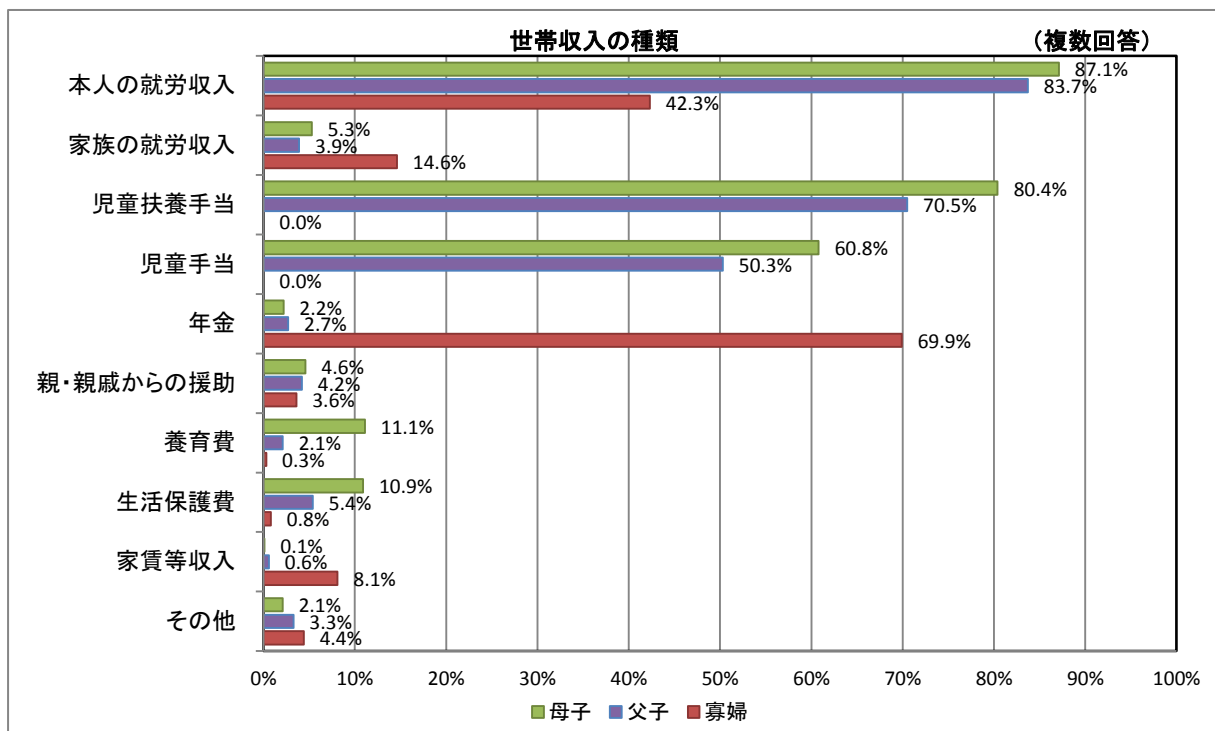
回答数 母子:3,899件、父子:307件、寡婦:582件

##### (2) 収入の種類

母子家庭では、「本人の就労による収入」が87.1%で最も多く、次いで「児童扶養手当」(80.4%)、「児童手当」(60.8%)となっています。また、「養育費」を受け取っている世帯は11.1%で、「生活保護費」を受けている世帯は10.9%となっています。

父子家庭でも、「本人の就労による収入」が83.7%で最も多く、次いで「児童扶養手当」(70.5%)、「児童手当」(50.3%)と、母子家庭と概ね同じ状況となっています。

寡婦の場合は、「年金」が69.9%で最も多く、次いで「本人の就労による収入」が42.3%となっています。(複数回答あり)



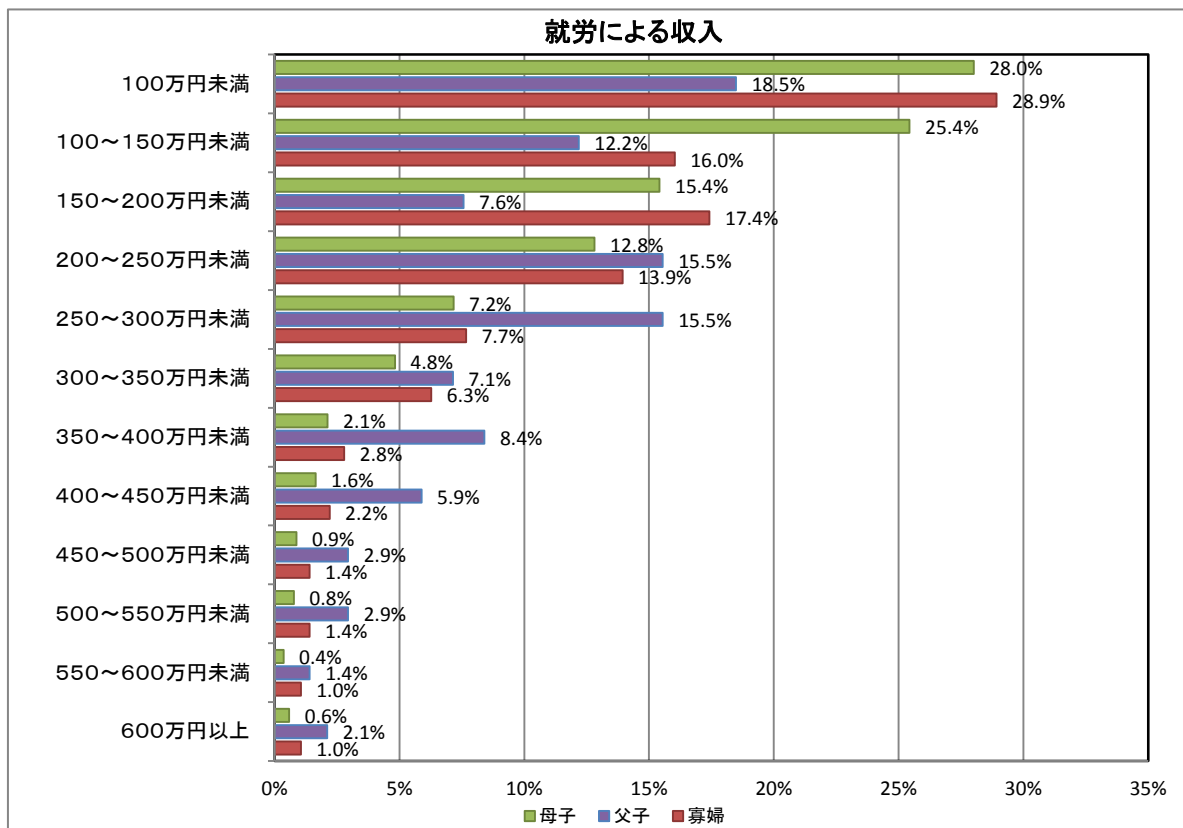
回答者数 母子:4,288人、父子:332人、寡婦:615人

### (3) 就労による収入

就労による収入では、母子家庭は、「100万円未満」(28.0%)が最も多く、次いで「100～150万円未満」(25.4%)、150万円未満でみると53.4%を占めています。

父子家庭でも、「100万円未満」(18.5%)が最も多いが、「250～300万円未満」と「200～250万円未満」が15.5%、さらに「100～150万円未満」が12.2%と、各層にばらついています。

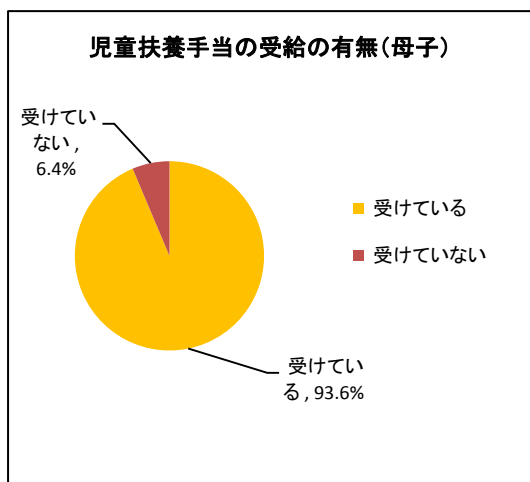
寡婦では、「100万円未満」(28.9%)が最も多く、次いで「150～200万円未満」(17.4%)、「100～150万円未満」(16.0%)となっており、200万円未満でみると62.3%を占めています。



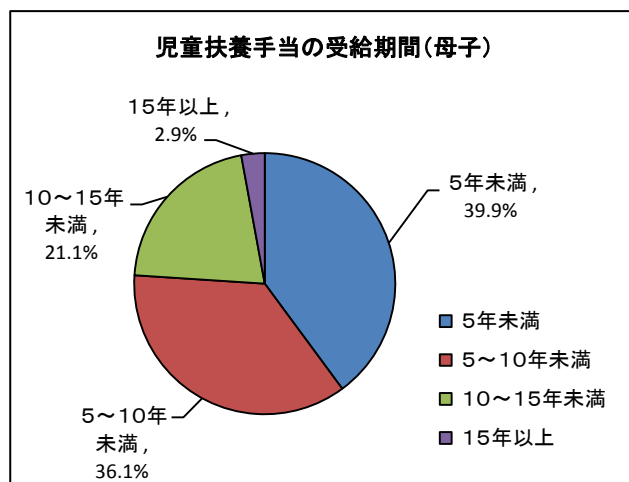
回答数 母子:3,113件、父子:238件、寡婦:287件

#### (4) 児童扶養手当の受給の有無・受給期間

母子家庭における受給者は、全体の 93.6%を占めています。受給期間は「5年未満」が全体の 39.9%で最も多く、次いで「5～10年未満」が 36.1%、10年未満でみると、全体の 76.0%となっており、これはひとり親になってからの年数とほぼ同じ割合となっています。



回答数 4,340 件

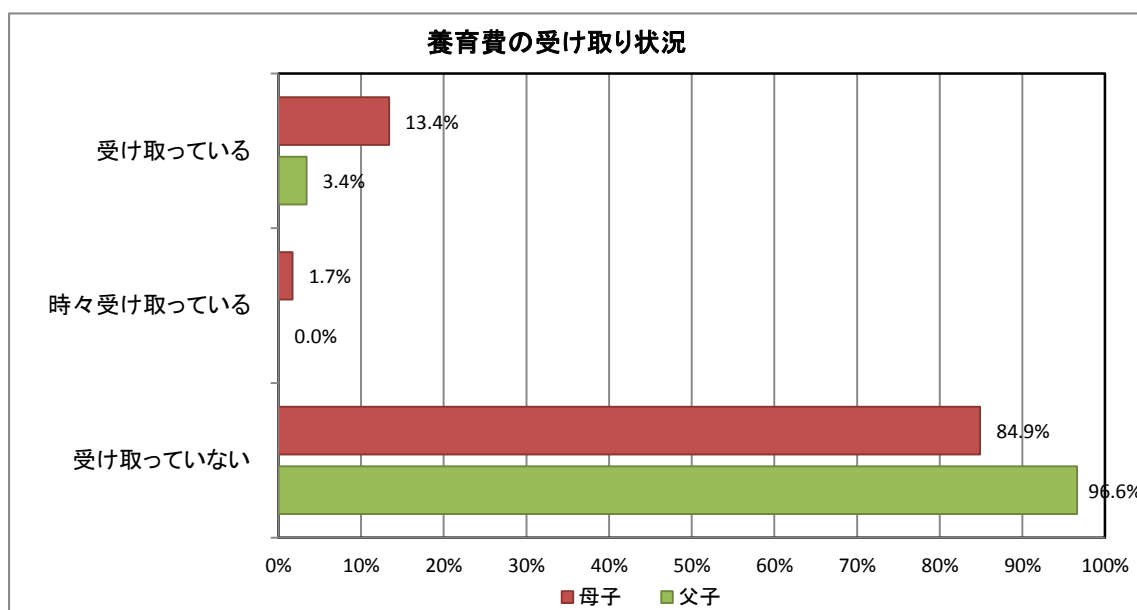


回答数 3,909 件

#### (5) 養育費の受給経験、受給額

養育費を「受け取っている」家庭は、母子家庭では全体の 13.4%、「時々受け取っている」が 1.7%で、合計 15.1% (610 名) しか受け取っていません。

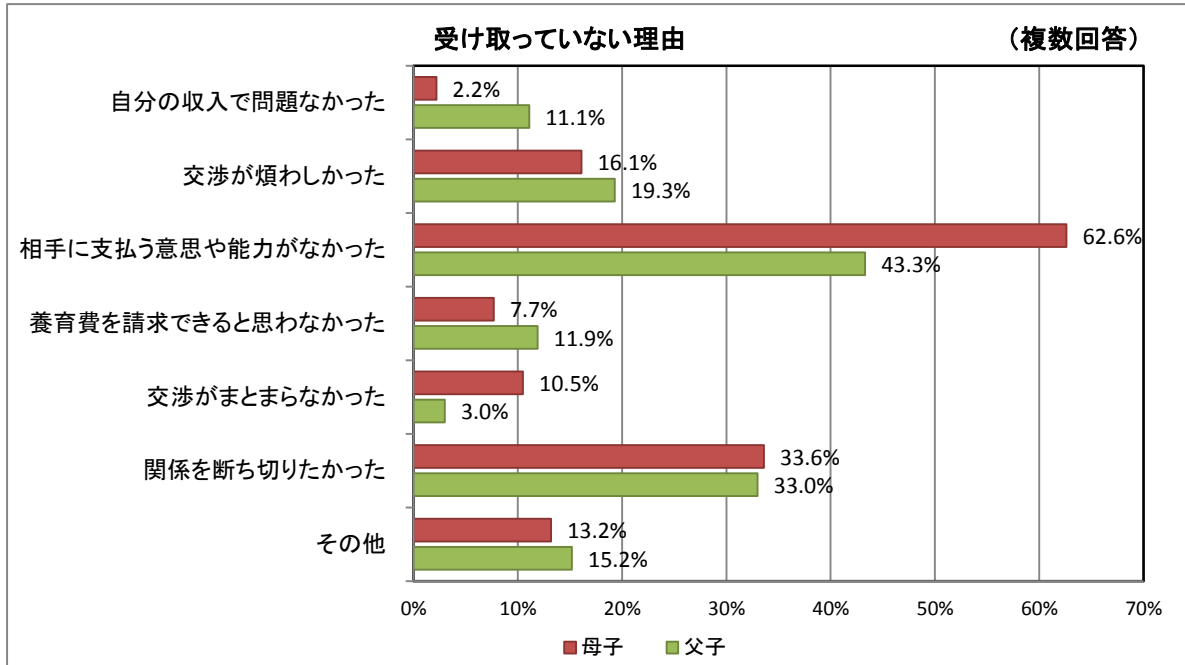
父子家庭では、養育費を受け取っているのは、3.4% (10 名) のみでした。



回答数 母子:4,038 件、父子:294 件

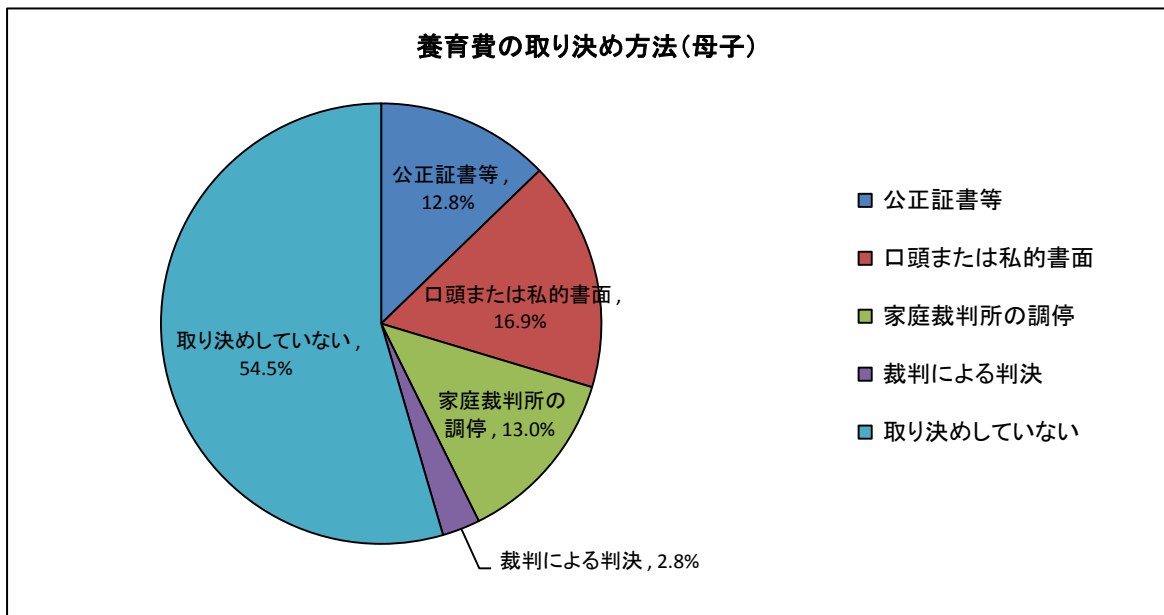
### (6) 養育費を受け取っていない理由

母子家庭で、養育費を「受け取っていない」と回答した方の理由をみると、「相手に支払う意思や能力がなかった」(62.6%)が最も多く、次いで「関係を断ち切りたかった」が33.6%となっています。(複数回答あり)



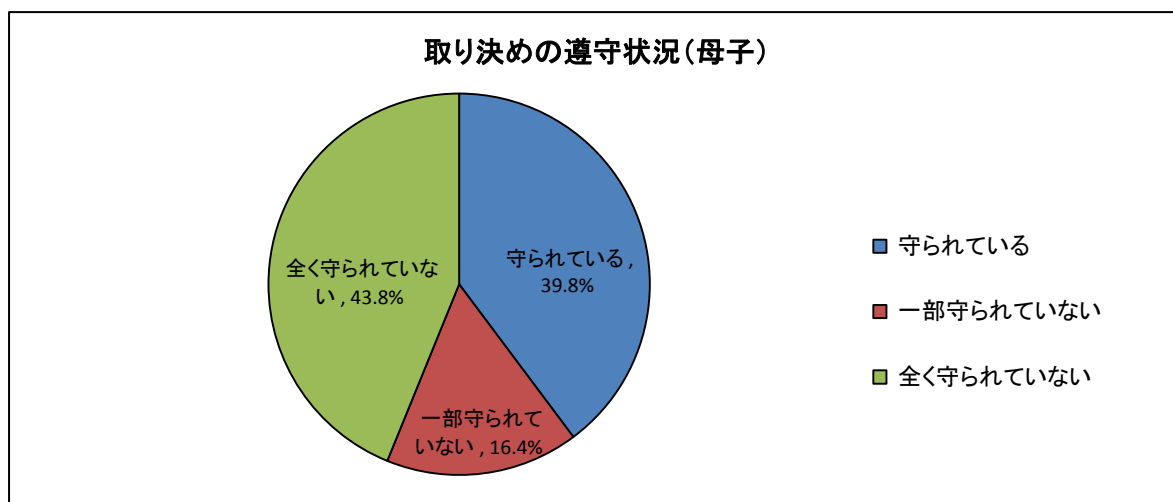
### (7) 養育費についての取り決め方法

養育費についての取り決めは、母子家庭では、「取り決めをしていない」が全体の54.5%で、「口頭または私的書面」が16.9%、「公正証書等」と「家庭裁判所の調停」によるものがほぼ同数で、それぞれ約13%となっています。



### (8) 取り決めの遵守状況

養育費の取り決めについて、母子家庭では、「守られている」が全体の 39.8%、「一部守られていない」(16.4%)と「全く守られていない」(43.8%)を加算すると、60.2%が養育費の取り決めをしても守ってもらえない状況となっています。

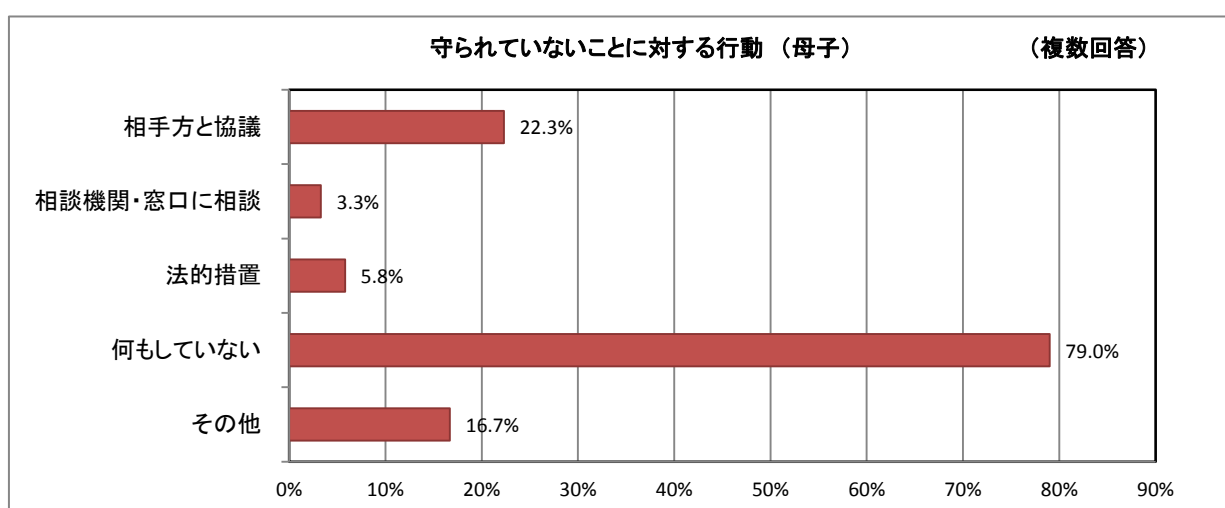


回答数 1,154 件

### (9) 取り決めが守られていないことに対する行動

取り決めが守られていないことに対する行動について、取り決めが一部あるいは全く守られていない母子家庭の母の回答みると、「何もしていない」が一番多く、全体の 79.0% (549 件) にのぼっています。

一方、行動を取ったものの手段は、「相手方と協議」が 22.3% (155 件)、「法的措置をとる」が 5.8% (40 件) であり、「相談機関・窓口に相談」は、3.3% (23 件) と少数でした。

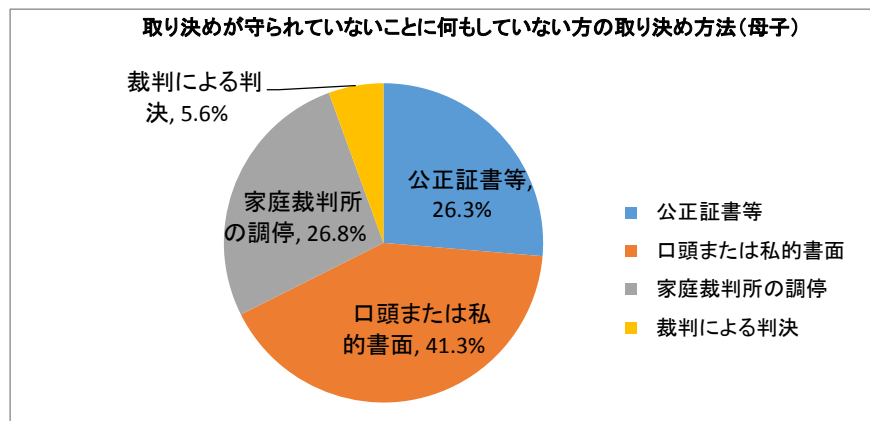


回答数 695 件

【取り決めが守られていないことに何もしていない方の取り決め方法】

養育費の取り決めが守られていないことに対する行動で「何もしていない」と回答された方の取り決め方法をみると、「口頭または私的書面」（41.3%）、「家庭裁判所の調停」（26.8%）、公正証書等（26.3%）となっており、94.4%の方が何らかの取り決めをしています。

「何もしていない方」は、当初から何もしていないのではなく、取り決めが守られていないため、現状ではあきらめているものと思われます。

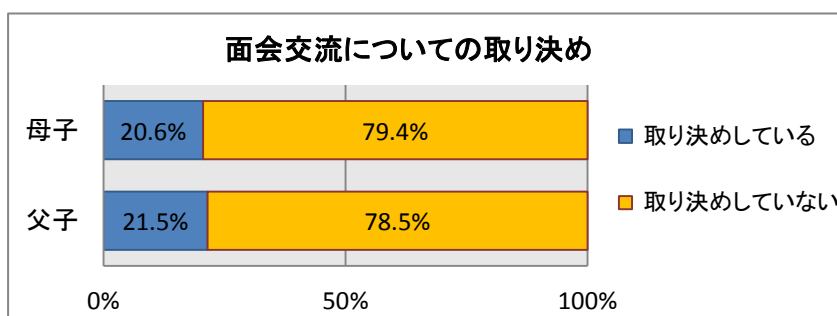


回答数 395 件

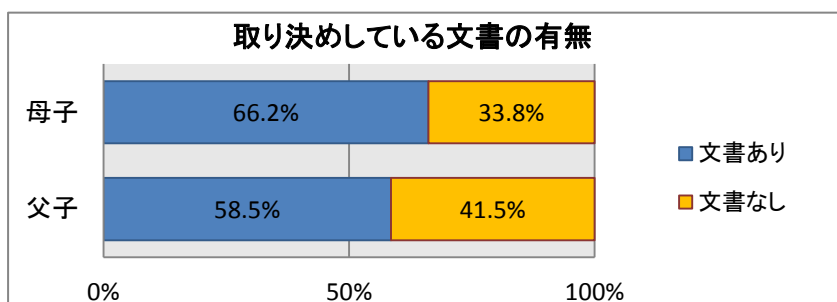
(10) 面会交流の取り決め

離別した配偶者との間で子どもとの面会交流の取り決めは、母子家庭では「取り決めをしている」が全体の 20.6%で、「文書あり」が 66.2%、「文書なし」が 33.8%となっています。

また、父子家庭では「取り決めをしている」が全体の 21.5%で、「文書あり」が 58.5%、「文書なし」が 41.5%となっています。



回答数 母子:3,249 件、父子:219 件

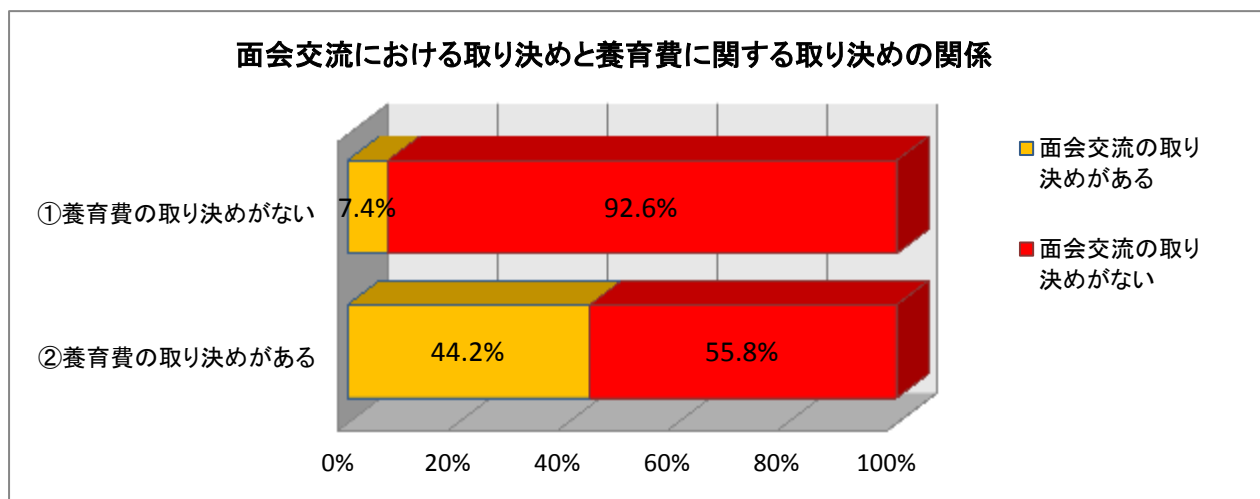


回答数 母子:585 件、父子:41 件

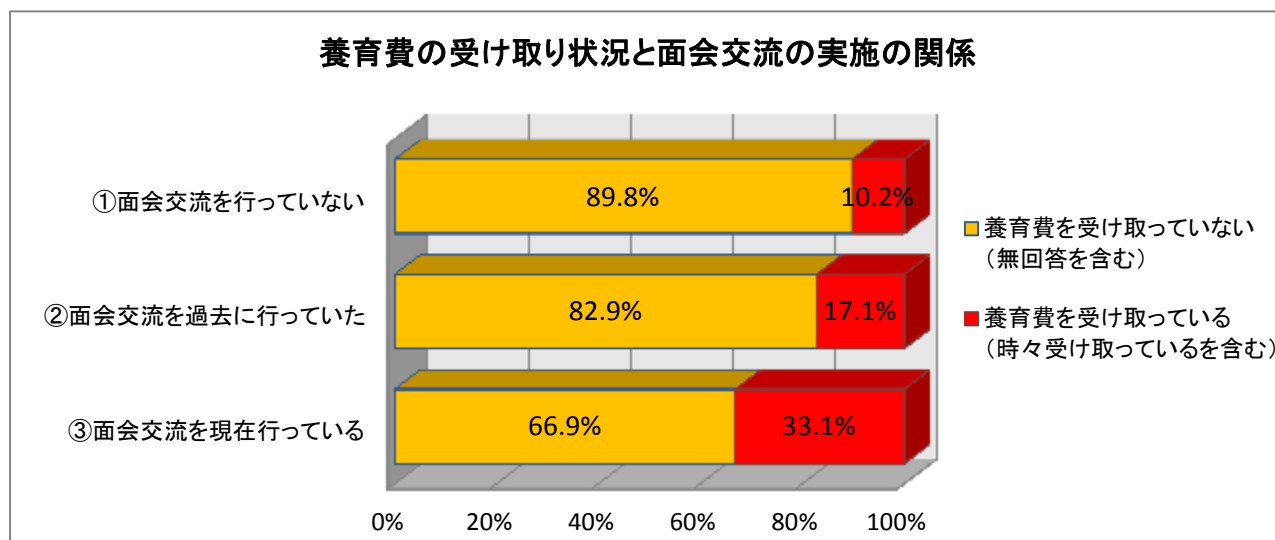
### (11) 養育費と面会交流の関係

養育費の取り決めがない場合には、面会交流の取り決めについてもない場合が 92.6% となっています。

養育費を受け取っていない場合には、面会交流も行われていない場合が 89.8% となっています。



回答数 ①1,388 件、②1,159 件



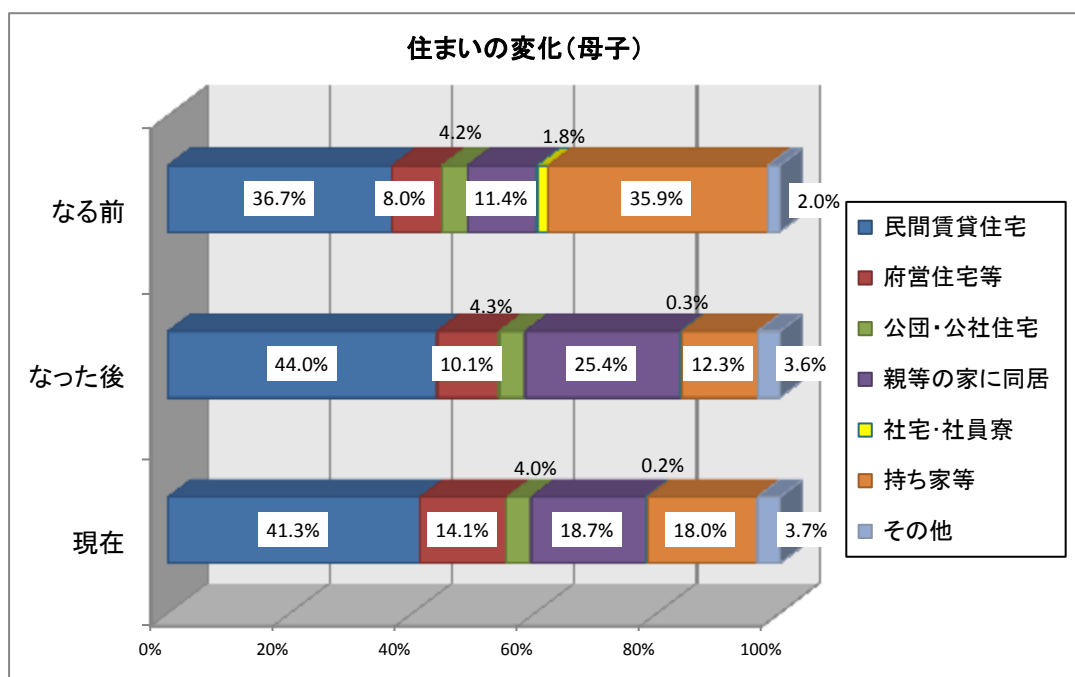
回答数 ①1,837 件、②507 件、③859 件

## 5. 住居の状況

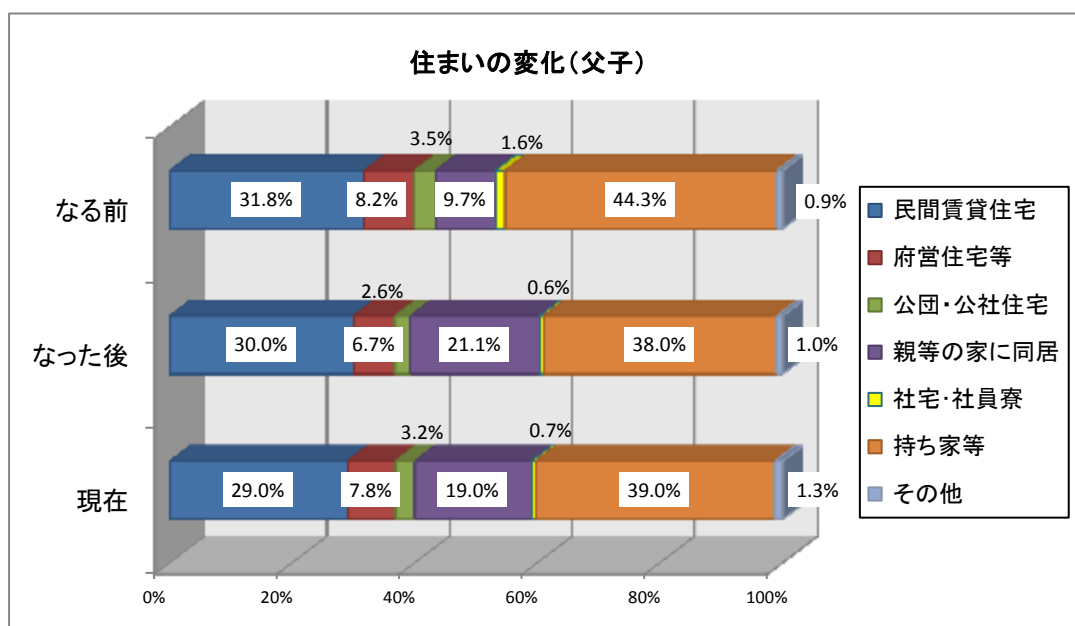
### (1) ひとり親家庭になる前の住まい、なった後の住まい、現在の住まい

母子家庭については、母子家庭となったために、「持ち家等」を一旦出ることとなり、「民間賃貸住宅」に居住（44.0%）、あるいは「親等の家に同居」（25.4%）するケースが多く、経年とともに、「持ち家等」（18.0%）、「府営住宅等」（14.1%）への入居率が上昇する傾向が見られます。

父子家庭では、父子家庭になる前は「持ち家等」（44.3%）に住む人が最も多く、父子家庭となったために「親等の家に同居」（21.1%）する傾向が見られます。



回答数 なる前:4,067件、なった後:4,033件、現在:4,007件



回答数 なる前:318件、なった後:313件、現在:310件

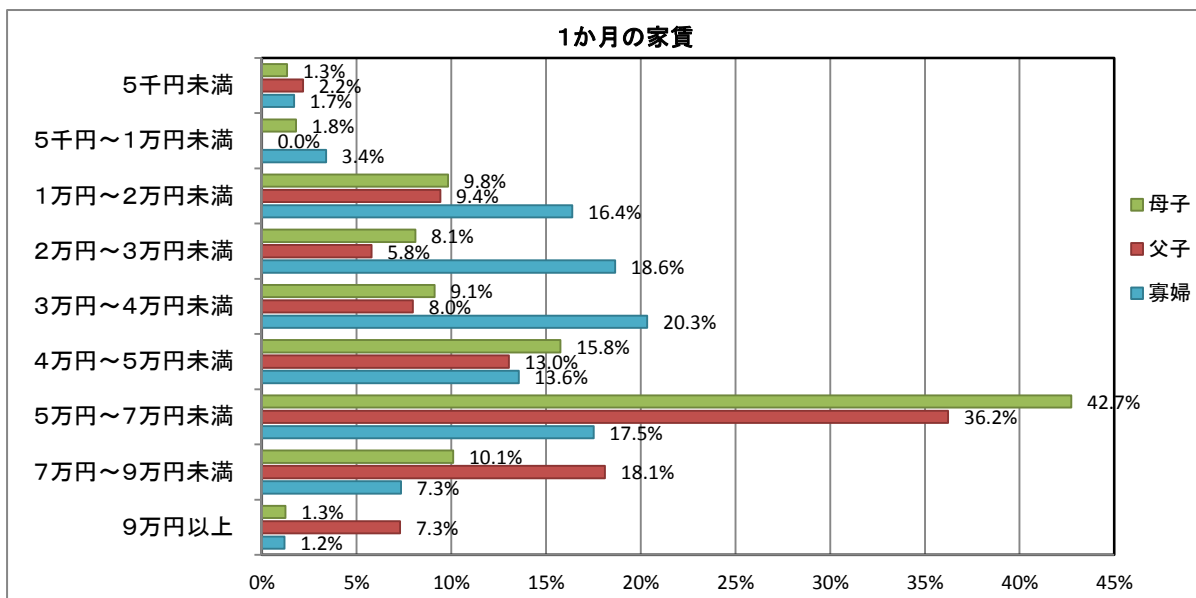


## (2) 1ヶ月の家賃

母子家庭では、「5～7万円未満」を支払っている家庭が全体の42.7%で最も多く、次いで「4～5万円未満」が15.8%、4～7万円未満でみると58.5%を占めています。

父子家庭では、「5～7万円未満」を支払っている家庭が全体の36.2%で最も多く、次いで「7～9万円未満」が18.1%、5万円以上でみると61.6%を占めています。

寡婦は、1万円から7万円の間でばらつきが見られ、5万円以上を支払っている家庭は、26.0%となっています。

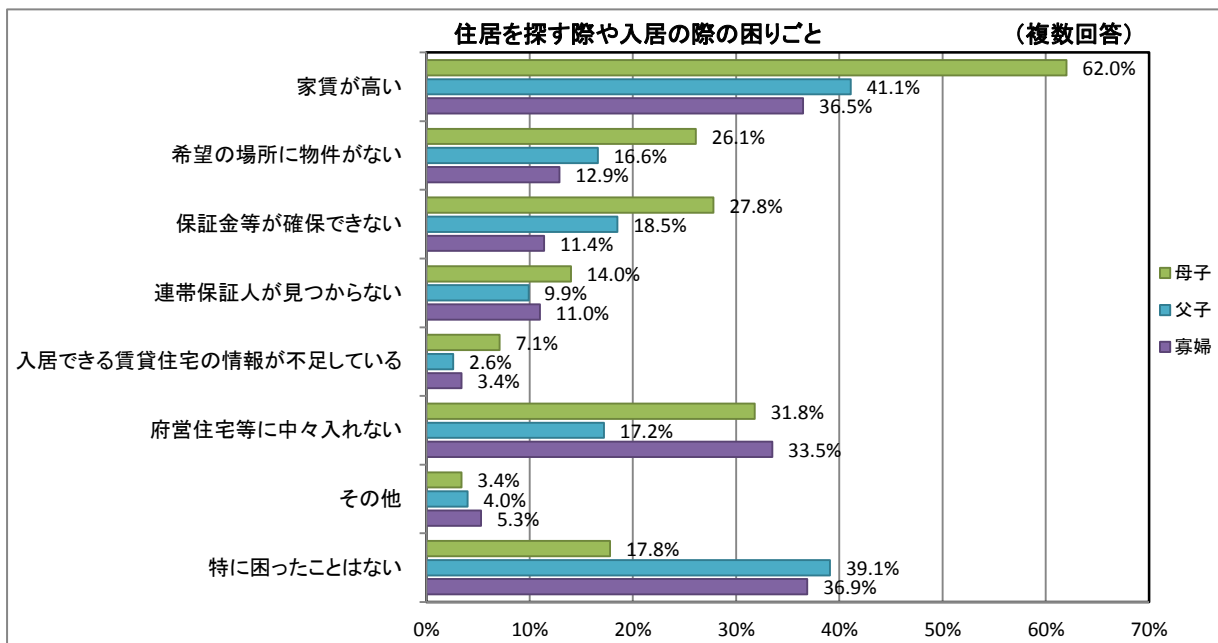


回答数 母子:2,556件、父子:138件、寡婦:177件

## (3) 住居を探すときや入居のときの困りごと

母子家庭、父子家庭ともに、「家賃が高い」が最も多く、母子家庭では62.0%、父子家庭では41.1%となっており、「府営住宅等に中々入れない」(母子家庭31.8%、父子家庭17.2%)も多くなっています。

寡婦の場合は、「特に困ったことはない」が36.9%で、「家賃が高い」の36.5%とほぼ同率の回答がありました。(複数回答あり)



回答数 母子:3,025件、父子:151件、寡婦:263件

## 6. 生活全般及び制度等の認知・利用状況

### (1) 本人及び子どものことでの困りごと

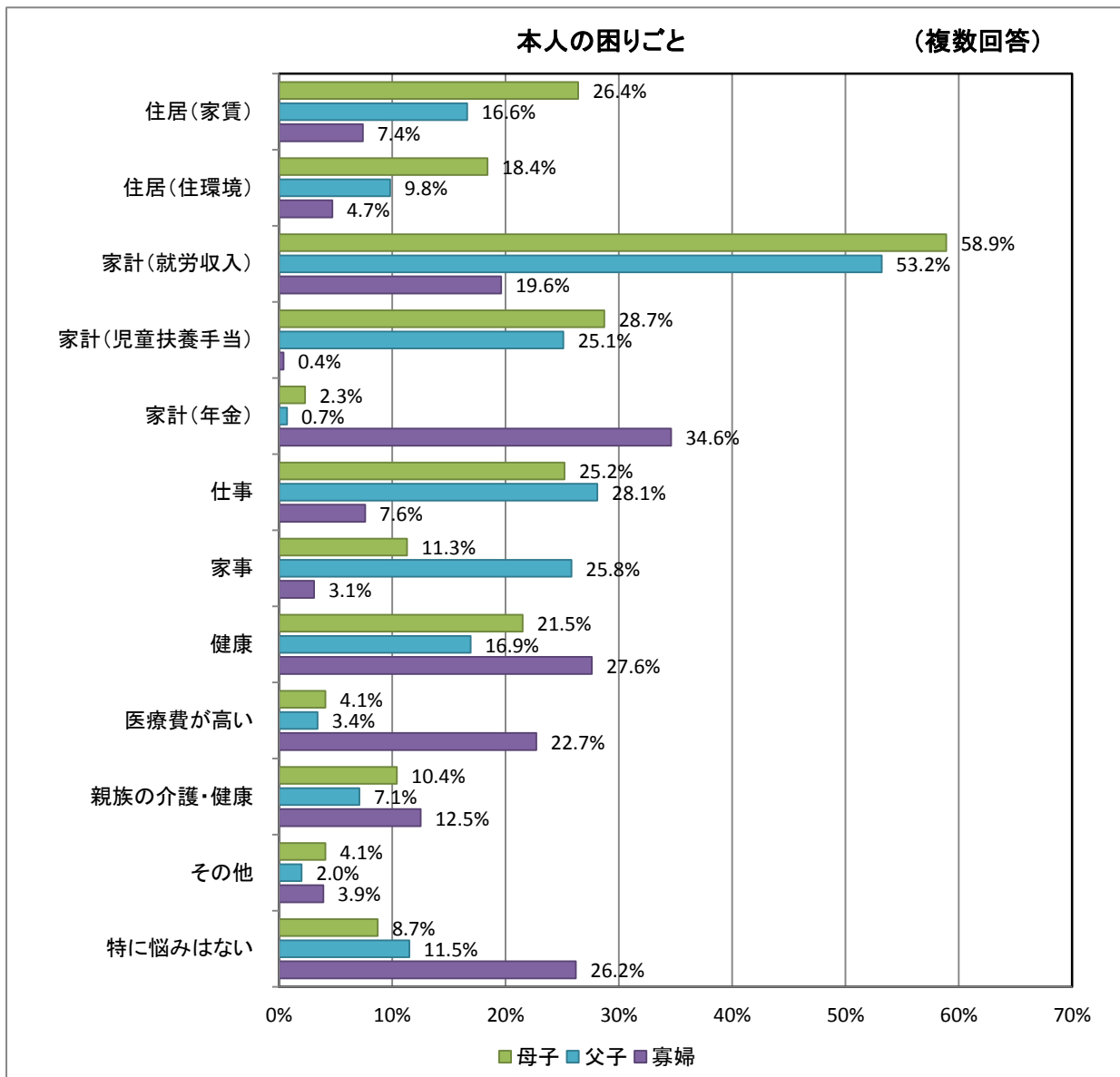
#### 【本人の困りごと】

母子家庭の母の困りごとで最も多かったのは「家計（就労収入が少ない）」で、58.9%の回答があり、次いで「家計（児童扶養手当）」(28.7%)、「住居（家賃が高い）」(26.4%)、「仕事」（25.2%）がほぼ同率の回答となっています。

父子家庭の父では、「家計（就労収入が少ない）」が 53.2%の回答で最も多く、母子家庭と同様の傾向がみられますが、「仕事」（28.1%）、「家事」（25.8%）、「家計（児童扶養手当が少ない）」(25.1%) となっており、「家事」の回答が多くなっています。

寡婦では、「家計（年金が少ない）」が 34.6%の回答で最も多く、次いで「健康」(27.6%) となっています。また、「特に悩みはない」（26.2%）の回答も多くなっています。

（複数回答あり）



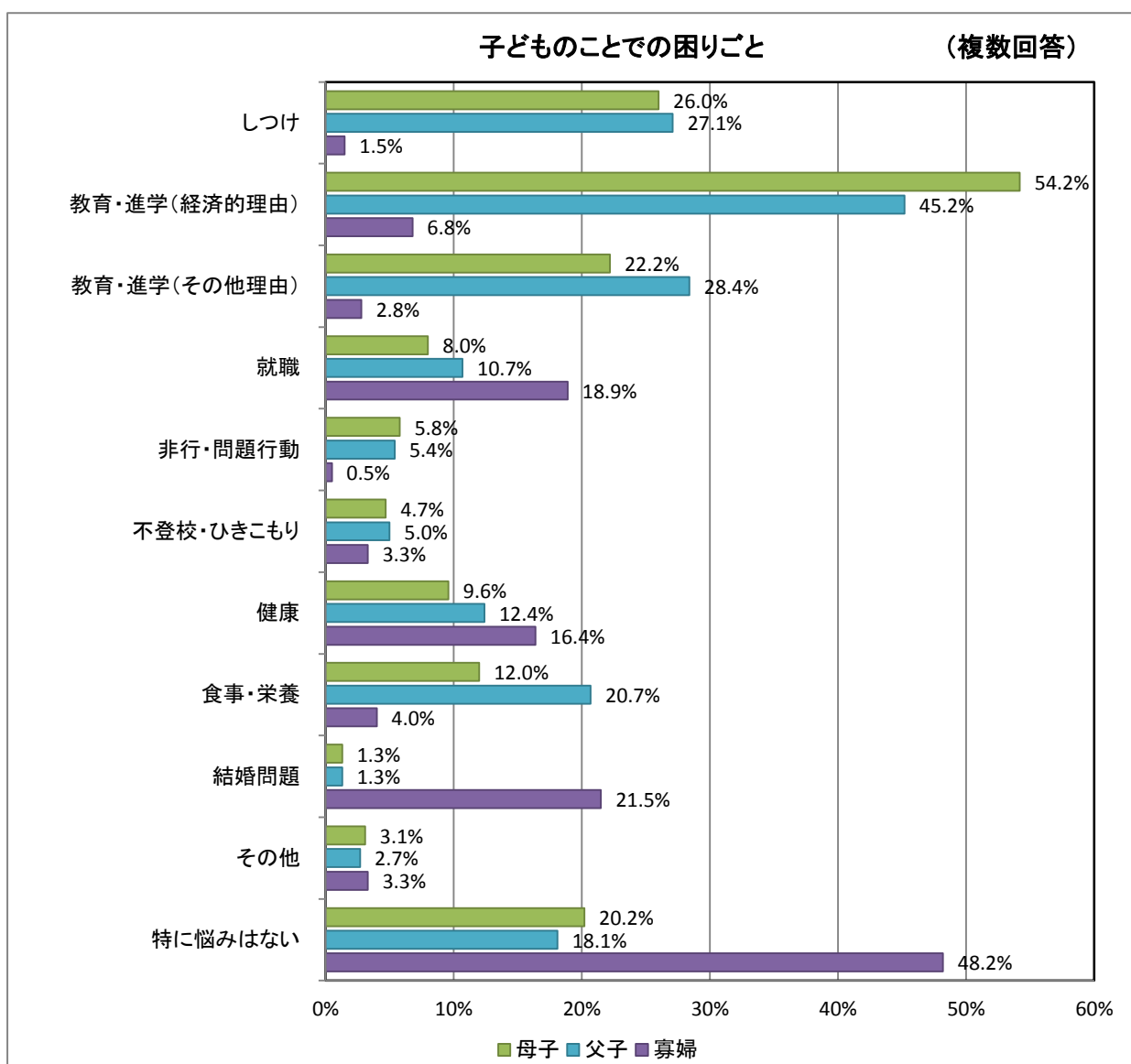
回答者数 母子:3,940人、父子:295人、寡婦:511人

【子どものことでの困りごと】

母子家庭の母が子どものことで困っているのは、「教育・進学(経済的理由)」が 54.2%で最も多く、次いで「しつけ」26.0%、「教育・進学(その他理由)」22.2%となっています。

父子家庭の父が子どものことで困っているのは、母子家庭と同様に「教育・進学(経済的理由)」が 45.2%で最も多く、次いで、「教育・進学(その他理由)」(28.4%)、「しつけ」(27.1%)、「食事・栄養」(20.7%) となっています。

寡婦については、「特に悩みはない」が 48.2%で最も多く、次いで「結婚問題」(21.5%)、「就職」(18.9%)、「健康」(16.4%) となっています。(複数回答あり)

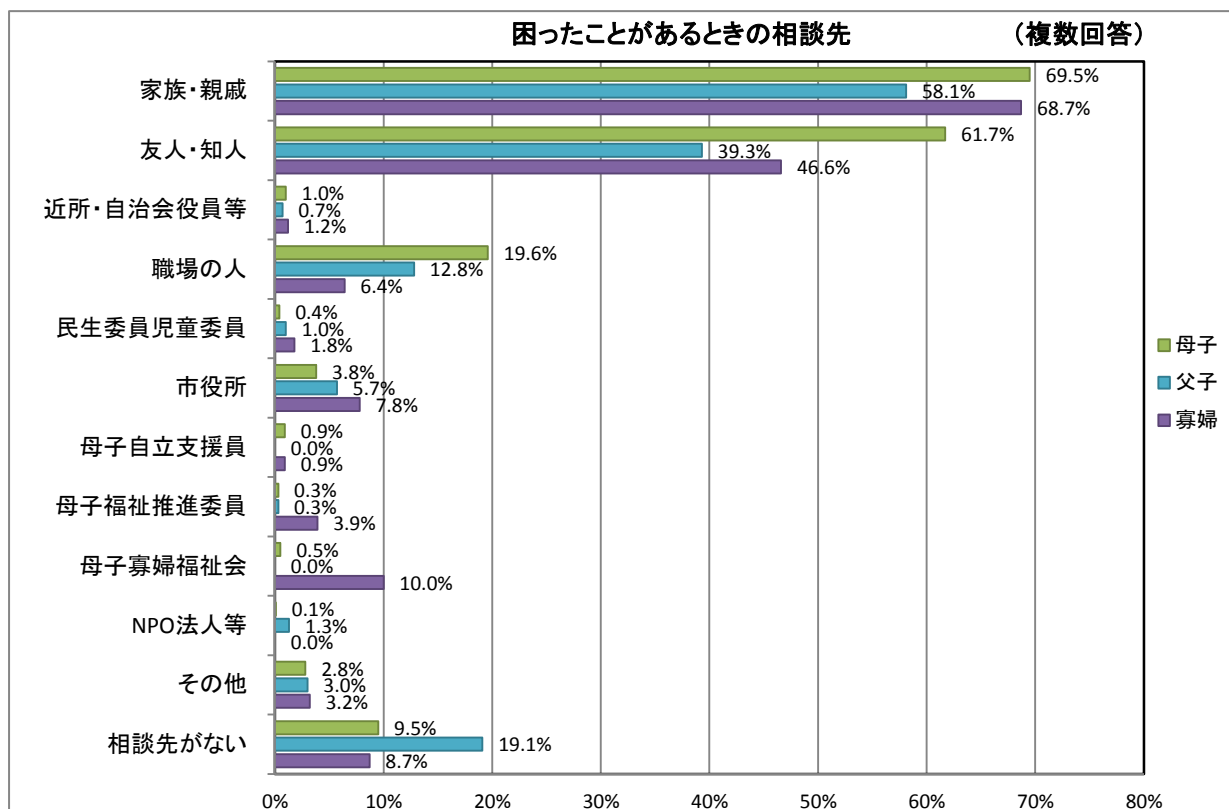


回答者数 母子:3,939人、父子:299人、寡婦:396人

## (2) 困ったことがあるときの相談先

相談相手として最も多いのは、母子家庭、父子家庭、寡婦ともに「家族・親戚」となっており、次いで「友人・知人」となっています。

また、「相談先がない」については、母子家庭で9.5%（385名）、父子家庭で19.1%（57名）、寡婦で8.7%（49名）の回答があり、さまざまな機会を通じて相談窓口等施設や制度の周知を図る必要があります。（複数回答あり）

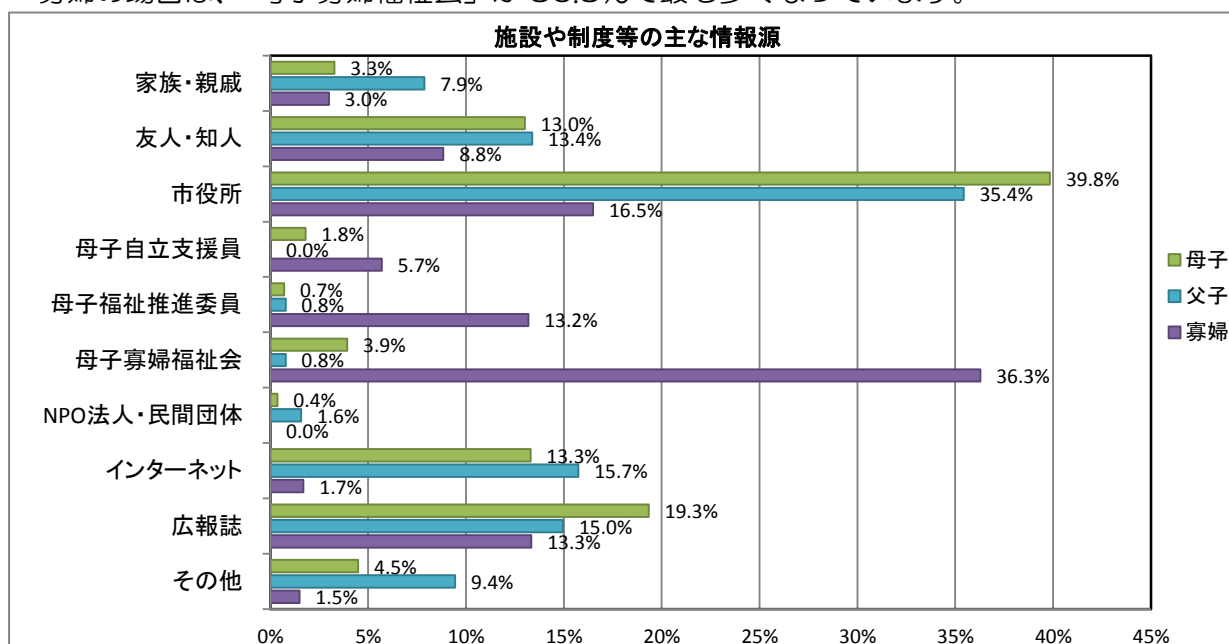


## (3) 施設や制度等の情報入手源

回答者数 母子:4,041人、父子:298人、寡婦:562人

施設や制度等の情報入手源として、「市役所・役場」が母子家庭（39.8%）、父子家庭（35.4%）で、ともに最も多くなっています。

寡婦の場合は、「母子寡婦福祉会」が36.3%で最も多くなっています。

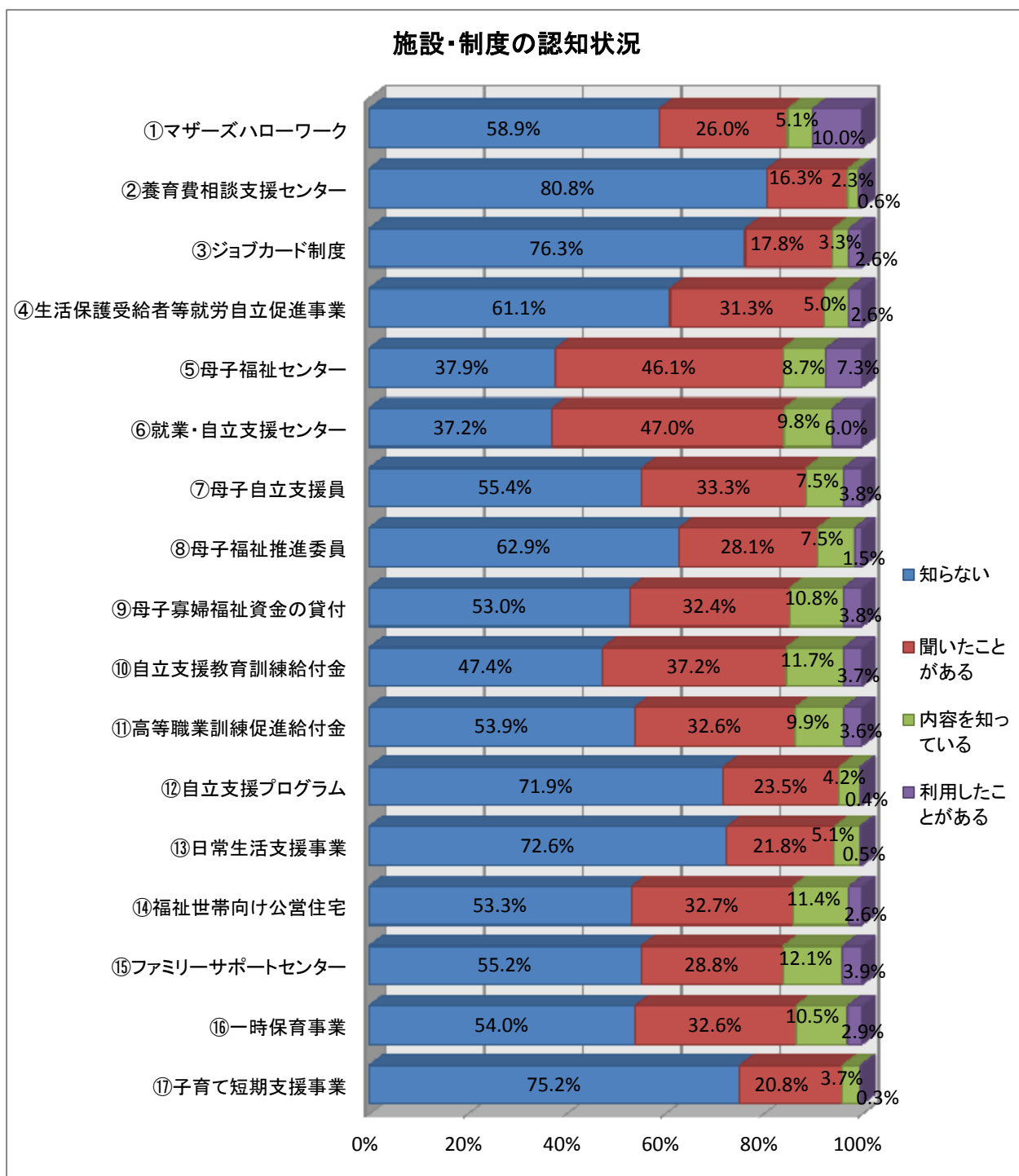


回答者数 母子:3,205人、父子:127人、寡婦:667人

#### (4) 施設・制度の認知状況等

相談窓口となる公的な施設や支援制度について、ほとんどの項目で「知らない」が大半を占めており、「利用したことがある」が1割以下となっています。

また、施設や制度を知っていても、「利用したい」「今後も利用したい」という方は、1割未満の回答でした。



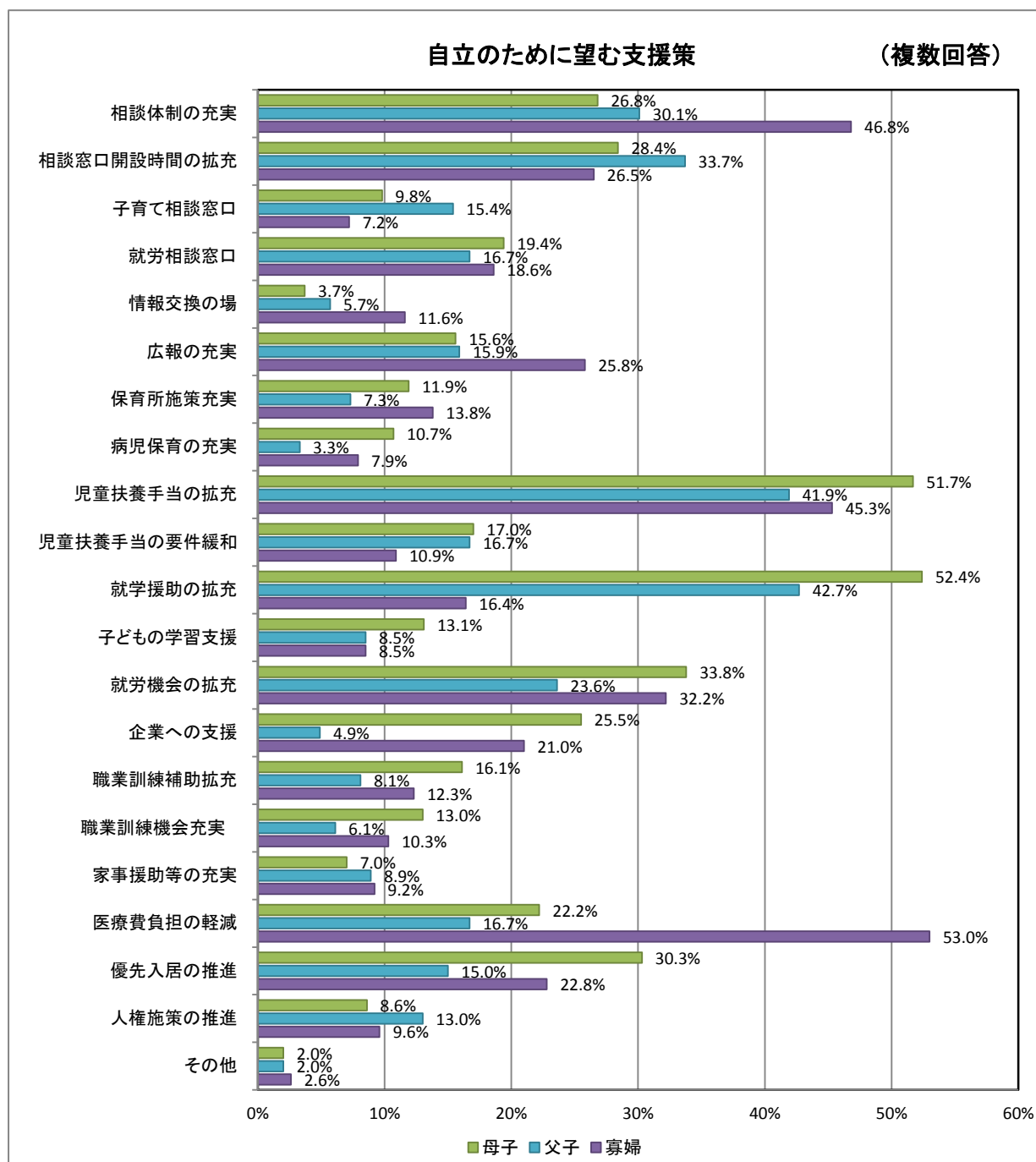
回答数 ①3,560件、②3,411件、③3,397件、④3,395件、⑤3,451件、⑥3,425件、⑦3,401件、⑧3,403件、⑨3,450件、  
⑩3,421件、⑪3,397件、⑫3,344件、⑬3,378件、⑭3,379件、⑮3,441件、⑯3,398件、⑰3,379件

### (5) 自立や生活安定のために望む支援策

母子家庭で最も望まれる支援策の上位3つは、「就学援助の拡充」が52.4%で最も多く、次いで「児童扶養手当の拡充」(51.7%)、「正規雇用での就労機会の拡充」(33.8%)となっています。

父子家庭の場合は、「就学援助の拡充」が42.7%で最も多く、次いで「児童扶養手当の拡充」(41.9%)、「相談窓口開設時間の拡充」(33.7%)となっています。

寡婦の場合は、「医療費負担の軽減」が53.0%で最も多く、次いで「相談体制の充実」(46.8%)、「相談窓口開設時間の拡充」(33.7%)となっています。

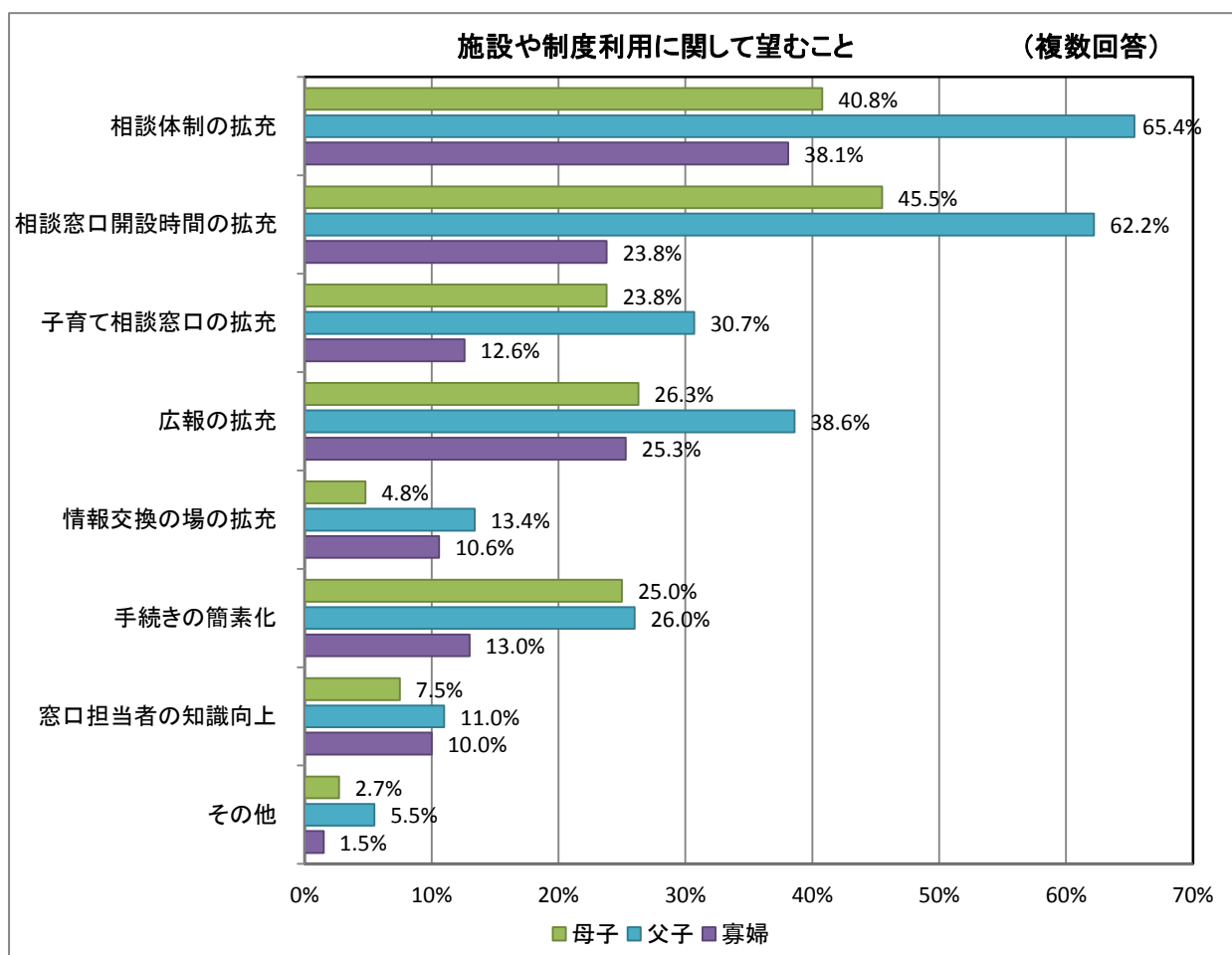


回答者数 母子:3,619人、父子:246人、寡婦:457人

## (6) 施設や制度の利用に際して望む施策の方向

施設や制度の利用についての希望として、「相談窓口開設時間の拡充」42.4%（母子家庭 45.5%、父子家庭 62.2%、寡婦 23.8%）と「相談体制の拡充」41.1%（母子家庭 40.8%、父子家庭 65.4%、寡婦 38.1%）の回答が多くなっています。

また、「制度・サービスに関する広報の拡充」26.5%（母子家庭 26.3%、父子家庭 38.6%、寡婦 25.3%）や「手続きの簡素化」23.0%（母子家庭 25.0%、父子家庭 26.0%、寡婦 13.0%）の回答も多くなっています。（複数回答あり）



回答者数 母子:3,205人、父子:127人、寡婦:667人

### 第3章 第二次計画に基づく事業の実施状況及び評価

大阪府では、これまで「大阪府母子家庭等自立促進計画」（平成16年～20年度）及び「第二次大阪府母子家庭等自立促進計画」（平成21年～26年度）に基づき、「子育てと生計をひとりで担っている母子家庭等が、社会を構成する子育て家庭のひとつの家族形態として、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざす」ことを基本理念として、国、市町村、関係団体等と連携、協力しながら、6つの基本目標の達成に取り組んできました。第二次計画における各事業の実施状況及び評価（取り組みの成果と課題）は、以下のとおりです。

#### 1. 就業支援

##### 【就業あっせん】

##### ① 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進

（目標・実施計画等）

- 住民にとって最も身近な一般市（福祉事務所を有する市町）において、就業・自立支援事業の実施を働きかけます。

（平成20年度：2市→平成26年度：15市）⇒[平成26年度：4市]

母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など、一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、養育費の相談等の生活支援サービスを提供しました。また、母子家庭の母等からの就業に関する相談等に応じる母子自立支援員の知識や技能向上を図るための研修会を実施しました。

##### ■大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業等相談事業）の状況

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談者数 (求職)	新規	692人	767人	632人	714人	448人
	再来	297人	260人	284人	261人	118人
	電話	912件	556件	561件	633件	542件
求人者数		415人	691人	547人	489人	473人
求人件数		169件	249件	232件	159件	216件
求人情報提供人数		194人	339人	311人	224人	221人
就職者数		222人	182人	248人	221人	170人
	常用	37人	42人	46人	33人	49人
	パート・臨時	185人	140人	202人	188人	121人
就職セミナー		11回 235人	19回 352人	8回 110人	8回 127人	8回 145人
出張相談 相談数		11か所 45人	15か所 45人	29か所 69人	26か所 39人	32か所 23人



●評価（取り組みの成果と課題）

- ・ 就業・自立支援センターの相談者数（新規・再来）については、平成25年度に大幅に減少しています。

これは、同センターに遠方に居住する方から就業等に関する問い合わせがあった場合、大阪マザーズハローワークやマザーズコーナーを案内し、より身近で対応が可能となる相談窓口へ誘導することとしており、これに伴い、相談者が減少したものと考えられます。

- ・ 今後とも、積極的なPR等により、就業・自立支援センターの広報に努めますが、あわせて、ハローワークとさらなる連携を強化し、相談者がより身近な地域で相談を受け、雇用の確保が図れるよう、総合的な支援体制を整備することも重要と考えられます。
- ・ なお、利用者数の減少に伴い、就職者数も減少していますが、相談者に対する就職者比率は増加状況にあり、また、企業からの求人情数も伸びており、今後も積極的な企業等への働きかけにより、職域開拓や企業開拓を行い、求人情数を増加させ、求職者が希望する就職情報提供を行うなど、無料職業紹介所としての機能をより一層発揮させていくことが必要です。
- ・ 一方、就職者の雇用状況を見ると、常用雇用が少なく、その多くがパート・臨時での形態で、就職者全体の7～8割が不安定な雇用条件に置かれている状況であり、今後、安定した就労につながる支援を行っていくことが求められます。
- ・ 出張相談は、母子自立支援員の相談機能を補完するとともに、身近な地域での相談体制を整備する取り組みです。平成25年度には、一般市及び郡部を所管する子ども家庭センターの全てを訪問し、また、訪問市町の協力のもと、住民に対する広報などを行ったものの、市町単独では相談件数も少ない状況であり、今後、その実施手法や広報のあり方について、検討する必要があります。

■大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業（母子自立支援員研修）の状況

対象：市・町の母子自立支援員 約50名

年度	開催日	内 容
平成 21 年度	10/7	(1)自立促進計画 (2)貸付金制度 (3)奨学金制度 (4)生活保護
	10/13	(1)DV相談とその支援 (2)消費者金融、自己破産、多重債務について (3)離婚協議等の調停について
	10/22	(1)発達障がいの理解 (2)先進的取り組みの実践報告と検討
	10/27	(1)ハローワークを活用した就労支援 (2)キャリアカウンセリングの進め方
	11/4	(1)子どもの貧困と児童虐待について (2)先進的取り組みの実践報告と検討
平成 22 年度	9/27	(1)離婚前・離婚後の法的手続き (2)多重債務・自己破産 (3)就業支援の進め方①
	10/7	(1)DV防止法と相談支援 (2)生活保護制度 (3)発達障がいの理解
	10/15	(1)対人援助のありかた (2)コミュニケーションスキル
	10/29	(1)父子家庭の支援 (2)就業支援の進め方② (3)奨学金制度
	11/9	(1)母子自立支援員のエンパワメント (2)女性自立支援センター見学
平成 23 年度	9/29	(1)離婚前・離婚後の法的手続き (2)生活保護制度 (3)心の悩みへの支援
	10/7	(1)母子・寡婦福祉資金 (2)事例検討
	10/19	(1)就業支援の進め方 (2)相談援助技術とコミュニケーションスキル
	10/25	(1)成年後見制度と日常生活自立支援制度 (2)奨学金制度 (3)相談援助記録
	11/10	(1)当事者の視点から支援のあり方を学ぶ (2)児童虐待の現状と対応 (3)DV防止法と相談支援
平成 24 年度	7/12	(1)母子・寡婦福祉資金 (2)大阪府「ひとり親家庭等コールセンタースタッフ 養成講座」の紹介 (3)当事者の視点から父子家庭の支援のあり方を学ぶ
	7/20	(1)離婚前・離婚後の法的手続き (2)養育費と面会交流 (3)ハローワークにおける就労支援 (4)返済困難者の支援
	11/9	(1)虐待防止 (2)生活設計の支援 (3)奨学金と母子福祉資金貸付の活用方法
	11/15	(1)対人援助におけるコミュニケーションスキル (2)事例検討
	11/27	(1)就業支援の進め方 (2)自殺予防 (3)対人援助に活かすストレスマネジメント
平成 25 年度	5/8	(1)大阪府のひとり親家庭支援 (2)コールセンタースタッフ養成講座の案内 (3)ハローワークにおける就労支援 (4)「相談を受ける・傾聴」とは
	9/6	(1)母子福祉推進委員の役割と実態 (2)生活保護制度とひとり親家庭支援の実 態 (3)府社協の社会貢献事業について
	10/22	(1)子どもの両親の離婚の受け止め方 (2)面会交流と養育費
	11/8	(1)多重債務者への支援・対処法 (2)消費者トラブルと対処法 (3)母子・寡婦福祉資金
	12/20	(1)子どもの心情理解 (2)母子自立支援員と母子福祉推進委員の連携と今後の 取り組み (3)障がい者制度の変遷と展望

●評価（取り組みの成果と課題）

- ・ 母子自立支援員への研修については、そのニーズを踏まえ、毎年度多岐にわたるテーマ・内容で、座学のほか演習を取り入れるとともに、他府県等の先進事例を紹介するなど工夫をこらして実施しており、今後も引き続き、ニーズや最新の動向等を踏まえた内容を取捨選択し、実施していくことが必要です。

■一般市等就業・自立支援事業の状況

母子家庭の母等に対し、地域の実情に応じて、就業相談や就業支援講習会の実施、就職情報の提供などの就業支援サービスの提供を行うとともに、養育費の相談等の生活支援サービスの提供を一般市において実施し、母子家庭等の自立支援を図りました。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施市町	4市 寝屋川市、 <u>松原市</u> 、 柏原市、 <u>交野市</u>	5市 <u>吹田市</u> 、 寝屋川市、 松原市、 柏原市、 交野市	5市 吹田市、 寝屋川市、 松原市、 柏原市、 交野市	5市 吹田市、 寝屋川市、 松原市、 柏原市、 交野市	5市 吹田市、 寝屋川市、 松原市、 柏原市、 交野市
就業支援講習会の実施内容	パソコン、 医療事務、 ホームヘルパー2級	パソコン、 ホームヘルパー2級	パソコン、 ホームヘルパー2級	パソコン、 ホームヘルパー2級	パソコン、 介護職員初任者

（注）下線部は当該年度からの実施市町

●評価（取り組みの成果と課題）

- ・ 一般市等就業・自立支援事業については、実施市町は平成25年度5市、平成26年度には1市減となり、4市の実施に止まった状況となっています。
- ・ しかしながら、その未実施理由としては、各市町において、府が実施する就業・自立支援センターへの誘導やハローワークとの連携及び地域就労支援事業や市民講座など、各種の講座事業などで対応が可能な体制が築けており、また、ニーズ等から単独実施には及ばないという状況にあり、今後、これら事業間の連携を促進する取り組みを促していく必要があります。

## ② 母子自立支援プログラム策定等事業の実施

(目標・実施計画等)

- 住民にとって最も身近な一般市（福祉事務所を有する市町）において、母子自立支援プログラム策定等事業の実施を働きかけます。

(平成 20 年度：18 市→平成 26 年度：30 市町) ⇒ [平成 26 年度：23 市町]

福祉事務所等に配置されたプログラム策定員が、自立目標や支援内容等について、個々の母子家庭の母等の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークに配置されたコーディネーター（就職支援ナビゲーター）との連携により、きめ細かで継続的な自立・就労支援を実施しました。

### ■ 母子自立支援プログラム策定等事業の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施 市町	20 市	21 市町	21 市町	※21 市町	24 市町
策定 件数	岸和田市 95 件 豊中市 56 件 池田市 3 件 吹田市 2 件 泉大津市 114 件 貝塚市 58 件 枚方市 0 件 八尾市 2 件 富田林市 4 件 寝屋川市 56 件 河内長野市 63 件 松原市 5 件 箕面市 6 件 柏原市 21 件 羽曳野市 33 件 藤井寺市 6 件 泉南市 119 件 四條畷市 15 件 大阪狭山市 0 件 阪南市 28 件 合計 686 件	岸和田市 92 件 豊中市 63 件 池田市 4 件 吹田市 4 件 泉大津市 119 件 貝塚市 58 件 枚方市 8 件 八尾市 2 件 富田林市 5 件 寝屋川市 39 件 河内長野市 78 件 松原市 6 件 箕面市 1 件 柏原市 14 件 羽曳野市 15 件 藤井寺市 3 件 泉南市 41 件 四條畷市 13 件 大阪狭山市 0 件 阪南市 20 件 島本町 1 件 合計 586 件	岸和田市 91 件 豊中市 71 件 池田市 5 件 吹田市 1 件 泉大津市 74 件 貝塚市 50 件 枚方市 0 件 八尾市 1 件 富田林市 1 件 寝屋川市 55 件 河内長野市 101 件 松原市 8 件 箕面市 0 件 柏原市 9 件 羽曳野市 23 件 藤井寺市 5 件 泉南市 99 件 四條畷市 10 件 大阪狭山市 0 件 阪南市 8 件 島本町 1 件 合計 613 件	岸和田市 81 件 池田市 4 件 吹田市 9 件 泉大津市 102 件 貝塚市 45 件 枚方市 0 件 八尾市 8 件 富田林市 0 件 寝屋川市 66 件 河内長野市 56 件 松原市 4 件 和泉市 19 件 箕面市 1 件 柏原市 8 件 羽曳野市 36 件 藤井寺市 5 件 泉南市 0 件 四條畷市 3 件 大阪狭山市 0 件 阪南市 4 件 島本町 9 件 合計 460 件	岸和田市 71 件 池田市 4 件 吹田市 6 件 泉大津市 100 件 貝塚市 44 件 枚方市 0 件 八尾市 0 件 富田林市 2 件 寝屋川市 79 件 河内長野市 62 件 松原市 1 件 和泉市 55 件 箕面市 0 件 柏原市 5 件 羽曳野市 22 件 門真市 15 件 摂津市 6 件 高石市 23 件 藤井寺市 5 件 泉南市 35 件 四條畷市 55 件 大阪狭山市 0 件 阪南市 5 件 島本町 6 件 合計 601 件

(注) 下線部は当該年度からの実施市町

※ 豊中市が中核市に移行

●評価（取り組みの成果と課題）

- 母子自立支援プログラム策定等事業については、実施する市町も増加し、平成26年度では一般市において23市町（枚方市が中核市に移行）が実施しており、策定数も若干の増減はあるものの、各年度を通して、ほぼ一定の実績が上がっています。

一方、未実施市については、平成23年度からハローワークにおいて実施している「福祉からの就労」支援事業（現、生活保護受給者等就労自立促進事業）と連携を図り、同事業の活用により、ひとり親家庭の就労・自立支援に取り組んでいるところであり、今後、未実施市に対しては、同自立促進事業との連携等を促進する取り組みを促していく必要があります。

③ ひとり親家庭等在宅就業支援センター事業の実施

（目標・実施計画等）

- 子育て等のため事業所での就労が困難な事情を抱える母子家庭の母等に対して、在宅での就業が可能となるよう、ひとり親家庭等在宅就業支援事業を新たに実施し、ひとり親家庭等の就業支援等を行います。

ひとり親家庭等に対して、その収入や生活の安定、向上等を図るため、在宅就業にも結びつくコールセンタースタッフ業務の知識、技能の養成(基礎・応用訓練手当の支給、基礎訓練時の保育サービスの提供含む)から、業務開拓、効果的な就業斡旋まで一体的な就業支援を行いました。(国の子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)を活用し、大阪府、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市が共同実施)

■大阪府ひとり親家庭等在宅就業支援事業（ひとり親家庭等コールセンタースタッフ養成講座）の状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
応募者数	141人	113人	99人	113人
受講者数	75人	62人	67人	80人
就職者数	54人	52人	64人	77人

※実施期間：平成22年度～平成25年度（平成25年度をもって国が事業廃止）

●評価（取り組みの成果と課題）

- ひとり親家庭等在宅就業支援センター事業については、平成24年度から就業支援講習会と併せて、大阪府福祉部の重点政策推進方針にその受講者の就職率を9割以上とする目標を掲げて取り組みを進めてきたところですが、平成24年度で90.3%（就職者数149人）、平成25年度では就職率が92.5%（就職者数148人）となっています。

#### ④ 地域就労支援事業の推進と支援

(目標・実施計画等)

- 母子家庭の母親をはじめとする就職困難者に対して、市町村の実施する地域就労支援事業を交付金により支援するとともに、地域の関係機関との連携・協力体制づくり、コーディネーターの人材育成等を図るなどバックアップに努めます。

母子家庭の母等をはじめ、障がい者、中高年齢者等の中で、働く意欲・希望がありながら雇用・就労を妨げるさまざまな阻害要因を抱える就職困難者を対象に、身近な行政機関である市町村が、あらゆる雇用・就労施策や福祉施策などを活用し、地域の関係機関などと連携しながら、求職や雇用に関する相談に応じるとともに、相談者一人ひとりに応じた就労支援を府内全市町村で実施しました。

また、母子家庭の母等に対しては、母子家庭等就業・自立支援センターが実施する就業のための講習会や法律相談など、相談内容に応じて適切に誘導するなど、連携を図りました。

#### ■地域就労支援事業（政令市・中核市を含む）の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
センター 利用件数	22,546 件	23,105 件	24,204 件	26,361 件	28,343 件
新規	5,777 件	5,319 件	5,314 件	5,737 件	4,709 件
再来	14,830 件	14,543 件	15,641 件	16,714 件	20,324 件
その他 利用	1,939 件	3,243 件	3,249 件	3,910 件	3,310 件
就職者数	1,388 人	1,419 人	1,642 人	1,728 人	1,901 人

※センター利用件数・就職者数は、母子家庭等、若年者、中高年齢者、障がい者等を含む。

#### 【参考】地域就労支援事業の実績（母子家庭の母等の相談）（政令市・中核市を除く）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施 市町村数	39 市町村	39 市町村	39 市町村	※38 市町村	38 市町村
相談者数	439 人	496 人	478 人	236 人	138 人
就職者数	107 人	117 人	116 人	37 人	20 人

※豊中市が中核市に移行

●評価（取り組みの成果と課題）

- ・ 地域就労支援事業については、全体の利用件数が増加している中で、母子家庭の母の相談者・就職者の実績は減少傾向にあります。これは内容が類似する母子自立支援プログラム策定等事業の実施市町の拡大やハローワークが実施する生活保護受給者等就労自立促進事業の支援等と役割分担が進んだことが影響していると考えられます。引き続き、母子家庭等就業・自立支援センター等関係機関が実施する事業等へ適切に誘導するなど、連携を図ります。

また従来より、母子家庭の母等を対象としたセミナー、就職マッチングへの誘導や医療事務等の資格取得講座の受講を促すなど、母子家庭の母等のスキルアップ・安定的な就労に向け、支援に努めてきました。今後も地域の実情に応じ、効率的・効果的に実施していく必要があります。

■就職困難者への就労支援（JOB プラザ OSAKA 事業の実施）

就職困難者や地域就労支援事業から紹介のあった方などを対象に、JOB プラザ OSAKA において、相談・キャリアカウンセリング、各種セミナー等のほか、求人開拓を含めた職業紹介など、就労支援に関するワンストップサービスを提供しました。

なお、平成 25 年 9 月から「JOB カフェ OSAKA」、「JOB プラザ OSAKA」及び「若者サポートステーション」の機能を一本化し、ハローワークと一体的な運営を行う総合的な就労支援拠点として「OSAKA しごとフィールド」を開設し、就職支援を行っています。

【参考】JOB プラザ OSAKA における就職支援の実績（母子家庭の母等）（政令市・中核市を除く）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
登録者数	64 人	30 人	35 人	26 人	5 人
就職者数	31 人	25 人	26 人	26 人	2 人

※平成 25 年度は 8 月末まで

⑤ 母子自立支援員による就業相談

（目標・実施計画等）

- 母子自立支援員は、地域における民生委員・児童委員、主任児童委員や大阪府母子福祉推進委員等との連携により、母子家庭及び寡婦の日常生活面のさまざまな相談にきめ細かく対応するとともに、就業・自立支援センターやハローワークとのネットワークを活用して、就業を支援します。

母子自立支援員が母子家庭の母及び寡婦の生活安定、自立のためのさまざまな相談に応じました。（大阪府は福祉事務所未設置の町村を所管）

■母子自立支援員による相談（政令市・中核市を除く）の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談件数 (うち主な内容)	21,034 件	17,465 件	13,143 件	11,937 件	11,829 件
就労	3,300 件	3,623 件	3,618 件	3,102 件	3,278 件
住宅	177 件	145 件	161 件	204 件	147 件
養育費	180 件	116 件	91 件	72 件	72 件
母子寡婦福 祉資金貸付	5,867 件	4,865 件	3,601 件	2,688 件	2,416 件
母子寡婦福 祉資金償還	6,090 件	4,332 件	※ 84 件	76 件	70 件
児童扶養手当	1,398 件	1,227 件	1,637 件	1,346 件	1,396 件
離婚後相談(内数)	18,777 件	14,234 件	11,002 件	10,034 件	10,036 件
府実施分(内数)	6,357 件	4,551 件	※ 318 件	253 件	328 件

※府の機構改革により、各子ども家庭センターに配置していた母子自立支援員が郡部のみに  
なったこと及び母子寡婦福祉資金償還業務の本庁集中化に伴う減少。

⑥ 国の公共職業安定機関等と連携した求人情報の提供

厚生労働大臣の許可を得て職業紹介事業を行う、大阪府母子寡婦福祉連合会に対し、ハローワークや大阪マザーズハローワーク（ハローワーク内マザーズコーナー）、福祉人材センターと連携しつつ、積極的な求人情報の提供等を行いました。

⑦ 公共職業安定所(ハローワーク)における職業紹介

母子家庭の母等就職が特に困難な者の雇用機会の拡大を図るため、これらの者をハローワーク又は職業紹介事業者からの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、国（大阪労働局）が特定求職者雇用開発助成金を支給しています。

また、母子家庭の母等がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業に就くことができるよう、ハローワーク等の紹介により、母子家庭の母等を常用雇用への移行を前提として一定期間、試行的に雇い入れた事業主に対し、試行雇用（トライアル雇用）奨励金を支給しています。



■大阪府内（大阪労働局管内）における国事業の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ハローワークの 就業斡旋 (内パート)	5,448 件 (2,916 件)	5,880 件 (3,070 件)	6,799 件 (3,559 件)	7,113 件 (3,560 件)	7,235 件 (3,512 件)
特定求職 者雇用開 発助成金	1,675 件 (475,256 千円)	1,943 件 (709,637 千円)	1,929 件 (727,332 千円)	1,940 件 (735,204 千円)	1,963 件 (744,367 千円)
トライアル雇用	10 名	7 名	9 名	8 名	1 名

【職業訓練等の実施・促進】

① 公共職業訓練の実施

（目標・実施計画等）

- 母子家庭の母に対する企業の求人ニーズを把握し、自立促進に対応した職業訓練を実施するとともに、ハローワーク等の労働機関や福祉機関との連携を図ります。
- 訓練科目については、求人ニーズの状況や母子家庭の母等のニーズを的確に把握して、訓練修了後の就職につながることを期待できる科目の設定に努めるとともに、訓練委託先の就職支援やハローワークとの連携を通じて就職率の向上に努めていきます。

母子家庭の母の自立を促進するため、夕陽丘高等職業技術専門学校において、経理ビジネス及び会計実務についての職業訓練を実施し、就労につなげました。

■職業能力開発事業（夕陽丘高等職業技術専門学校における母子家庭の母の入校・就職状況）

		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
		4 月 入校	10 月 入校	4 月 入校	10 月 入校	4 月 入校	10 月 入校	4 月 入校	10 月 入校	4 月 入校	10 月 入校
経理 ビジネス	定員数	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
	応募者数	86 人	71 人	43 人	34 人	59 人	30 人	35 人	34 人	31 人	25 人
	入校者数	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	28 人	28 人	30 人	26 人	22 人
	就職者数	23 人	22 人	20 人	22 人	23 人	18 人	22 人	22 人	15 人	14 人
	就職率	79.3%	73.3%	80.0%	73.3%	79.3%	66.7%	81.5%	78.6%	60.0%	66.7%
度まで経理・会計実務 （平成 22 年 会計実務）	定員数	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
	応募者数	72 人	34 人	37 人	76 人	36 人	32 人	48 人	34 人	31 人	34 人
	入校者数	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	29 人	30 人	26 人	25 人	30 人
	就職者数	23 人	22 人	22 人	23 人	21 人	26 人	24 人	22 人	19 人	21 人
	就職率	82.1%	81.5%	75.9%	79.3%	75.0%	89.7%	88.9%	88.0%	76.0%	84.0%

※就職率＝（就職者数＋就職中退者数）／修了者数＋就職中退者数－進学者数

また、民間の教育訓練機関等地域の多様な委託先を活用して、就職への意識啓発等を目的とした準備講習を組み合わせた職業訓練を実施しました。

●評価（取り組みの成果と課題）

- 母子家庭の母の自立を促進するため、夕陽丘高等職業技術専門学校において、経理ビジネスや会計実務に関する職業訓練を実施しています。

平成 25 年度では、経理ビジネスにおいては、4 月入学生は 30 名の定員に対して 26 名が入校し、就職者数 15 名と、10 月入学生は 30 名の定員に対して 22 名が入校し、就職者数 14 名。会計実務では、4 月入学生は 30 名の定員に対して 25 名が入校し、就職者数が 19 名で、10 月入学生は 30 名の定員に対して 30 名が入校し、就職者数 21 名となっています。

平成 25 年 10 月より、運営を指定管理者に移行しており、就職率が改善の兆しにあります。今後も、民間ノウハウを活用し、就職率の向上に取り組んでいきます。

■母子家庭の母等の職業的自立促進事業（職業的自立促進（職業訓練）の実施状況）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
募集科目	医療・介護事務科	医療・介護事務科	ヘルパー 2 級養成科	ヘルパー 2 級養成科 総務事務科	介護職員初任者養成科 総務事務科
	パソコン・簿記マスター科	パソコン・簿記マスター科	経理事務科	医療・調剤事務科 医療・介護事務科	医療事務科
	ヘルパー 2 級養成科	ヘルパー 2 級養成科	医療・調剤事務科	パソコン事務科	パソコン事務科
定員	180 人	180 人	180 人	180 人	140 人
受講者数	151 人	102 人	55 人	106 人	67 人
修了者数	131 人	85 人	46 人	96 人	60 人
就職者数	64 人	56 人	38 人	74 人	55 人
就職率	48.5%	65.1%	74.5%	75.5%	87.3%

(就職者数には就職中退者数を含む)

●評価（取り組みの成果と課題）

- 民間の事業者に委託して実施している「母子家庭の母等の職業的自立促進事業（職業訓練）」については、働いた経験の少ない母子家庭の母等を対象としており、就職への意識啓発等を目的とした 5 日間の準備講習と、2 ヶ月間の職業訓練を組み合わせ実施することにより、訓練終了後の就職に結びつけることを目的として実施しています。募集科目は、平成 25 年度では、介護職員初任者養成科、総務事務科、医療事務科、パソコン事務科となっています。
- 本事業の受講者数は、平成 24 年度を除き前年実績を下回る状況にありますが、就職率については、平成 21 年度の 48.5%から平成 25 年度は 87.3%と、大幅に向上しており、引き続き、就職率を維持する取り組みが必要です。

## ② 就業支援講習会の実施

(目標・実施計画等)

- 社会情勢の変化なども踏まえ、より就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施に努めます。

母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施（保育サービスの提供）、就職情報の提供など、一貫した就業支援サービスの提供を行いました。

### ■大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援講習会）の状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受講者数	210人	208人	110人	127人	145人
簿記3級	35人	26人	24人	24人	24人
総務事務	35人	—	—	—	—
ヘルパー2級	34人	45人	21人	22人	—
介護職員初任者	—	—	—	—	31人
パソコン初級	89人	85人	33人	28人	47人
パソコン中級	—	10人	—	21人	22人
介護事務	17人	17人	—	—	—
医療事務	—	25人	15人	—	—
准看護師	—	—	17人	32人	21人

### ●評価（取り組みの成果と課題）

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター（大阪府母子福祉センター）での就業支援講習会では、受講者のニーズ等を踏まえ、簿記3級、介護職員初任者研修、パソコン（初・中級）、准看護師受験対策等の講座を行いました。社会情勢の変化なども踏まえ、より就業につながりやすい講習会となるよう、適宜内容の改善に取り組み、安定した就労につなげていく必要があります。

なお、同講習会については、ひとり親家庭等在宅就業支援センター事業と併せて、平成24年度から大阪府福祉部の重点政策推進方針にその受講者の就職率を9割以上とする目標を掲げ、取り組みを進めてきたところですが、就職率は平成24年度で90.3%（就職者数149人）、平成25年度では92.5%（就職者数148人）となっており、今後も引き続き、取り組みを強化していきます。

### ③ 母子家庭自立支援給付金事業の実施

(目標・実施計画等)

○ 母子家庭及び寡婦の自立促進を図るため、各市町における本事業の実施を推進します。

・教育訓練給付 平成 20 年度：28 市町→平成 26 年度：30 市町

⇒ [平成 26 年度：28 市町]

・高等技能訓練 平成 20 年度：27 市町→平成 26 年度：30 市町

⇒ [平成 26 年度：28 市町]

母子家庭の母等の自主的な職業能力の開発を行うため、国が指定した職業能力開発のための講座を受講し、教育訓練が終了した後、自立支援教育訓練給付金を支給しました。また、母子家庭の母等が、就業に結びつきやすい資格を取得するために、養成訓練の受講期間について母子家庭等高等技能訓練促進費等を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするよう努めました。また、各市町における本事業の実施を推進しました。

#### ■大阪府（政令市・中核市を除く）における自立支援教育訓練給付事業の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
給付件数	142 件	77 件	54 件	102 件	61 件
大阪府分	3 件	2 件	0 件	2 件	0 件
市・町分	139 件	75 件	54 件	100 件	61 件
	30 市町	30 市町	30 市町	※29 市町	29 市町

※豊中市が中核市に移行

#### ■大阪府（政令市・中核市を除く）における高等技能訓練促進費事業の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
給付件数	288 件	421 件	484 件	419 件	346 件
大阪府分	16 件	27 件	26 件	23 件	17 件
市・町分	272 件	394 件	458 件	396 件	329 件
	27 市	28 市町	29 市町	※29 市町	29 市町

※豊中市が中核市に移行

#### ●評価（取り組みの成果と課題）

- 母子家庭等自立支援給付金事業のうち、自立支援教育訓練給付金については平成 20 年度以降、高等職業訓練促進給付金は平成 24 年度以降、政令市・中核市を除く大阪府内の一般市全市町が実施しています。特に、看護師（正・准）や介護福祉士、保育士など就業に結びつきやすい資格の取得を促進する高等職業訓練促進給付金の二一ズは高くなっています。

なお、国の制度改正により、平成 25 年度には父子家庭の父にも対象が拡大されま

したが、支給期間は上限2年と短縮されました。母子自立支援員は、2年を越える修業を必要とする資格（正看護師、理学療法士、作業療法士等）の取得希望者に対し、母子寡婦福祉資金の貸付利用も念頭に、修業期間中の資金計画や生活設計等について、適切な支援を行い、資格取得を後押しし安定雇用につなげていく支援が必要です。

#### ④ 技能習得期間中の生活資金貸付けの実施

（目標・実施計画等）

- 母子家庭自立支援給付金事業など他制度との連携も図りつつ、母子寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付業務に努めます。

母子家庭の母等が就労するのに必要な技能知識の習得期間中に、その生活の安定のため、生活資金の貸付けを行いました。

#### ■大阪府（政令市・中核市を除く）における母子寡婦福祉資金貸付(新規分)の状況【千円】

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生活資金	40	43,580	15	11,134	6	3,799	0	0	4	907

#### ⑤ 職業能力形成システム(ジョブ・カード制度)の推進

母子家庭の母等の職業能力形成機会に恵まれない方の安定雇用への移行を促進するため、ジョブ・カードを活用したキャリア形成支援を行い、必要な方には座学と企業における実習を組み合わせた実践的な職業訓練の受講を推進しました。

#### 【就業機会創出のための支援】

##### ① 母子家庭の母の雇用に関する事業主への働きかけ

（目標・実施計画等）

- さまざまな機会、媒体を活用して母子家庭の母の雇用に関する事業主等への働きかけを行い、企業開拓を推進します。

中小企業事業主が、有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、労働協約又は就業規則により、新たに転換制度を導入し、かつ当該制度を適用して有期契約労働者を通常の労働者へ1人以上転換させた場合に、奨励金を支給する中小企業雇用安定化奨励金制度を創設しました。（平成 20～22 年度）

その後、平成 23 年度からは、パートタイム労働者と有期契約労働者の雇用管理改善に関する支援を推進するため、正社員転換制度や短時間正社員制度を労働協約または就業規則に規定し、実際に制度を適用した事業主に対して奨励金を支給する均衡待遇・正社員化推進奨励金を新たに創設しました。（平成 24 年度限りで廃止）

国の母子家庭の母の就業促進に関する動向を踏まえ、大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業等の取り組みを通じて、事業主に対し、働きかけを行うとともに、公正な採用選考が徹底されるよう、企業啓発を推進しました。

■大阪府（大阪労働局管内）における中小企業雇用安定化奨励金事業の実施状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
給付件数	5 件	9 件	4 件

※平成 23 年度は、経過措置分

■大阪府（大阪労働局管内）における均衡待遇・正社員化推進奨励金事業の実施状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
給付件数	1 件	6 件	2 件

※給付件数は母子家庭の母等の加算を行った件数

※平成 25 年度は、経過措置分

② 母子家庭の雇用に配慮した官公需発注の推進

（目標・実施計画等）

- 母子家庭の母をはじめとする就職困難者の雇用促進に努めます。

「行政の福祉化推進プロジェクト」を受けて具体化した総合評価入札制度や指定管理者制度を実施し、母子家庭の母の常用雇用の促進に努めました。

■総合評価入札制度の状況

庁舎の清掃業務の入札にあたり、「行政の福祉化」の観点から、母子家庭の母を常用雇用した場合に加点することとしています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
箇所数	3 箇所	2 箇所	12 箇所	3 箇所	3 箇所
施設名	北河内府民センター、南河内府民センター、泉南府民センターにおいて複数年契約	三島府民センター、泉北府民センターにおいて複数年契約	本庁舎(咲洲庁舎を含む)、門真運転免許試験場、産業技術総合研究所、府立大学、急性期・総合医療センター、呼吸器・アレルギー医療センター、精神医療センター、成人病センター、母子保健総合医療センター、府警本部、中河内府民センター、中央図書館において複数年契約	北河内府民センター、南河内府民センター、泉南府民センターにおいて複数年契約	三島府民センター、泉北府民センター、光明池運転免許試験場において複数年契約

■指定管理者制度

審査基準に母子家庭の母を含めた就職困難者の雇用促進の視点を盛り込んでいます。

●評価（取り組みの成果と課題）

- 母子家庭の雇用に配慮した官公需発注の推進については、府政のあらゆる分野において、福祉の観点から総点検し、住宅・教育・労働など各分野の連携による既存資源の活用や、施策の創意工夫等を通して取り組む「行政の福祉化プロジェクト」を受けて具体化した総合評価入札制度を実施し、母子家庭の母の常用雇用の促進に努めています。
- 総合評価入札制度の対象施設は独立行政法人を含め大規模庁舎 10か所、中規模庁舎 8か所に拡大し、総合評価入札における就職困難者への常用雇用促進の取り組みを進めています。また、指定管理者制度についても同様に「行政の福祉化」の観点で、母子家庭の母を常用雇用した場合に加点し、常用雇用の促進を図っています。

### ③ 公務労働分野における母子家庭の母等の非常勤職員での雇用に向けた取り組み

(目標・実施計画等)

- 雇用期間満了後の就労支援について、就業・自立支援センターと連携しながら、きめ細かなフォローアップや企業開拓に努めます。

母子家庭等就業・自立支援センターを通じて、府の非常勤職員等の就労斡旋を行い、母子家庭の母の雇用を推進しました。

#### ■府の非常勤職員への母子家庭の母の雇用の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
雇用人数	34 名	31 名	36 名	47 名	51 名

#### ●評価（取り組みの成果と課題）

- ・ 公務労働分野における母子家庭の母等の雇用に向けた取り組みについて、府の非常勤職員への母子家庭の母の雇用実績は、「行政の福祉化」の取り組みの推進により、増加傾向にあります。引き続き「行政の福祉化」に取り組むとともに、平成25年3月に施行された特別措置法の趣旨も踏まえ、さらなる強化を図り、前出の「①母子家庭の母の雇用に関する事業主への働きかけ」や「②母子家庭の雇用に配慮した官公需発注の推進」とあわせて市町村に対してもその取り組みが広がるよう、働きかけていく必要があります。

### ④ 母子寡婦福祉団体が行う事業に対する貸付け

(目標・実施計画等)

- 母子寡婦福祉団体が行う事業への支援として、母子寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付業務に努めます。

母子寡婦福祉団体が、母子家庭の母及び寡婦の福祉の増進を図るための事業（社会福祉事業、職業紹介事業、労働者派遣事業等）を行う場合に、母子及び寡婦福祉資金の貸付けを行います。

### ⑤ 母子家庭の母及び寡婦等が事業を開始する際の支援

(目標・実施計画等)

- 事業を開始する際の支援として、母子寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付業務に努めるとともに、創業に関する相談等に応じます。

母子家庭の母や寡婦が新たに事業を開始する場合（共同して事業を開始する場合も含む）に、母子及び寡婦福祉資金（事業開始資金）の貸付けを行います。



- ⑥ 特定求職者雇用開発助成金等の活用（前出）
- ⑦ 試行雇用（トライアル雇用）を通じた早期就職の促進（前出）

## 2. 子育てをはじめとした生活面への支援

### ① 保育所優先入所の推進

(目標・実施計画等)

- 国通知に基づき、母子家庭等の児童が保育所に優先的に入所できるよう働きかけていきます。

平成 14 年の母子寡婦福祉法の改正により、保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等に特別の配慮をすることとされるとともに、平成 15 年の国通知「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」においても、母子家庭等の児童を優先的に取り扱うことについて特別の配慮が求められてきました。

平成 26 年 10 月に改正された母子父子寡婦福祉法では、市町村は、保育所に入所する児童を選考する場合には、ひとり親家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならないと規定されました。平成 15 年の国通知も、平成 26 年 9 月 30 日付で「保育所の入所等におけるひとり親家庭の取扱いについて」に改正されました。

これら法及び通知の趣旨に基づき、ひとり親家庭の親が就業や求職活動・職業訓練を十分に行うことができるよう、保育所優先入所の取り組みを市町村に働きかけています。

### ② 多様な保育(延長保育・休日保育・夜間保育・特定保育等)、子育て支援サービスの提供

(目標・実施計画等)

- 多様化する保護者の就労形態に対応できるよう、延長保育・休日保育・夜間保育・特定保育等の多様できめ細かな保育・子育て支援サービスの提供を推進します。

多様化する就労形態や家庭での養育が一時的に困難となる場合等に対応するため、延長保育・休日保育・夜間保育・特定保育、子育て短期支援、病児・病後児保育事業を次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の中で位置づけて推進しています。

■延長保育事業・休日保育事業・夜間保育事業・特定保育事業・子育て短期支援事業・病児病後児保育事業の実施市町村数（政令市・中核市を除く）の状況

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	全市 町村	うち 町村	全市 町村	うち 町村	全市 町村	うち 町村	全市 町村	うち 町村	全市 町村	うち 町村
延長保育事業	38	9	38	9	37	8	37	8	37	9
休日保育事業	21	3	18	3	18	3	18	3	19	3
夜間保育事業	4	0	4	0	3	0	3	0	3	0
特定保育事業	9	0	8	0	10	0	10	0	8	0
子育て短期支援事業										
ショートステイ	31	4	31	4	31	4	31	4	32	4
トリライブステイ	28	4	28	4	28	4	28	4	26	4
病児・病後児保育事業	23	0	24	0	26	0	26	0	25	1

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実

（目標・実施計画等）

- 国通知に基づき、母子家庭等の児童が放課後児童クラブを優先的に利用できるような働きかけていくとともに、開設時間の延長や土曜日・学校の長期休業中（夏季休業日等）の開設、障がい児の受け入れ、71人以上の大規模クラブの解消など、放課後児童クラブの充実を推進します。

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図っています。

■放課後児童健全育成事業の実施状況（政令都市・中核市を除く）

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	全市 町村	うち 町村	全市 町村	うち 町村	全市 町村	うち 町村	全市 町村	うち 町村	全市 町村	うち 町村
公立 小学校数	528	34	528	34	526	33	486	34	481	33
放課後児童 クラブ数	617	28	677	29	698	30	651	31	655	33
クラブ在籍 児童数	30182	1287	29828	1297	30131	1323	27816	1302	28622	1439

※各年度、5月1日現在。

●評価（取り組みの成果と課題）

- ・ 延長保育事業・休日保育事業・夜間保育事業・特定保育事業や子育て短期支援事業等については、平成16年に策定された次世代育成支援法に基づく行動計画に沿って、着実に実施されています。また放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、保護者の就労支援や児童の健全育成等を目的に、国庫補助制度を活用しながら事業が推進されてきました。平成26年4月には、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が国において策定され、職員の員数や開所時間及び日数などが最低基準として定められるなど、放課後児童クラブの運営をより一層向上する動きとなっています。

多様化する保護者の就労形態や家庭での養育が一時的に困難となる場合等に対応するため、今後とも計画的に推進していく必要があります。

④ 母子家庭等日常生活支援事業の実施

（目標・実施計画等）

- ひとり親家庭及び寡婦の日常生活を支援するため、一般市（福祉事務所を有する市町）における実施を推進します。  
（平成20年度：10市町→平成26年度：30市町）⇒ [平成26年度：8市町]
- 日常生活支援事業を担うヘルパーの確保に努め、サービス提供地域の拡大を図ります。
- 日常生活支援事業の利用要件の緩和を行い、制度利用の促進に努めます。

ひとり親家庭等が修学や疾病等により、一時的に家事、育児などの日常生活に支障が生じた場合等に、家庭生活支援員を居宅等に派遣するなどにより、家事、介護、保育サービス等を行いました。

■母子家庭等日常生活支援事業の状況（上段：大阪府実施分、下段：市町実施分）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
派遣延べ回数	1,969 回	2,187 回	1,414 回	842 回	370 回
大阪府分	285 回	159 回	188 回	80 回	67 回
市・町分	1,684 回	2,028 回	1,226 回	762 回	303 回
派遣時間数	4,213 時間	3,979 時間	3,165 時間	1,967 時間	1,419 時間
大阪府分	1,370 時間	903 時間	907 時間	496 時間	311 時間
市・町分	2,843 時間	3,076 時間	2,258 時間	1,471 時間	1,108 時間
実施市町	10 市町 泉大津市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、河内長野市、摂津市、藤井寺市、四條畷市、島本町	10 市町 泉大津市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、河内長野市、摂津市、藤井寺市、四條畷市、島本町	11 市町 泉大津市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、河内長野市、摂津市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、島本町	11 市町 泉大津市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、河内長野市、摂津市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、島本町	11 市町 泉大津市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、河内長野市、摂津市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、島本町

●評価（取り組みの成果と課題）

- 日常生活支援事業は、母子家庭の母等が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的事由により、一時的に介護、保育等のサービス等日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を居宅等に派遣するなどにより、家事、介護、保育サービス等を行うもので、大阪府が社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会に委託し、福祉事務所を設置する市・町については補助事業として実施しています。

なお、平成 25 年度で一般市における実施は 11 市町で、平成 26 年度には 8 市町（枚方市は中核市に移行）に減少しております。

- 派遣回数、派遣時間は、平成 22 年度以降大幅に減少しています。その理由としては、利用条件が厳しいことや、事前予約が必要で、利便性が悪いことが一因として挙げられます。そのため、一部の市では利用条件を緩和して単独事業として実施したり、未実施市の多くはファミリー・サポート・センター事業の利用を誘導している状況です。同事業はその利便性から広く子育て世帯全般に利用されており、今後、利用者の負担軽減等の措置について市町村に働きかける必要があります。

## ⑤ 生活支援講習会等事業の実施

(目標・実施計画等)

- 生活支援に関する講習会を実施し、家庭での育児、児童のしつけなど子どもの世話や家事など、ひとり親家庭が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るように努めます。

ひとり親家庭等は、就労や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は児童の健康管理等に十分に行き届かない面があることから、各種生活支援講習会を開催するとともに、個々のひとり親家庭等の相談に応じました。

### ■大阪府（政令市・中核市を除く）における生活支援講習会等事業の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受講者数	125 人	115 人	318 人	148 人	112 人
親子クッキング 教室①	24 人	30 人	22 人	24 人	16 人
親子クッキング 教室②	30 人	30 人	40 人	24 人	19 人
親子クッキング 教室③	24 人	—	44 人	—	—
健康に関する講習会①	24 人	24 人	96 人	100 人	77 人
健康に関する講習会②	23 人	21 人	86 人	—	—
健康に関する講習会③	—	10 人	30 人	—	—

## ⑥ 母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援

(目標・実施計画等)

- 母と子どもが母子生活支援施設を利用することによって、子育てや生活の自立が図れるよう、引き続き支援を行います。

18 歳未満の子どもがいる母子家庭の母が、さまざまな事情のため、子どもの養育が十分にできない場合に、母子生活支援施設において、子育てや生活の自立を支援しました。

### ■母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
府所管施設数	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	1 箇所
定員数	102 世帯	102 世帯	102 世帯	102 世帯	30 世帯
入所数	88 世帯	80 世帯	79 世帯	79 世帯	19 世帯

各年度、4月1日現在。 ※平成 24 年度中に廃止 1、権限移譲 2

上記のほか、政令・中核市所管施設 6 箇所（大阪市 4、堺市 1、東大阪市 1）設置

⑦ 公営住宅における優先入居の推進等

【府営住宅におけるひとり親世帯等を対象とした福祉世帯向け募集の実施】

(目標・実施計画等)

- 真に住宅に困窮する府民の居住の安定の確保を図るため、府営住宅の入居者募集においては、母子世帯や高齢者、障がい者等を対象とした福祉世帯向け募集枠による優先入居を引き続き実施していきます。

府営住宅において、募集戸数の概ね6割をひとり親世帯や高齢者、障がい者等を対象とした福祉世帯向け募集を実施しています。

■府営住宅におけるひとり親世帯の入居状況・募集状況（福祉世帯向け募集の実施）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
入居ひとり親世帯数 (入居者に占める割合)	12,313 世帯 (9.9%)	12,160 世帯 (9.8%)	12,010 世帯 (9.8%)	11,700 世帯 (9.6%)	11,380 世帯 (9.5%)
福祉世帯向け募集戸 数・応募倍率	2,066 戸 15.9 倍	1,521 戸 27.6 倍	1,698 戸 25.7 倍	1,622 戸 27.8 倍	2,074 戸 20.2 倍
一般世帯向け募集戸 数・応募倍率	1,340 戸 16.0 倍	1,002 戸 29.7 倍	1,112 戸 22.1 倍	1,062 戸 18.3 倍	1,372 戸 12.8 倍

※各年度、3月末現在。入居ひとり親世帯数の( )は全世帯数に占める割合。

【子育てを行いやすい住環境整備、民間賃貸住宅への入居制約の解消に向けた啓発等】

(目標・実施計画等)

- 母子家庭等の住宅困窮者等が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、市町村や宅地建物取引業者等と連携し、入居を拒まない民間賃貸住宅等の登録、ホームページ等を通じて情報提供を行う、大阪あんしん賃貸支援事業を推進していきます。

府営住宅の整備にあたり、地元市町等と府営住宅を活用したまちづくりについて協議を図りながら、保育所、社会福祉施設等の合築・併設を行うなど、子育てしやすい住環境の整備を推進しています。

また、民間賃貸住宅への居住の安定を図るため、家主や宅地建物取引業者に対して、入居制約の解消に向けた啓発事業等を実施しています。

子育て世帯等が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、市町村や宅地建物取引業者等と連携し、入居を拒まない民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）等の登録、ホームページ等を通じた情報提供を実施しています。

■府営住宅における社会福祉施設等の合築・併設状況（母子家庭等の自立促進を支援する施設等の合築・併設状況）

（平成 26 年 3 月末現在）

事業手法	施設種別	団地数
建替事業に伴う用地活用等	保育所、子育て支援施設	5
	総合保健福祉センター	1
	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス等	3 (内 1 団地は特養と保育所が併設しており、保育所で計上)
行政財産の貸付（土地）	特別養護老人ホーム、保育所	2
行政財産使用許可（土地）	保育所、学童保育施設	21
合 計		32

■宅地建物取引業者への研修の実施状況（民間賃貸住宅への入居制約の解消に向けた啓発事業等）【上段は実施回数、下段は参加者数】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
新規免許業者研修会・営業保証金供託業者研修会	2 回 336 名	2 回 344 名	2 回 248 名	2 回 175 名	2 回 300 名
団体役員、社内研修指導員人権研修会	1 回 130 名	1 回 60 名	1 回 46 名	1 回 45 名	1 回 23 名
宅地建物取引業人権推進指導員養成講座 *	6 回 326 名	6 回 297 名	7 回 366 名	8 回 358 名	13 回 586 名
ブロック別人権研修会 (業界団体独自研修会)	23 回 8,995 名	23 回 8,098 名	22 回 8,180 名	22 回 9,153 名	22 回 8,730 名

\* 平成 24 年度から「更新研修」を新たに開催

■大阪あんしん賃貸支援事業の実施

子育て世帯等が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、市町村や宅地建物取引業者等と連携し、入居を拒まない民間賃貸住宅等の登録、ホームページ等を通じた情報提供を実施しました。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
協力店登録件数	177 件	203 件	207 件	239 件	240 件
あんしん賃貸住宅の登録件数	132 件 1,474 戸	177 件 2,298 戸	181 件 2,635 戸	205 件 2,945 戸	225 件 3,216 戸



### 【地域の実情に応じた市町営住宅の優先入居】

市町が地域の実情に応じて、母子世帯を対象とした市町営住宅への優先入居の仕組みを導入するよう、指導・助言を行います。

#### ■市町営住宅（35市町）への母子世帯の入居状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入居母子世帯数	1,266世帯 (6.5%)	1,358世帯 (7.0%)	1,251世帯 (6.6%)	1,175世帯 (6.3%)	1,249世帯 (6.8%)
うち優先募集による入居母子世帯数	56世帯 (4.4%)	44世帯 (3.2%)	39世帯 (3.1%)	48世帯 (4.0%)	41世帯 (3.3%)
実施市町	24市町	27市町	27市町	27市町	26市町

※各年度、3月末現在。入居母子世帯数の( )は全世帯数に占める割合。政令市を除く

#### ●評価（取り組みの成果と課題）

- 公営住宅における優先入居の推進等については、府営住宅において、募集戸数の概ね6割を母子世帯や高齢者、障がい者等を対象とした福祉世帯向け募集として実施しています。

また、平成25年度から父子世帯にも対象を拡大しました。

府営住宅におけるひとり親世帯の全世帯数に占める割合は約1割で推移しています。

- 市町営住宅については、市町の住宅関係課に対して、母子世帯の優先入居の仕組みを導入するよう、指導・助言を行い、35市町中26市町で母子家庭の優先入居の仕組みが導入されています。
- アンケート調査の結果では、住居を探すときや入居のときの困りごととして、母子世帯、父子世帯とも「家賃」をあげる方が最も多く、次いで「府営住宅等になかなか入れない」が続いており、なかなか入居できないことは、ひとり親世帯等の生活基盤の安定にとって課題のひとつとなっています。

### 3. 養育費の確保

#### ① 養育費相談支援センター事業の推進

(目標・実施計画等)

- 国の養育費相談支援センター等と連携や、情報提供体制を充実するなどにより、母子自立支援員等相談担当者の知識・技能の向上を図るとともに、「相手方との取決めや不履行に対し何もしていない」方へのアプローチを促進し、養育費の受給率向上に努めます。(アンケート調査:「受け取っている」及び「時々受け取っている」母子世帯 15.5%の向上、「何もしていない」母子世帯約 77%の低減を図る)

⇒ 平成 26 年度調査 「受け取っている」及び「時々受け取っている」母子世帯 15.1%、「何もしていない」79%

母子家庭等の生活の安定と児童の福祉を増進するため、国の養育費相談支援センターや市町村等と連携を図りつつ、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談体制の整備を行い、養育費の受給率の向上等を図るため、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、養育費相談を実施しました。

#### ■大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業における養育費相談の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談件数	30 件	60 件	168 件	154 件	160 件

#### ●評価（取り組みの成果と課題）

- ・ 母子家庭等の安定と児童の福祉を増進するため、養育費の取り決めなど生活に密着したさまざまな法律上の問題や経済的問題等について、弁護士による相談を行うとともに、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置して、養育費の取り決めや履行に関する相談や情報提供を行っています。特に養育費相談は、子どものいる夫婦が離婚する際、養育費と面会交流について取り決めるように定めた改正民法（平成 23 年 6 月公布、平成 24 年 4 月施行）の影響により増加しています。
- ・ なお、平成 20 年度に実施したアンケート調査の結果では、「養育費を受け取っている」及び「時々受け取っている」の合計が、母子世帯で 15.5%であり、また、取り決めが守られていないことに対する行動では、「何もしていない」が約 77%となっていました。これに対し、平成 26 年度調査では抽出法によるため、対象者に違いはありますが、「受け取っている」及び「時々受け取っている」の合計が、母子世帯で 15.1%、また、「何もしていない」が母子世帯で 79%と依然として改善されていない状況にあります。

養育費は、子どもの権利であり、両親の責務であることなどを踏まえ、その受給率の向上に向け、実効的な取り組みを進めることが必要です。

今後、養育費相談支援センター等との連携のもと、さらなる母子自立支援員等によ

る離婚前の養育費相談や、母子家庭等就業・自立支援センターによる専門員等による養育費に関する相談の充実など、母子家庭等に対する相談支援体制を強化することが必要です。

## ② 法律相談事業の実施

(目標・実施計画等)

○ 母子家庭等就業・自立支援センター（出張相談会）において、養育費問題や多重債務問題など、弁護士等の専門家や相談員による特別相談を実施します。

○ 出張相談会の年間開催回数や内容を拡充します。

(年間開催平成 20 年度：10 市→平成 26 年度：15 市)

⇒ [平成 26 年度：28 市町 中核市移行 2 市除く]

母子家庭等の生活の安定と児童の福祉を増進するため、養育費の取り決めなど生活に密着したさまざまな法律、経済的問題等について、弁護士による相談事業を実施しました。

### ■大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業（法律相談事業）の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談件数	87 件	91 件	76 件	70 件	65 件
相続問題	9 件	2 件	7 件	2 件	1 件
土地問題	8 件	0 件	1 件	1 件	1 件
地代家賃	0 件	0 件	0 件	2 件	1 件
事故の補償	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
子どもに関する問題	11 件	5 件	4 件	4 件	3 件
離婚前後の問題	54 件	74 件	50 件	56 件	52 件
(うち養育費等)	(15 件)	(23 件)	(11 件)	(20 件)	(25 件)
未婚(認知等)	1 件	3 件	1 件	1 件	1 件
労働問題	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件
賃借問題	1 件	1 件	7 件	0 件	2 件
その他	2 件	6 件	5 件	4 件	4 件

※弁護士による法律相談は月 1 回実施

### ●評価（取り組みの成果と課題）

- 出張相談については、平成 25 年度に一般市及び郡部を所管する子ども家庭センター（池田、富田林、岸和田）において全市町等で実施しました。

ただ、市町等単独では相談件数が少なく、また、身近な地元市町等では相談に行きづらいといった声もあることから、平成 26 年度は一般市全市町を対象としつつ、実施場所を絞り込むなど、その手法の見直し等を図ることとしました。

③ 母子自立支援員等による相談機能の強化

市町村や子ども家庭センターで母子自立支援員が実施する相談において、離婚に際して養育費の確保を行うための手続きや先進事例等を踏まえた研修等により相談機能を強化しました。

④ 公益社団法人家庭問題情報センターとの連携

婚姻関係の維持又は解消、婚姻解消後の子の監護に関する紛争について、民間型調停を行う公益社団法人家庭問題情報センターと連携し、養育費等に関する支援を行いました。

#### 4. 経済的支援

##### ① 母子及び寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付事業の実施

(目標・実施計画等)

- 母子家庭自立支援給付金事業や奨学金事業など他制度との連携も図りつつ、母子寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付事業に努めます。
- 母子寡婦福祉資金の貸付要件が平成 21 年 6 月に緩和されたことに伴い、貸付けを受けやすいよう緩和内容を周知するとともに、手続きの軽減に努めます。

母子家庭の母や寡婦の生活の安定と自立を図るため、母子寡婦福祉資金として、母子家庭の母や寡婦の就労・自立に向けた資金や生活に関する資金、子の修学等のための資金など、資金使途に応じて 12 種類の資金の貸付けを行いました。

##### ■ 母子及び寡婦福祉資金貸付けの状況(貸付決定ベース・継続貸付を含む)

【千円】

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始 資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続 資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得 資金	87	37044	76	32119	44	24,162	28	16,464	14	8,359
就職支度 資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	1142	843,933	1205	835,420	1,155	787,555	746	560,642	586	428,109
修業資金	23	13,721	19	12,144	13	7,009	8	4,085	2	1,632
就学支度 資金	313	77,719	211	56,405	100	24,629	75	20,551	84	30,178
生活資金	81	85,685	60	18,871	17	13,322	6	2,921	4	907
医療介護 資金	0	0	0	0	1	189	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	25	4,355	8	1,775	7	1,445	1	260	3	565
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1671	1,062,455	1,579	956,734	1337	858,311	864	604,923	693	469,750

※各資金のデータは四捨五入。

●評価（取り組みの成果と課題）

- ・ 母子及び寡婦福祉資金貸付金については、貸付件数、金額の減少が見られます。これは、安易な貸付けにより、借受者の生活が窮状に陥ることのないよう貸付基準を明確化し、計画的な償還が行えるよう審査を厳格化したことによるものと考えられます。
- ・ 内容としては、「修学資金」（子どもの高校・大学等の修学において必要となる授業料・通学費等に当てる資金）及び「就学支度資金」（子どもの高校・大学等の入学金等）が全体の約9割を占めています。
- ・ 母子寡婦福祉資金貸付制度は、母子家庭及び寡婦の経済的自立を図る制度として重要な役割を担っていることから、貸付対象世帯のニーズと生活状況等に対応した援助となるよう、制度の周知及び貸付業務の適正化に努めています。
- ・ なお、平成26年10月から父子家庭にも対象が拡大されたことに伴い、今後、父子家庭に対しても積極的な制度の周知や相談対応などを行っていく必要があります。
- ・ 貸付相談等に対応する母子自立支援員のスキルアップを図るとともに、母子家庭自立支援給付金事業など他制度との連携も図りつつ、引き続き、本制度の周知及び適正な貸付業務に努めていきます。

② 児童扶養手当の適正な給付業務の実施等

（目標・実施計画等）

- 児童扶養手当法に基づき自立の促進に努めるとともに、人権に配慮した適正な手当の支給に努めます。

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、父又は母と生計を同じくしていない18歳到達後最初の年度末までの児童（児童に政令で定める程度の障がいがある場合は、20歳未満の児童）を監護しているひとり親家庭の親等に支給されます。

■児童扶養手当（政令市・中核市を含む）の支給状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受給者数	90,517人	95,370人	96,650人	96,179人	94,496人
全部停止者数	7,723人	7,546人	7,738人	8,036人	8,351人
給付額(千円)	43,736,585	44,947,341	46,783,295	46,974,880	46,417,628

※各年度、3月末現在

※全部停止者とは、受給者又は扶養義務者等の前年所得が所得制限限度額を超えたことにより児童扶養手当の支給が全額停止になった者をいう。なお、表中、全部停止者数は受給者数の外数。

### ③ ひとり親家庭医療費助成等の実施

(目標・実施計画等)

- 母子家庭等の医療費の自己負担相当額の一部を助成することにより、経済的負担の軽減と健康の保持増進を図ります。

ひとり親家庭の親等並びに子にかかる医療費の一部を助成しました。また、乳幼児に係る医療費の一部を助成しました。

#### ■ひとり親家庭医療、乳幼児医療費助成の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ひとり親家庭医療					
対象者数	198,114 人	200,287 人	201,781 人	202,642 人	199,546 人
事業費総額 (医療費補助金)	5,834 百万円	5,781 百万円	4,895 百万円	5,927 百万円	5,763 百万円
乳幼児医療					
対象者数	204,590 人	201,012 人	197,092 人	195,959 人	194,295 人
事業費総額 (医療費補助金)	6,658 百万円	7,189 百万円	5,786 百万円	7,039 百万円	6,848 百万円

※各年度事業費は、医療費補助基本額。

なお、平成 23 年度は補助金算定期間の調整により 10 か月分の積算額。

### ④ 各種減免・奨学金制度の実施等による就学支援

(目標・実施計画等)

- 就学支援の一環として、各種減免・奨学金制度の周知及び適正な助成・貸与・減免に努めるとともに、就学支援に関する相談等に応じます。

母子家庭の母等の制度利用にあたっては、母子自立支援員等により、就学支援の一環として、日本学生支援機構奨学金・府立高等学校授業料無償化・大阪府私立高等学校授業料支援補助金・母子寡婦福祉資金などの各種減免・奨学金制度の周知及び適正な助成・貸与等に努めるとともに、就学支援に関する相談に応じました。

## 5. 相談機能の充実

### ① 母子自立支援員等による相談事業の実施

(目標・実施計画等)

- ワンストップで情報の入手が出来るよう、関係機関の連携を図るとともに、母子自立支援員による相談事業をはじめ、地域においてきめ細かな相談対応を行い、問題解決に必要なかつ適切な支援や情報提供などを行います。(アンケート調査:「支援員に相談された方」母子世帯 5.3%、父子世帯 3.1%の向上を図る)
- 就労や養育費の確保など、生活基盤の安定を図るための各種支援を行うため、職業紹介機関や法律相談機関等と一層密に連携していきます。
- 相談の最前線に立つ母子自立支援員の就労支援や養育費の相談等の強化を図るため、さまざまな事例やロールプレイ形式によるきめ細かな研修を実施し相談機能の充実強化を図ります。

母子自立支援員が母子家庭の母等の生活安定、自立のためのさまざまな相談に応じました。また、大阪府母子福祉センターでは、母子家庭の母等を対象に、電話や面接による相談(ピアカウンセリング)を実施しました。

### ■ 母子自立支援員等による相談(政令市・中核市を除く)の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談件数	21,034 件	17,465 件	13,143 件	11,937 件	11,829 件
大阪府分	6,357 件	4,551 件	318 件	253 件	328 件
市・町分	14,677 件	12,914 件	12,825 件	11,684 件	11,501 件
うち主な内容					
就労	3,300 件	3,623 件	3,618 件	3,102 件	3,278 件
住宅	177 件	145 件	161 件	204 件	147 件
養育費	180 件	116 件	91 件	72 件	72 件
母子寡婦福祉 資金貸付	5,867 件	4,865 件	3,601 件	2,688 件	2,416 件
母子寡婦福祉 資金償還	6,090 件	4,332 件	84 件	76 件	70 件
児童扶養手当	1,398 件	1,227 件	1,637 件	1,346 件	1,396 件

### ● 評価(取り組みの成果と課題)

- ・ 母子自立支援員による相談件数は、平成 21 年度をピークに減少傾向にあります。相談の主な内容は、昨今の景気低迷の長期化などから、就労(資格・技能取得に関するものを含む)、母子寡婦福祉資金(貸付・償還)で、厳しい雇用情勢の影響が相談内容に反映しているものと考えられます。また、母子寡婦福祉資金にかかる相談にあっては、平成 23 年度からの高校授業料無償化や、府の機構改革により各子ども家庭



センターに配置していた母子自立支援員が郡部のみになったこと、さらに資金の償還業務が大阪府の業務として集中化されたこと等に伴い、大幅に減少している状況にあります。

また、平成 20 年度に実施したアンケート調査の結果では、「支援員に相談された」及び「市役所に相談された」方の合計が母子世帯で 5.3%、父子世帯で 3.1%となっていました。これに対し、平成 26 年度調査ではその合計が母子世帯で 4.7%と減少し、父子世帯で 5.7%と増加していました。

- 母子家庭等の各種相談に応じる母子自立支援員の役割は非常に重要であるため、身近な地域での第一線の相談窓口としてさらなる周知に努めるとともに、知識や技能向上を図るための研修会を実施するなど、適宜情報提供や相談業務の助言等を行い、さらなる相談機能の強化を図っていくことが必要です。

#### ■大阪府母子福祉センターによる相談の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談件数	1,741 件	1,602 件	1,626 件	1,776 件	2,338 件
生活全般	129 件	47 件	95 件	188 件	206 件
制度・施策	258 件	129 件	191 件	280 件	298 件
労働・就労	339 件	81 件	159 件	163 件	174 件
法律	164 件	352 件	298 件	255 件	241 件
子どもの育成	96 件	40 件	98 件	123 件	110 件
離婚前	205 件	151 件	378 件	304 件	355 件
就業支援講習 会ほか	550 件	802 件	407 件	463 件	954 件

- 母子福祉センターでは、母子家庭の母等や寡婦を対象に、電話や面接による生活相談を実施しています。その相談件数は、平成 22 年度以降増加傾向にあり、特に離婚前相談が増えてきており、今後は離婚前における相談や支援へのつなぎなどを適切に行っていく必要があります。

#### ② 土日・夜間相談事業の実施

(目標・実施計画等)

- 相談を必要とされている方にとって比較的利用しやすい本相談事業の周知を図り、必要な支援や情報提供に努めます。(アンケート調査；「相談先がない」母子世帯 8.8%、父子世帯 13.8%の解消を図る)

ひとり親家庭等の困難を解決し、ひとり親家庭の自立を支援するため、相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、各種の行政支援策等の情報提供等を実施しました。  
《電話相談実施時間》年末年始(12/29~1/4)を除く

土、日、祝日 10:00～17:00  
 休日夜間 18:00～23:00  
 平日夜間 18:00～23:00

■ 土日・夜間電話相談の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談件数	83 件	50 件	66 件	68 件	82 件
相談者属性内訳					
母子家庭・寡婦	42 件	32 件	47 件	43 件	56 件
父子家庭	3 件	1 件	1 件	5 件	0 件
その他	38 件	17 件	18 件	20 件	26 件
相談時間帯内訳					
土、日、祝日	42 件	24 件	25 件	28 件	27 件
休日夜間	4 件	7 件	8 件	10 件	43 件
平日夜間	37 件	19 件	33 件	30 件	12 件

● 評価（取り組みの成果と課題）

- 様々な状況に応じた相談体制の整備に努めてきました。平成 20 年度に実施したアンケート調査の結果では、「相談先がない」とした母子世帯が 8.8%、父子世帯で 13.8%となっていました。これに対し、平成 26 年度調査では母子世帯で 9.5%、父子世帯で 19.1%となっており、今後とも、本相談事業や母子自立支援員等の相談を含め、相談を必要とする方が身近で気軽に相談ができるよう、さらなる体制整備を図っていく必要があります。

③ 配偶者暴力相談支援センターによる相談事業の実施

（目標・実施計画等）

- 本相談事業の周知を図るとともに、被害者の人権の尊重や安全確保に十分に配慮しながら、必要な支援や情報提供に努めます。（アンケート調査；ひとり親になった理由「暴力」母子世帯 11.5%、寡婦 2.1%）

女性相談センター、各子ども家庭センター及び市町村配偶者暴力相談支援センター（平成 26 年度 4 か所）において、配偶者等（事実婚及び交際相手を含む）からの暴力被害者に関する各般の相談に応じるとともに、被害者の自立生活促進のための情報提供、保護命令制度の利用についての情報提供等を行いました。

なお、平成 20 年度に実施したアンケート調査の結果では、ひとり親になった理由を「暴力」とした母子世帯が 11.5%、寡婦が 2.1%であり、これに対し、平成 26 年度調査では母子世帯で 12.6%、寡婦で 5.2%とその割合が増えていました。

#### ④ 子ども家庭センター等による相談事業の実施

(目標・実施計画等)

- しつけや子育ての相談をはじめ、不登校・ひきこもり、非行等、子育ての心配ごとについて、専門の職員が相談支援を行い、母子家庭等の養育不安の解消に努めます。
- 市町村が行う児童家庭相談の担当課と連携し相談支援を行います。

府内6ヶ所の子ども家庭センターの専門職員が、しつけや子育ての相談をはじめ、不登校・ひきこもり、非行等、子育ての心配ごとについて、相談に応じるとともに、市町村が行う児童家庭相談の担当課と連携し、相談支援を行いました。

##### ■子ども家庭センターにおける児童相談の受付件数の状況（6ヶ所計）

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
24,641 件	25,431 件	28,136 件	25,359 件	25,598 件

#### ⑤ 母子福祉推進委員による情報提供等の充実

(目標・実施計画等)

- 大阪府内（政令市・中核市を除く）の公立小学校区ごとに概ね 1 名の母子福祉推進委員を配置し、母子家庭の母及び寡婦等からの相談に応じるとともに、適切な情報提供、情報発信が行えるよう、推進委員の知識、技能の向上を目的とした研修会を行います。

大阪府内（政令市・中核市を除く）の公立小学校区ごとに概ね1名の母子福祉推進委員を配置し、母子家庭の母等からの相談に応じるとともに、適切な情報提供、情報発信が行えるよう、推進委員の知識、技能の向上を目的とした研修会を行いました。

##### ■母子福祉推進委員による相談（政令市・中核市を除く）の状況

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
委嘱者数		399名	391名	392名	378名	366名
相談件数	上期	3,771	4,354	3,926	4,242	4,041
	下期	4,284	3,802	4,086	4,163	4,053
相談内訳	住宅	166	265	242	231	204
	就労	323	368	415	337	306
	子供の養育	213	378	292	315	258
	貸付金	185	131	188	143	151
	医療・健康	341	292	328	299	300
その他		2,543	2,920	2,461	2,854	2,822

また、地域での支援者間の活動の輪を広げることを目的に平成25年12月に母子自立支援員、母子福祉推進委員合同研修会を開催し、顔の見える関係づくりを推進しました。

●評価（取り組みの成果と課題）

- 母子福祉推進委員と母子自立支援員については、地域における民生委員・児童委員、主任児童委員等とも連携を図り、母子家庭等のさまざまな相談にきめ細かく対応し、適切な支援につなげることをしていますが、活動状況等を調査したところ、支援者間でほとんど連携が図れていない状況となっていました。

[※ 平成25年度実施 福祉事務所設置市町29市町及び郡部を所管する3子ども家庭センターにおいて、日頃から連携及びたまに連携するが6市、ほとんど連携していないが26市町]

- これは個人情報保護の観点から情報の共有が難しい、支援をどこまで委ねていいかわからないといったことから、お互いが疎遠となりがちとの理由によるものが多くなっていました。
- また、これまで、支援者間において、お互いの存在を知らなかったという声も多く、今後、双方が「顔の見える」支援者となり、連携を図っていく必要があります。

⑥ 府・市町村担当課による情報提供等の充実

（目標・実施計画等）

- 相談先がない、相談先がわからない方のために、大阪府が相談ごとや各種事業などについて、総合案内（コンシェルジュ）機能を発揮します。
- 府民向けFAQを整備するとともに、府民お問合せセンター（ピピっとライン）や情報プラザにおいて、親切できめ細かな情報提供を行います。
- 府や市町において、より分かりやすいひとり親施策のパンフレットを作成します。

大阪府母子福祉センターホームページの携帯サイトの開設など利便性の向上に努めるとともに、府等が実施するひとり親家庭等に対する事業PR冊子を約15,000部作成し、市町村や子ども家庭センター等関係機関へ配布しました。

●評価（取り組みの成果と課題）

- 府・市町村担当課による情報提供等の充実として、大阪府母子福祉センターホームページの携帯向けサイトの開設や府や市において事業PR冊子を作成し、相談窓口等へ配布しました。

しかしながら、第三次計画の策定に係る平成26年度調査では、施設・制度の認知状況で、例えば、地域における身近な相談窓口である「母子自立支援員」を知らなかったが55.4%、「母子福祉推進委員」を知らなかったが62.9%と半数以上の

方が知らないとしており、個々の母子世帯等に対しては、相談窓口や制度等の周知が不十分な状況であると言えます。

- ・ 今後は、市町村ともさらなる連携を図りながら、必要な方に対し必要な情報が届くよう、事業周知等についての取り組みを強化していく必要があります。

#### ⑦ サポートネットOSAKA等関係機関との相互連携の推進

(目標・実施計画等)

- 就労生活相談を実施するサポートネット OSAKA (ハローワーク併設) 等と連携し、必要な方に必要な支援や情報がワンストップで届くように努めます。
- 地域就労支援センターと母子自立支援員、母子家庭等就業・自立支援センター等、就労支援を行う機関の連携を強化し、地域に根ざした相談から就労への支援の取り組みを進めます。

母子家庭等就業・自立支援センター事業の周知等の際し、サポートネット OSAKA やハローワーク (マザーズハローワーク) 窓口に情報提供を行うなど、必要な情報提供と関係機関との相互連携に努めました。

## 6. 人権尊重の社会づくり

### ① 人権教育・啓発に関する施策の推進

(目標・実施計画等)

- ひとり親家庭等が、結婚や離婚、未婚に対する固定的な価値観や先入観からの偏見や差別により人権侵害を受けることのないよう、人権教育及び人権啓発に引き続き取り組みます。

ひとり親家庭や寡婦が、結婚や離婚、未婚に対する固定的な価値観や先入観からの偏見や差別により人権侵害を受けることのないよう、企業に対する研修の場等を通じて、人権教育や人権啓発に取り組みました。

### ② 入居制約解消に向けた啓発の実施（前出）

### ③ 企業に対する公正採用に関する啓発の実施

企業に対する公正な採用選考に関する啓発を通じて、ひとり親家庭等の人権問題への取り組みを進めました。

■「大阪府人権教育推進計画」（平成 17～26 年度）をもとに、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進します。

■公正採用選考人権啓発推進員に対する研修会、大阪企業人権協議会会員に対する研修を通じた公正選考採用に関する啓発を行いました。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
新任・基礎研修	490 人	709 人	760 人	737 人	813 人
修了者数(実施回数)	(10 回)	(11 回)	(12 回)	(12 回)	(12 回)

### ■はたらく母子家庭応援企業の表彰

母子家庭の母の自立を進めるためには、その就業支援が極めて重要です。このため、厚生労働省では、母子家庭の母を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に相当額の事業を発注している企業など、母子家庭の母の就業支援に積極的に取り組んでいる企業を対象とした表彰を実施しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
表彰企業数(全国)	7 社	11 社	13 社	8 社	0 社

## ▶第4章 第三次計画の基本理念・推進にあたっての基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

～ひとり親家庭等の暮らしの安定と向上を実現し、希望の持てる将来へ～

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が、社会を構成する子育て家庭のひとつの家族形態として、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざします。

### 2. 推進にあたっての基本的な考え方

#### (1) 国、大阪府、市町村等の役割分担と連携による支援

- 母子家庭等及び寡婦への支援策は、平成14年の母子及び寡婦福祉法の改正等により、「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立・就業の支援」に主眼を置いた総合的な支援へ施策転換が図られました。

その後、平成25年3月に特別措置法が施行され、父子家庭の父も就業支援の対象とされるとともに、民間事業者に対する優先雇用等の協力要請や母子・父子福祉団体等からの受注機会の増大など、地方公共団体等は国に準じた施策を努めるべきことが規定されました。

さらに、平成26年10月には母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正され、父子家庭への支援も法定化されたところであり、今後、こうした法等の趣旨を踏まえつつ、父子家庭を含めたひとり親家庭等に関する施策について、国、大阪府、市町村等が適切に役割を分担し、互いに連携しながら総合的な取り組みの推進に努めます。

- また、ひとり親家庭等の多様なニーズに対応するためには、特別措置法等の趣旨等も踏まえ、行政のみならず、民間企業や団体等のさまざまな主体の取り組みや行政とのパートナーシップによる重層的な支援が必要です。

#### 《大阪府の役割》

- 国の基本方針を踏まえた自立促進計画を策定することなどを通じて、地域の実情に応じて計画的にひとり親家庭等に関する施策を展開するとともに、市等の自立促進計画策定及び円滑な事業実施に向けた支援を行います。

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業や母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等府の施策を推進します。

- また、広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援などが円滑に進むよう、市等における各種施策の取り組み状況などについて情報提供や母子・父子自立支援員等関係職員に対する研修を実施するなど、市町村に対する支援を行います。

さらに、地域における支援者、支援機関等の連携強化を図るため、必要な情報提供やお互いが接する機会の提供等に努めます。

- ひとり親家庭等に関する施策のための企画・立案及びハローワークにおける就業あっせんをはじめとした各種事業を実施する国との適切な連携に努めます。

### 《市町村の役割》

- 住民に身近な地方公共団体として、法令や市等において策定した自立促進計画を踏まえ、ひとり親家庭等に対し、相談に応じ、施策や取り組みについてきめ細かな情報提供を行うとともに、子育て支援や公営住宅の優先入居など、市町村が主体となる事業について、地域の実情に応じてひとり親家庭等に配慮した施策の実施に努めます。
- また、市等では児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められています。

### 《民間の役割》

- 民間企業には、特別措置法の趣旨に鑑み、試用雇用（トライアル雇用）や特定求職者雇用開発助成金等の施策を活用するなどにより、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇い入れや母子・父子福祉団体等への業務発注などを行うことが求められています。  
また、母子家庭の母や父子家庭の父が、円滑に仕事と子育てを両立できるよう、子育てを支援する休暇制度の充実・取得促進や、子どもの病時など急な事態において休暇が取りやすい雰囲気づくりなど、子育てがしやすい職場環境を整備することが求められています。
- ひとり親家庭等に対する支援を行う社会福祉法人やNPO等のさまざまな団体には、その設立目的やそれぞれの特性を活かし、必要に応じて行政とも連携・協働しながら、子育てや就業などさまざまな場面における支援を行うことが求められています。

### 【参考】《国の役割》（国の基本方針より抜粋）

国は、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究を行ったり、母子家庭等及び寡婦施策に係る普及・啓発、また関係者の研修等を行う。さらに、都道府県が市等における母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県等や市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、都道府県や市町村に対する支援を行う。

## （2）福祉と雇用をはじめ幅広い行政分野の連携による支援

- ひとり親家庭等の円滑かつ早期の自立を促進するためには、ひとり親家庭等の生活状況等を初期の段階で把握し、生活全般にわたりきめ細かな相談に応じるとともに、就業に関する情報提供や、就業する際の子育て支援、住宅など、福祉分野と雇用分野をはじめとした幅広い行政分野の連携による支援が不可欠です。
- そのためには、国、大阪府及び市町村におけるひとり親家庭等の自立支援に関連する様々な機関が、相互に緊密な連携を図りながら施策推進に努めていきます。



### (3) 相談・情報提供機能の連携による早期からの支援

- ひとり親となった直後は生活が大きく変化し、親子とも精神的に不安定になりがちな時期でもあることから、その生活再建を図るうえでは、きめ細かな相談と適切な情報提供などによる早期からの支援が必要です。
- 母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭等の抱えている問題を把握し、母子・父子福祉団体や大阪府母子父子福祉推進委員等と連携し、その解決に必要なかつ適切な助言及び情報提供を行うなど、ひとり親家庭等に対する相談支援窓口として重要な役割を担っています。
- また、地域における福祉の増進を図る民生委員・児童委員、主任児童委員、コミュニティソーシャルワーカー等については、ひとり親家庭等からの相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設及びサービスについて助言し、問題の解決に努めることが求められます。
- 家庭や学校において悩みや不安を抱えている子どもや親を、深刻な状況になる前に早期に発見して適切に対応する、いわゆる地域の「見守り」機能の強化を図り、支援を要するひとり親家庭等の発見及びアドバイス、情報提供、必要な機関へのつなぎ等を行うことが重要です。
- 市等は、母子・父子自立支援員の適切な配置のほか、その資質向上のための機会の提供等を行うことなどにより、円滑な相談等を行うことが求められています。

## 第5章 第三次計画の基本目標及び具体的取り組み

### 1. 計画の基本目標

ひとり親家庭及び寡婦の自立を図るため、(1) 就業支援、(2) 子育てをはじめとした生活面への支援、(3) 養育費の確保・面会交流支援、(4) 経済的支援、(5) 相談機能の充実、(6) 人権尊重の社会づくりを総合的に推進します。

#### 基本目標1 就業支援

母子家庭の母の約8割の方が就業しているものの、収入が低い水準にとどまっています。また父子家庭の父は子どもの養育、家事等に困難を抱え、子育てと就業の両立が困難となっている場合があります。こうした状況を踏まえ、ひとり親家庭等が子育てをしながら安定した就業につき、自立した生活を送ることができるよう、就業あっせん、職業能力向上のための訓練等の実施・促進、就業機会の創出など、重層的かつ効果的な支援の充実を図ります。

##### 【就業あっせん】

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進 P.84
- 母子・父子自立支援プログラム策定等事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携 P.85
- 地域就労支援事業による就労支援 P.86
- 母子・父子自立支援員による就業相談 P.86
- OSAKA しごとフィールドによる就労支援 P.86
- 国の公共職業安定機関等と連携した求人情報の提供 P.87
- 公共職業安定所（ハローワーク）における職業紹介 P.87

##### 【職業訓練等の実施・促進】

- 公共職業訓練の実施 P.92
- 就業支援講習会の実施 P.92
- 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等の実施 P.92
- 技能習得期間中の生活資金貸付けの実施 P.93
- 職業能力形成システム(ジョブ・カード制度)の推進 P.93

##### 【就業機会創出のための支援】

- 民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ P.94
- ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進 P.94
- 母子・父子福祉団体等への業務発注の推進 P.95
- 公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非常勤職員での雇用に向けた取り組み P.95
- 母子・父子福祉団体が行う事業に対する貸付け P.96

### 【就業機会創出のための支援】

- ひとり親家庭の親等が共同で事業を開始する際の支援 P.96
- 特定求職者雇用開発助成金の活用 P.96
- 試行雇用（トライアル雇用）を通じた早期就職、常用雇用への移行の促進 P.96
- 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進 P.96

## 基本目標 2 子育てをはじめとした生活面への支援

ひとり親家庭が安心して、子育てを行いながら、就業及び就業に向けた職業訓練を受けることができるよう、市町村との連携のもと、保育所への優先入所、多様な保育、子育て支援サービスの提供、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実、公営住宅の優先入居の推進など生活面への支援に取り組みます。

また、子どもの貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習支援等を推進します。

- 保育所等優先入所の推進 P.97
- 多様な保育、子育て支援サービスの提供 P.98
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実 P.99
- ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施やファミリー・サポートセンター事業の活用 P.99
- 生活支援講習会等事業の実施 P.100
- 母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援 P.100
- 公営住宅における優先入居の推進等 P.101
- 住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）による住居の確保等 P.101
- 子どもの学習支援等の推進 P.102

## 基本目標 3 養育費の確保・面会交流支援

ひとり親家庭の子どもに対する扶養義務の履行を確保し、健やかな成長を支えるため、国の養育費相談支援センター等と連携するなどにより、養育費の取り決めや受給促進、面会交流の実施促進に関する啓発等を行います。

- 養育費相談支援センター事業の推進 P.103
- 法律等相談事業の実施 P.104
- 面会交流に向けた支援 P.104
- 母子・父子自立支援員等による相談機能の強化 P.104
- 公益社団法人家庭問題情報センターとの連携 P.104

## 基本目標 4 経済的支援

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度等に関して、さまざまな場面での情報提供に努めるほか、関係職員に対する研修等の実施により、プライバシー保護に配慮した適正な貸付・給付事務等を実施します。

- |                              |       |
|------------------------------|-------|
| ○ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付事業の実施 | P.106 |
| ○ 児童扶養手当の適正な給付業務の実施等         | P.107 |
| ○ ひとり親家庭医療費助成等の実施            | P.107 |
| ○ 各種減免・奨学金制度の実施等による就学支援      | P.107 |

## 基本目標 5 相談機能の充実

ひとり親家庭の親等の子育てをはじめとした生活面や就業等に関するさまざまな悩みについて、身近なところにおいて相談を受け、支援策等に関する情報を提供するとともに、支援機関等の連携により、適切な支援につなげる相談機能の充実等を図ります。

- |                           |       |
|---------------------------|-------|
| ○ 母子・父子自立支援員等による相談事業の実施   | P.109 |
| ○ 土日・夜間相談事業の実施            | P.110 |
| ○ 配偶者暴力相談支援センターによる相談事業の実施 | P.110 |
| ○ 子ども家庭センター等による相談事業の実施    | P.111 |
| ○ 母子父子福祉推進委員による情報提供等の充実   | P.111 |
| ○ 府・市町村担当課による情報提供等の充実     | P.112 |
| ○ 関係機関との相互連携の推進           | P.112 |
| ○ 学校等教育機関との連携の推進          | P.113 |

## 基本目標 6 人権尊重の社会づくり

ひとり親家庭等が生活を送る上で、個人として尊重され、自己実現を図ることができる社会を築くため、総合的な施策推進に努めるとともに、ひとり親家庭等が不当な差別や偏見により人権侵害されることのないよう、あらゆる人権が尊重される社会の実現をめざし、人権啓発の取り組みを進めます。

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| ○ 人権啓発に関する施策の推進        | P.115 |
| ○ 入居制約解消に向けた啓発の実施      | P.115 |
| ○ 企業に対する公正採用に関する啓発の実施  | P.115 |
| ○ 個人情報の取扱い等に関する取り組みの推進 | P.115 |

## ひとり親家庭等のライフステージにおける支援施策利用イメージ

	就業支援	生活面への支援	養育費の確保・ 面会交流支援	経済的支援	相談機能の充実
ひとり親世帯になる前(離婚前等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公共職業安定所による就業紹介</li> <li>■公共職業訓練</li> <li>■OSAKA しごとフィールドによる就労支援</li> <li>■地域就労支援事業による就労支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■多様な保育・子育て支援サービスの提供</li> <li>■ファミリー・サポート・センター事業の活用</li> <li>■母子生活支援施設による生活支援、自立支援</li> <li>■子どもの学習支援等の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■養育費相談支援センターによる相談支援</li> <li>■法律相談</li> <li>■公益社団法人家庭問題情報センターとの連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各種減免・奨学金制度の実施による就学支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■母子・父子自立支援員等による相談(就業相談含む)</li> <li>■土日・夜間相談事業</li> <li>■母子父子福祉推進委員による情報提供等の充実</li> </ul>
ひとり親世帯になった後	<ul style="list-style-type: none"> <li>■母子家庭等就業・自立支援センター</li> <li>■母子父子自立支援プログラムの策定等事業</li> <li>■生活保護受給者等就労自立促進事業</li> <li>■生活困窮者自立促進事業</li> <li>■国の公共職業安定機関等と連携した求人情報の提供</li> <li>■公共職業安定所による就業紹介</li> <li>■公共職業訓練</li> <li>■OSAKA しごとフィールドによる就労支援</li> <li>■就業・自立支援ワークショップ-就業支援講習会</li> <li>■母子家庭・父子家庭自立給付金事業等</li> <li>■技能習得期間中の生活資金貸付け</li> <li>■地域就労支援事業による就労支援</li> <li>■雇用に配慮した官公需発注の推進</li> <li>■公務労働分野における雇用の取り組み</li> <li>■母子家庭の母等が事業を共同で開始する際の支援</li> <li>■特定求職者雇用開発助成金</li> <li>■試行雇用</li> <li>■職業能力形成システムの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育所等への優先入所</li> <li>■多様な保育・子育て支援サービスの提供</li> <li>■ファミリー・サポート・センター事業の活用</li> <li>■放課後児童クラブの優先的利用</li> <li>■日常生活支援事業</li> <li>■生活支援講習会等事業</li> <li>■母子生活支援施設による生活支援、自立支援</li> <li>■公営住宅の優先入居</li> <li>■住居確保給付金による住居の確保</li> <li>■子どもの学習支援等の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■養育費相談支援センターによる相談支援</li> <li>■法律相談</li> <li>■面会交流に向けた支援</li> <li>■公益社団法人家庭問題情報センターとの連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■母子・父子・寡婦福祉資金貸付金</li> <li>■児童扶養手当</li> <li>■ひとり親家庭医療費助成等</li> <li>■各種減免・奨学金制度の実施による就学支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■母子・父子自立支援員等による相談(就業相談含む)</li> <li>■母子父子福祉推進委員による情報提供等の充実</li> <li>■土日・夜間相談事業</li> <li>■子ども家庭センター等による相談事業の実施</li> <li>■関係機関との相互連携の推進</li> <li>■学校等教育機関との連携の推進</li> </ul>
ひとり親世帯になった後(寡婦)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■日常生活支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■法律相談</li> <li>■公益社団法人家庭問題情報センターとの連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■母子・父子・寡婦福祉資金貸付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■母子・父子自立支援員等による相談(就業相談含む)</li> <li>■土日・夜間相談事業</li> <li>■関係機関との相互連携の推進</li> </ul>

### 人権尊重の社会づくり

- 人権啓発に関する施策の推進
- 入居制約解消に向けた啓発の実施
- 企業に対する公正採用等啓発の推進
- 個人情報の取扱い等に関する取り組みの推進

※ ひとり親世帯になる前(離婚前等)とは、婚姻の実態は失われているが、やむを得ない事情により離婚の届出が行われていない方など。

※ 上記各施策〔事業〕は、ライフステージ毎の施策〔事業〕の利用イメージであり、実際の利用については、所得制限など施策〔事業〕ごとの利用要件があります。

また、公共職業安定所による就業紹介や各種減免・奨学金制度の利用など、特にひとり親家庭等に利用を限定したものではないものも含まれています。

## 2. 計画の具体的取り組み

### 基本目標1 就業支援

母子家庭の母は、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により、就業が中断していたことに加え、事業主側の母子家庭に対する理解不足等により、就職又は再就職が難しい場合があります。

また、その約8割の方が就業しているものの、子育て等のため、時間など一定の制限があり、パート、臨時職員といった不安定な雇用が多く、就労による収入が低い水準にとどまっております。子育てをしながら収入面、雇用面でより条件のよい安定した仕事に就き、経済的に自立できるよう支援することが必要です。

一方、父子家庭の父は、子どもの養育、家事等の生活面で多くの困難を抱え、子育てと就業の両立が困難となっている場合があります、生活面など社会的支援と就業の支援が求められています。

こうした中、平成25年3月に特別措置法が施行され、母子家庭の母や父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないことなどが規定されました。

こうした状況を踏まえ、今後、ひとり親家庭等が子育てをしながら、安定した就業につき、自立した生活を送ることができるよう、企業等への働きかけや環境の整備など総合的な取り組みを推進することが重要であり、関係機関、関係事業との連携のもと、就業あっせん、職業能力向上のための訓練等の実施・促進、就業機会の創出など、重層的かつ効果的な支援の充実を図ります。

#### ◆ 就業あっせん

#### ① 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進

##### 目標・実施計画等

- 就業と子育ての両立を図るため、就業支援や日常生活支援を組み合わせたワンストップによる就業・自立支援センター事業を展開するとともに、大阪マザーズハローワークや地域就労支援事業と連携して、身近な地域での相談体制の整備や雇用の確保、職場への定着など就業による自立に向けた支援の充実を図ります。
- 全国のハローワークが保有する求人情報をオンラインで結び、速やかに情報提供するとともに、就業支援バンクを設置し、求職者の情報を集約することにより、求人があった時にリアルタイムで仕事の紹介ができるように、就業・自立支援センターの無料職業紹介所としての機能を強化します。

- 専門相談員による就業相談から就職情報の提供、就業支援講習会の開催、育児や子育てに関する生活相談や、養育費問題をはじめとした法律相談を行うなど、ひとり親家庭

等への一貫した就業支援サービスの提供や、生活支援を行う就業・自立支援センター事業を推進します。

また、身近な地域で就業等相談に応じるため、引き続き市町等への効果的な手法による出張相談を実施するとともに、インターネットによる就業相談にも対応します。

- 就業・自立支援センター事業と、市町村が実施する地域就労支援事業との連携による個々の希望やニーズに応じた就労支援を推進します。
- 市町や母子・父子福祉センターとも連携し、就業支援等の円滑な実施のため、母子・父子自立支援員等の就業支援関係者に対する研修を行います。
- 就業・自立支援センター事業を通じ、ひとり親家庭の子どもに対する就業相談や就業情報提供などの支援を行います。

## ② 母子・父子自立支援プログラム策定等事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携

### 目標・実施計画等

- 母子・父子自立支援プログラム策定等事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等の連携を図り、一般市（福祉事務所を有する市町）及び郡部を所管する子ども家庭センター（池田・富田林・岸和田）における身近な地域での就労支援を促進します。
- 一般市等において、児童扶養手当受給者等の自立・就労支援のために、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定します。

また、一般市等における母子・父子自立支援プログラム策定等事業とハローワークが実施する生活保護受給者等就労自立促進事業や福祉事務所設置市町が実施する就労準備支援事業（生活困窮者自立支援制度）など関連事業の連携強化を図り、就労に不安のある方に対する不安や悩みの解決を図るためのカウンセリングや職場体験など就労意欲の醸成をはじめ、職業能力の開発や向上、職場定着に向けたフォローアップ等、きめ細かで重層的かつ継続的な一貫した就労・自立支援を促進します。

【生活保護受給者等就労自立促進事業（実施主体：ハローワーク）】 P90 参照

【就労準備支援事業（生活困窮者自立支援制度）（実施主体：福祉事務所設置市町等）】

直ちに就労に就くことが難しい方に対し、一般就労に必要な生活自立支援、社会自立支援、就労自立支援に係る訓練を実施。

### ③ 地域就労支援事業による就労支援

#### 目標・実施計画等

- 母子家庭の母や父子家庭の父をはじめとする就職困難者に対して、市町村の実施する地域就労支援事業を交付金により支援するとともに、地域の関係機関との連携・協力体制づくり、コーディネーターの人材育成等を図るなどバックアップに努めます。

- 市町村が就職困難者に対して、地域の実情に応じて取り組む就労に関する相談、支援事業である地域就労支援事業に対して、総合相談事業（人権・就労・進路・生活）を交付金により支援します。
- 大阪府・市町村就労支援事業推進協議会において市町村と連携し、広域連携に関する調整やコーディネーターの育成・交流、就労支援機関等との連携に努めます。
- 地域就労支援事業と母子家庭等就業・自立支援センターが連携し、相談者一人ひとりに応じた就労をサポートします。

#### 【地域就労支援事業（実施主体：市町村）】

ひとり親家庭の親をはじめ、障がい者、中高年齢者等の中で、働く意欲・希望がありながら雇用・就労を妨げるさまざまな阻害要因を抱える就職が困難な方々（この事業では「就職困難者」と呼ぶ。）を対象に、身近な行政機関である市町村が、あらゆる雇用・就労施策や福祉施策などを活用し、地域の関係機関などと連携しながら、求職や雇用に関する相談に応じるとともに、相談者一人ひとりに応じた就労支援を行います。

### ④ 母子・父子自立支援員による就業相談

- 母子・父子自立支援員は、地域における母子父子福祉推進委員や民生委員・児童委員、主任児童委員、コミュニティソーシャルワーカー等との連携により、ひとり親家庭等の日常生活面のさまざまな相談にきめ細かく対応するとともに、就業・自立支援センターやハローワーク等関係機関とのネットワークを活用して就業を支援します。
- 母子・父子自立支援プログラム策定等事業、地域就労支援事業のほか、ハローワークが実施する生活保護受給者等就労自立促進事業の効果的な連携により、ひとり親家庭等の就業を通じた自立を支援します。

### ⑤ OSAKAしごとフィールドによる就労支援

- 大阪府とハローワークが一体となって、若年者、中高年齢者、障がい者、働く女性、母子家庭の母など、就職に様々な課題を抱える求職中の方への支援を行う総合就職支援施設です。就職・保育等の相談や就職活動中の一時保育も行っており、豊富な求職者情報を持つハローワークと連携した就職支援を行います。



## ⑥ 国の公共職業安定機関等と連携した求人情報の提供

- 厚生労働大臣の許可を得て職業紹介事業を行う、母子家庭等就業・自立支援センターに対し、ハローワークや大阪マザーズハローワーク（ハローワーク内マザーズコーナー）、福祉人材支援センター等と連携しつつ、積極的に求人情報の提供等を行います。

また、全国のハローワークが保有する求人情報をオンラインにより、積極的に求職者へ提供し、求人・求職のマッチングの強化を図ります。

## ⑦ 公共職業安定所（ハローワーク）における職業紹介

- ひとり親家庭の親等に対してきめ細かな職業相談・職業紹介を実施します。特に大阪マザーズハローワークやマザーズコーナー設置公共職業安定所では、子ども連れで来所しやすい環境を整備し、子育てをしながら早期の就職を希望している女性等に対して、ニーズや状況に応じた就職実現プランの策定、予約による担当者制の職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、希望やニーズを踏まえた求人の確保を行うなど、総合的かつ一貫した就職支援を実施します。

大阪マザーズハローワーク

〒542-0076 大阪市中央区難波2-2-3

御堂筋グランドビル4階

TEL 06-7653-1098



堺マザーズハローワーク

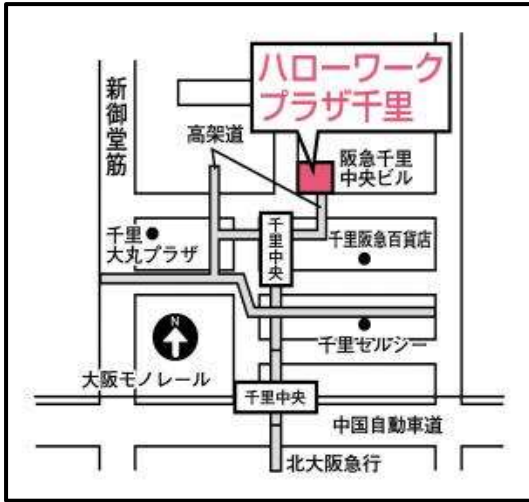
〒590-0028 堺市堺区三国ヶ丘御幸通59

高島屋堺店9階

TEL 072-340-0964



ハローワークプラザ千里 マザーズコーナー  
 〒560-0082 豊中市新千里東町1-4-1  
 阪急千里中央ビル10階  
 TEL 06-6833-7811



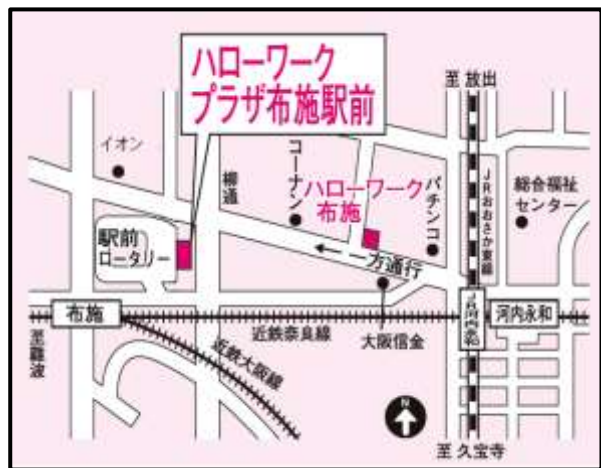
ハローワーク枚方 マザーズコーナー  
 〒573-0031 枚方市岡本町7-1  
 ビオルネ・イオン枚方店6階  
 TEL 072-841-3363



ハローワーク茨木 マザーズコーナー  
 〒567-0885 茨木市東中条町1-12  
 TEL 072-623-2551



ハローワークプラザ布施駅前 マザーズコーナー  
 〒577-0056 東大阪市長堂1-5-6  
 布施駅前セントラルビル2階  
 TEL 06-6785-1414



## 【参考】 国（大阪労働局）が実施する事業（大阪府内全域を対象）

### （１）公共職業安定所（ハローワーク）における職業紹介

（公共職業訓練の受講あっせんも含む。）

- 母子家庭の母や父子家庭の父等に対してきめ細かな職業相談・職業紹介を実施するほか、公益財団法人21世紀職業財団と連携して保育・介護情報を提供。

特に、大阪マザーズハローワークやマザーズコーナー設置公共職業安定所では、子ども連れで来所しやすい環境を整備し、子育てをしながら早期の就職を希望している女性等に対して、ニーズや状況に応じた就職実現プランの策定、予約による担当者制の職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、希望やニーズを踏まえた求人確保を行うなど、総合的かつ一貫した就職支援を実施。

- 就業・自立支援センター事業の円滑な実施のため、それぞれの窓口と連携し、必要な求人情報の積極的提供を行う。

### （２）特定求職者雇用開発助成金の活用

- 失業した母子家庭の母や父子家庭の父等就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に対する特定求職者雇用開発助成金について、特に母子家庭の母にはパートタイム労働者が多いが、雇用保険被保険者であれば対象となることから、事業主に対する周知を徹底するなどにより、その活用を推進。

[\*特定求職者雇用開発助成金]

母子家庭の母や父子家庭の父等就職が困難な求職者を公共職業安定所の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる（パートタイム労働者も可）事業主に対して支給。（30～90万円、1年間支給）

### （３）試行雇用（トライアル雇用）を通じた早期就職の促進

- 母子家庭の母や父子家庭の父等に実践的な能力を取得させるなどにより、早期就職を促進し、その後の常用雇用への移行につなげる試行雇用を促進。

[\*試行雇用奨励金]

試行雇用を行う事業主に対し、対象労働者1人につき、月額4万円を最大3ヶ月間支給。

### （４）求職者支援制度による職業訓練の推進

- 主に雇用保険を受給できない母子家庭の母や父子家庭の父等に職業訓練によるスキルアップを通じて、早期就職を目指すための求職者支援訓練の受講を推進。

[\*求職者支援訓練]

主に雇用保険を受給できない方などを対象に、民間訓練機関が厚生労働省の認定を受けた職業訓練を実施するもので、「基礎コース」と「実践コース」がある。

### （５）職業能力形成システム（ジョブ・カード制度）の推進

- 母子家庭の母や父子家庭の父等の職業能力形成機会に恵まれない方の安定雇用への移行を促進するため、ジョブ・カードを活用したキャリア形成支援を行い、必要な方には座学と企業における実習を組み合わせた実践的な職業訓練の受講を推進。

#### **(6) 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進**

- 自立支援プログラム策定等事業との連携により、生活保護受給者や児童扶養手当受給者となる母子家庭の母や父子家庭の父等に対し、支援プランの策定や様々な支援メニューを活用して就労による自立促進を図る生活保護受給者等就労自立促進事業を推進。

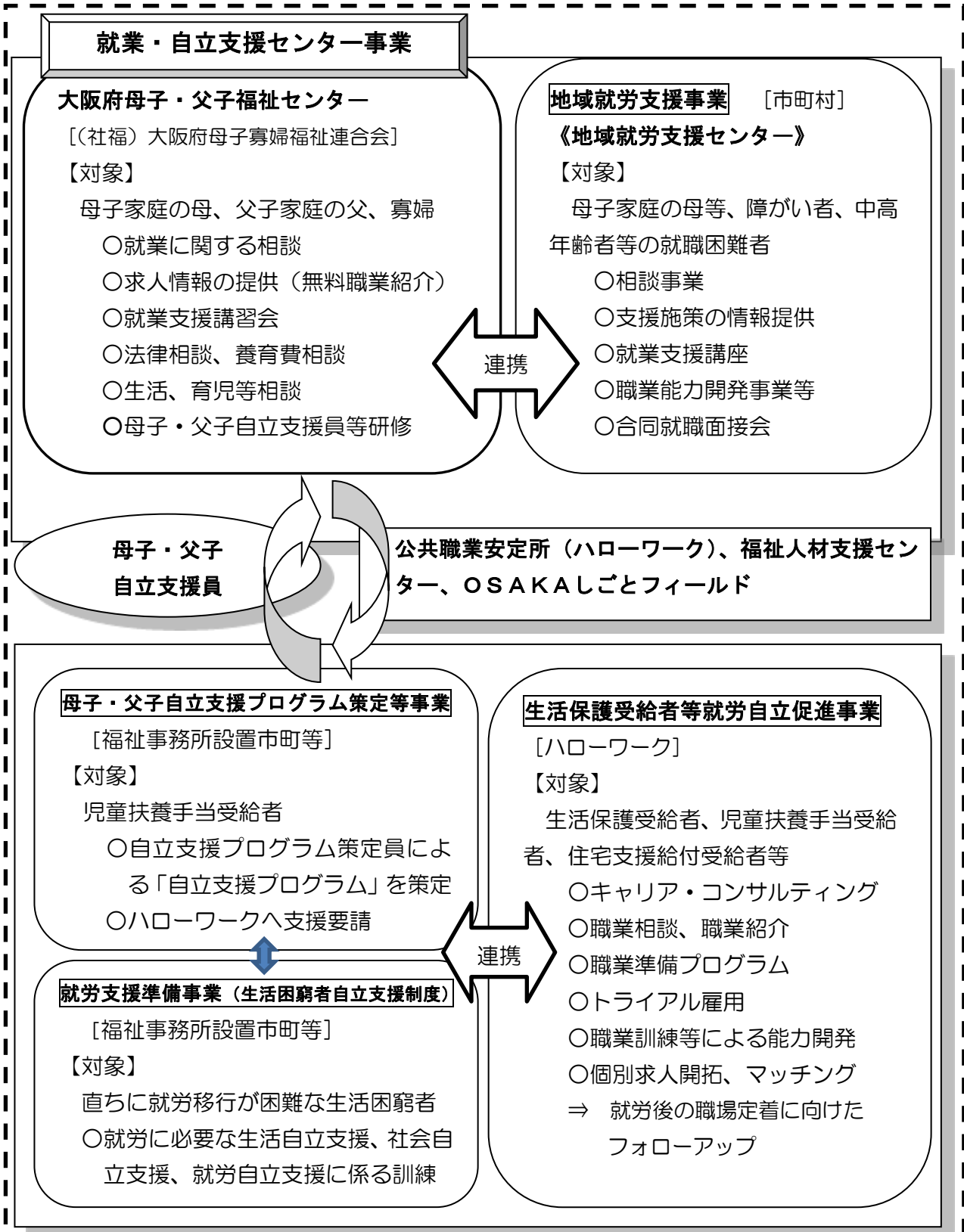
[\*生活保護受給者等就労自立促進事業]

生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者など生活困窮者を対象として、福祉事務所等へのハローワークの常設窓口の設置や巡回相談などを実施し、ワンストップ型の支援体制を整備することにより、早期支援の実施強化を図る。

#### **(7) 事業主に対する母子家庭の母や父子家庭の父等の雇用に関する啓発活動の推進**

- 事業主に対し、母子家庭の母や父子家庭の父等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動を積極的に推進。

## 就業支援連携体制イメージ



## ◆ 職業訓練等の実施・促進

### ① 公共職業訓練の実施

#### 目標・実施計画等

- ひとり親家庭の親等に対する企業の求人ニーズを把握し、自立促進に対応した職業訓練を実施するとともに、訓練委託先の就職支援やハローワークとの連携を通じて就職率の向上に努めていきます。
- 特に訓練科目については、求人ニーズの状況やひとり親家庭の親等のニーズを的確に把握して、訓練修了後の就職につながることを期待できる科目の設定に努めます。

- 産業構造の変化に伴う就業形態の多様化等に適切に対応するためには、労働者の職業能力開発が不可欠です。個人の意欲と能力に応じて、一人ひとりのライフステージにあった多様な職業能力開発機会を提供していくために、求職者や転職希望者を対象に、さまざまな訓練科目の設定により、総合的な職業能力の開発・向上を図っていきます。

### ② 就業支援講習会の実施

#### 目標・実施計画等

- 社会情勢の変化なども踏まえ、ニーズが高い、より就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施に努めます。（各年度：受講者の就業率 9割以上）

- ひとり親家庭の親等の円滑な就業準備や転職を支援するため、就業に結びつく可能性の高い技能、資格取得のための就業支援講習会を、就業・自立支援センター事業の一環として開催します。
  - ・ 講座科目： パソコン初級・中級、簿記3級、介護職員、PC会計事務（正・准）看護師等
  - ・ 講習会場において児童を預かる託児サービスを実施します。
  - ・ 受講後の就業に向けた求人情報提供や就業後の職場定着に向けたフォローアップなど必要な支援を行います。

### ③ 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等の実施

#### 目標・実施計画等

- ひとり親家庭の親の学び直しの支援を視野に、正規雇用等安定した条件での就業につなげるため、一般市（福祉事務所を有する市町）において、母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業や高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施を働きかけます。

（親の学び直しの事業実施 平成26年度：全市町末実施→平成31年度：10市）

#### 【母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業】

##### ○ 母子家庭・父子家庭自立支援教育訓練給付金

国が対象とする教育訓練給付講座を受講したひとり親家庭の親に対して、自立支援教育訓練給付金を支給します。

- ・対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等
- ・支給額：対象講座の受講料の20%（4千1円以上で10万円を上限）

##### ○ 母子家庭・父子家庭高等職業訓練促進給付金等の拡充

ひとり親家庭の親が、看護師、介護福祉士、保育士など、経済的自立に効果が高く、就職に有利な資格を取得する場合（2年以上養成機関で修業する場合）に、安定した修業環境とするために、職業訓練促進給付金及び修了支援給付金を支給します。

また、地域の実情に応じて定める支給対象資格に安定した就業につながる国家資格を適宜追加します。

- ・支給期間：修業する全期間（上限2年）
- ・支給額：職業訓練促進給付金
  - 月額 100,000円（市町村民税非課税世帯）
  - 月額 70,500円（市町村民税課税世帯）
- 修了支援給付金
  - 給付金 50,000円（市町村民税非課税世帯）
  - 給付金 25,000円（市町村民税課税世帯）

#### 【高等学校卒業程度認定試験合格支援事業】

高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した際に受講料の20%を、また、高卒認定試験に合格した場合に受講料の40%の給付金を支給する。（最大、受講料の60%（15万円を上限））

#### ④ 技能習得期間中の生活資金貸付けの実施

##### 目標・実施計画等

- 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業など他制度との連携も図りつつ、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付業務に努めます。

- 公共職業能力開発施設等における技能習得期間中における生活安定のため、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（生活資金）の無利子貸付けを行います。

#### ⑤ 職業能力形成システム（ジョブ・カード制度）の推進

ひとり親家庭の親等の職業能力の習得が必要な方等の安定雇用への移行を促進するため、ジョブ・カードを活用したキャリア形成支援を行い、必要な方には座学と企業における実習を組み合わせた実践的な職業訓練の受講を推進します。

## ◆ 就業機会創出のための支援

### ① 民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ

#### 目標・実施計画等

- さまざまな機会、媒体を活用してひとり親家庭の親の雇用に関する事業主等への協力の要請を行い、企業開拓を推進します。

また、一般市において、特別措置法に定める国に準じた取り組みの実施を働きかけます。

(以下、就業機会創出のための支援①から④のいずれかの取り組みの実施  
平成26年度：14市→平成31年度：28市町)

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業等の取り組みを通じて、事業主に対し、ひとり親家庭の親の雇用について協力の要請を行い、企業からの求人の確保に努めるとともに、ハローワークとも連携し、各種助成金制度の紹介やその活用を促すなど、安定雇用に向けた取り組みを推進します。

また、仕事と子育ての両立が可能となる職場環境づくりや多様な働き方が実現できるよう、ワークライフバランスの普及啓発等を推進します。

- ひとり親家庭の親の就職の機会均等を保障するため、公正な選考採用が徹底されるよう、企業啓発を推進します。

※ 平成25年3月に施行された「特別措置法」では、民間事業者に対するひとり親家庭の親の優先雇用等の協力要請をはじめ、国及び独立行政法人等は優先的に母子・父子福祉団体等から物品や役務を調達するように努めなければならないこと、また、地方公共団体等は国の施策に準じ、必要な施策を講ずるよう努めることなどが定められています。

### ② ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進

#### 目標・実施計画等

- ひとり親家庭の親をはじめとする就職困難者の雇用促進に努めます。

- 大阪府では、平成11年度から、府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅・教育・労働など各分野の連携による既存資源の活用や、施策の創意工夫・改善を通して、母子家庭の母等の雇用・就労機会の創出や自立支援を図ることを目的とした「行政の福祉化」の取り組みを進めています。

こうした取り組みを受けて具体化した総合評価入札制度や、指定管理者制度に際し、ひとり親家庭の親の雇用促進に努めます。



また、「特別措置法」の施行に伴い、大阪府をはじめ、市町村においても、官公需発注を行う際には、地域の実情に応じて、ひとり親家庭の親の雇用が促進されるよう配慮することが必要です。

【総合評価入札制度】

- ・ 落札者の決定において、価格・技術のみならず、福祉・環境への配慮などを総合的に勘案し、落札者とする方式。
- ・ 評価項目として価格評価、技術評価に加え、公共性を評価し、その項目のひとつを「母子家庭の母等の雇用に対する取り組み」として母子家庭の母等の雇用率に応じて評価・加点。

【指定管理者制度等】

- ・ 公の施設における指定管理者制度や市場化テスト業務発注の事業者選定において、母子家庭等就業・自立支援センターを活用した雇用などを指定管理者選定の審査基準に盛り込み、評価。

### ③ 母子・父子福祉団体等への業務発注の推進

目標・実施計画等

- 母子・父子福祉団体等への、物品や役務の調達など業務の発注を推進します。

- ひとり親家庭等の福祉の向上を目的とした母子・父子福祉団体等が、ひとり親家庭の親の就業の促進につながるよう、物品や役務の調達など業務の発注を推進します。

### ④ 公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非常勤職員での雇用に向けた取り組み

目標・実施計画等

- 大阪府の公務労働分野での非常勤職員の雇用を推進するとともに、雇用期間満了後の就労支援について、母子家庭等就業・自立支援センターと連携しながら、きめ細かなフォローアップや企業開拓に努めます。

また、各市町村における非常勤職員の雇用を働きかけます。

- 大阪府では、「行政の福祉化」の取り組みとして、母子家庭の母及び寡婦に対し職業相談や求人情報の提供などを行う母子家庭等就業・自立支援センター（職業紹介所）に、府の非常勤職員の求人情報の提供を行うことにより、母子家庭の母及び寡婦の雇用を推進しております。

「特別措置法」の施行に伴い、父子家庭の父も対象として、引き続き、非常勤職員の雇用の拡大に努めるとともに、一般市における非常勤職員の雇用を働きかけます。

## ⑤ 母子・父子福祉団体が行う事業に対する貸付け

### 目標・実施計画等

- 母子・父子福祉団体が行う事業への支援として、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付業務に努めます。

- 母子・父子福祉団体が、ひとり親家庭の親等の福祉の増進を図るための事業（社会福祉事業、職業紹介事業、労働者派遣事業等）を行う場合に、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを行います。

## ⑥ ひとり親家庭の親等が共同で事業を開始する際の支援

### 目標・実施計画等

- 事業を開始する際の支援として、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付業務に努めるとともに、創業に関する相談等に応じます。

- ひとり親家庭の親等が共同して事業を開始する場合に、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（事業開始資金）の貸付けを行います。
- 府内各商工会、商工会議所では、創業に関する相談にも応じています。

## ⑦ 特定求職者雇用開発助成金の活用

母子家庭の母や父子家庭の父等就職が困難な求職者をハローワークの紹介により雇用保険一般被保険者として雇い入れる（パートタイム労働者も可）事業主に対して支給します。

## ⑧ 試行雇用（トライアル雇用）を通じた早期就職、常用雇用への移行の促進

母子家庭の母や父子家庭の父等に実践的な能力を取得させるなどにより、早期就職を促進し、その後の正規職員への転換等安定した常用雇用に繋げる試行雇用（トライアル雇用）を促進します。

## ⑨ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進

正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、母子家庭の母や父子家庭の父等の雇用の安定化を促進します。

## 基本目標2 子育てをはじめとした生活面への支援

少子化や核家族化をはじめ、厳しい経済環境の中で、子育てを取り巻く環境の変化により、子育てが家庭が抱える課題も少なくなく、とりわけ、ひとり親家庭の親はひとりで仕事と子育ての両立を図る必要があり、その心理的、経済的負担は大きくなっています。

母子家庭の場合、就業しても低賃金や不安定な雇用条件に直面することが多く、子どもの養育や教育のための収入を増やそうと、複数の職場で就業したり、より条件の良い就業をめざし、職業能力を高める方も多くいます。

また、父子家庭の場合、家計の担い手として就業していた場合が多く、母子家庭に比べて平均収入は高くなっていますが、子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱える方もおり、それぞれが子育てと就業との両立ができるよう、支援を行っていくことが重要です。

さらに、「子どもの貧困」について、ひとり親家庭では貧困率が高い状況にあり、子どもの健やかな成長を支え、「貧困の連鎖」を防止できるよう、ひとり親家庭の親に対する就労、生活支援の強化が求められています。

こうした視点を踏まえ、母子家庭及び父子家庭が子育てと就業との両立ができ、安心して子どもが成長できるよう、保育、子育てや生活面での支援体制の整備を進めます。

### ① 保育所等優先入所の推進

#### 目標・実施計画等

- 国通知に基づき、ひとり親家庭の児童が保育所等に優先的に入所できるよう市町村に働きかけていきます。

- 平成26年10月に改正された母子父子寡婦福祉法には、市町村は、保育所に入所する児童を選考する場合には、ひとり親家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならないと規定されています。
- また、平成27年4月から実施の子ども・子育て支援新制度は、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）を支給する仕組みですが、保育の必要性の認定にあたっては、同居親族の有無に関わらず、保護者の就業状況等の事由をもとに認定することとされています。
- 平成26年9月30日付けの国通知「保育所の入所等におけるひとり親家庭の取扱いについて」に基づき、ひとり親家庭の親が就業や求職活動・職業訓練を十分に行うことができるよう、市町村は、ひとり親家庭を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う必要があります。ひとり親家庭のうち、離婚等の直後であって生活の激変を緩和する必要があるなど、特に自立の促進を図ることが必要と認められる場合は、最優先的な取扱いが必要です。

## ② 多様な保育、子育て支援サービスの提供

### 目標・実施計画等

- 多様化する保護者の就労形態に対応できるよう、保育所における一時預かり、延長保育、休日保育、夜間保育、特定保育、病児・病後児保育等の多様できめ細かな保育・子育て支援サービスの提供を推進します。
- 母子家庭等及び事業所双方にとって、就職や仕事上の問題解決に不可欠な、保育施策や子育て支援策の充実を図る必要があります。
- このため、地域の実情・ニーズを踏まえ、保育所における一時預かり、延長保育、休日保育、夜間保育、特定保育事業、病児・病後児保育事業や子育て短期支援事業等を、平成26年度に策定予定の「子ども総合計画（案）」に位置付け、今後とも計画的に推進していくことが必要です。

#### 【一時預かり事業】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間に保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

#### 【延長保育事業】

保育所等において11時間の開所時間を超えて保育を行う事業。

#### 【休日保育事業】

保育所に通う児童であって、保護者の勤務等により日曜・祝日においても保育に欠ける児童を保育所で預かる事業。

#### 【夜間保育事業】

概ね午前11時から午後10時まで、保護者の勤務等により日常的に保育に欠ける児童を夜間保育所で預かる事業。

#### 【特定保育事業】

保護者の勤務等により家庭での保育が一定程度（1カ月あたり約64時間以上）困難である場合に、保育所入所の対象にならない児童を預かる事業。

#### 【病児・病後児保育事業】

病気の回復期に至っておらず（又は病気回復期であり）集団保育困難な児童や、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童を、保育所、病院等に附設された専用スペースなどで一時的に預かる事業。

#### 【子育て短期支援事業】

##### ・ショートステイ事業

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に児童又は母子等を養育・保護を行う事業（利用期間7日以内）

##### ・トワイライトステイ事業

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合やその他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

### ③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実

#### 目標・実施計画等

- 国通知に基づき、ひとり親家庭の児童が放課後児童クラブを優先的に利用できるよう働きかけていくとともに、開設時間の延長や土曜日・学校の長期休業中（夏季休業日等）の開設、障がい児の受け入れ、71人以上の大規模クラブの解消など、放課後児童クラブの充実を推進します。
- 平成26年の母子父子寡婦福祉法の改正により、保育所の優先入所と同様、放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、ひとり親家庭の児童を優先的に取り扱うことについて特別の配慮が求められています。
- また、地域の実情・ニーズを踏まえて、放課後児童健全育成事業を平成26年度に策定予定の「子ども総合計画(案)」に位置付け、今後とも推進していくことが必要です。

### ④ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施やファミリー・サポート・センター事業の活用

#### 目標・実施計画等

- 日常生活支援事業を担う家庭生活支援員の確保に努めるとともに、ひとり親家庭等の自立や生活の安定に向けた制度利用の促進に努めます。
- 家庭生活支援員として、母子家庭の母等を積極的に活用します。
- ひとり親家庭に対し、ファミリー・サポート・センター事業の活用を推進します。
- ひとり親家庭等が、疾病等の事由により一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合などには、多様なニーズに応じて、日常生活安定化のための支援が必要です。
- このため、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由又は、疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に支援を要する場合や、ひとり親家庭にな

って間がないなど生活環境が激変し日常生活に支障が生じている場合に、時間帯に応じて、家庭生活支援員をひとり親家庭等の居宅に派遣するなどにより、家事、介護、保育サービス等を行う日常生活支援事業を実施します。

- なお、日常生活支援事業の実施にあたり、家庭生活支援員として、ヘルパー等の資格を取得した母子家庭の母等を積極的に活用します。
- 乳幼児や小学生等の児童を有するひとり親家庭が、技能習得や就業活動等自立促進に必要な事由がある場合において、ファミリー・サポート・センター事業の活用を推進するため、利用者に対する負担軽減等の措置について、市町村に働きかけます。

## ⑤ 生活支援講習会等事業の実施

### 目標・実施計画等

- 生活支援に関する講習会を実施し、家庭での育児、児童のしつけなど子どもの世話や家事など、ひとり親家庭が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るよう努めます。

- ひとり親家庭等生活向上事業の一環として、ひとり親家庭が、就労や家事、育児等日々の生活に追われ、育児や健康管理などに十分に行き届かない面があることを補うため、生活支援に関する講習会を実施します。

## ⑥ 母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援

### 目標・実施計画等

- 母と子どもが母子生活支援施設を利用することによって、子育てや生活の自立が図れるよう、引き続き支援を行います。

- 離婚、その他の事情により居住先を失うなど、多くの生活課題を抱えた母と子に対しては、精神的に安定できる環境を提供しつつ、生活・子どもの養育上のさまざまな支援を行うことが必要です。
- 18歳未満の子どもがいる母子家庭で、子どもの福祉を図る必要があり、施設利用を希望する場合、母と子どもが母子生活支援施設を利用することによって、子育てや生活の自立が図れるよう支援を行います。

大阪府所管の母子生活支援施設設置状況

(平成26年4月1日現在)

施設名	設置場所	経営主体
四天王寺悲田太子乃園	太子町	社会福祉法人

\*母子生活支援施設

離婚、その他の事情により、母子家庭となっている母と子どもの自立を支援するため、居住の場を提供するとともに、自立に向け就労を含めた生活安定のための援助、子どもの養育援助を行う施設。

⑦ 公営住宅における優先入居の推進等

目標・実施計画等

- 真に住宅に困窮する府民の居住の安定の確保を図るため、府営住宅の入居者募集においては、母子世帯、父子世帯や高齢者、障がい者等を対象とした福祉世帯向け募集枠による優先入居を引き続き実施していきます。
- ひとり親家庭などの住宅困窮者等が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、市町村や宅地建物取引業者等と連携し、入居を拒まない民間賃貸住宅等の登録、ホームページ等を通じて情報提供を行う、大阪あんしん賃貸支援事業を推進していきます。

- 府営住宅では、募集戸数の概ね6割をひとり親世帯、高齢者、障がい者等の福祉世帯向けのために確保しています。
- 府営住宅の整備にあたっては、地元市・町と協議を図りながら、保育所等社会福祉施設等の合築・併設を行うなど、子育てを行いやすい住環境整備を推進します。
- 府は、市町村が地域の実情に応じて、ひとり親世帯を対象にした市町村営住宅への優先入居の仕組みを導入するよう、指導・助言を行います。
- ひとり親家庭の民間賃貸住宅への居住の安定を図るため、家主や宅地建物取引業者に対して、入居制約の解消に向けた啓発を行います。
- 大阪あんしん賃貸支援事業においては、市町村、不動産業界団体との連携を強化し、さまざまな場を活用して同事業の普及・啓発を行うことにより、協力店、あんしん賃貸住宅、居住支援団体の登録を進めます。
- 特に生別母子世帯にとって、住宅問題は離婚直後に直面する急務な課題であることから、期間を限定した家賃補助制度の創設について、国に働きかけます。

⑧ 住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）による住居の確保等

- 離職により住居を失った又はそのおそれが高い方であって、所得等が一定水準以下の方に対し、一般市（福祉事務所を有する市町）において、住宅確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保につなげるとともに、就労による自立を図ります。

## ⑨ 子どもの学習支援等の推進

### 目標・実施計画等

- 子どもの健やかな育成環境や学習機会の確保を図るため、居場所づくりを含めた学習支援等を推進します。  
(一般市における事業実施の働きかけ 平成26年度:1市 → 平成31年度:13市)

- 子どもの貧困率が高いとされるひとり親家庭の児童等に対し、学習支援ボランティア事業等を通じ、学習意欲の喚起や学習支援等を図ります。
- 不登校への対応、高校中退の防止や進学に向けた必要なフォロー等を行うため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携し、相談体制の充実を図ります。
- 福祉関係機関がスクールソーシャルワーカーと連携し、家庭環境等を踏まえ、支援を必要とする子どもやその保護者に対して、早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができる支援体制づくりに努めます。
- ひとり親家庭の子どもの健やかな育成環境や学習機会を確保するため、一般市(福祉事務所を有する市町)において、学習支援ボランティア事業や学習支援事業(生活困窮者自立支援制度)の実施を働きかけます。

### 【学習支援ボランティア事業】

ひとり親家庭の児童等を対象に、学習の支援や、児童等からの気軽に進学相談等を受けることができる大学生等のボランティアを児童等の家庭等に派遣する事業。

### 【学習支援事業(生活困窮者自立支援制度)】

子どもの貧困の連鎖を防止するため、生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への進学の助言を行う事業。



### 基本目標3 養育費の確保・面会交流支援

養育費については、母子寡婦福祉法の改正（平成15年4月施行）において、当該児童を監護しない親は扶養義務を履行するよう努めなければならないことなどが規定され、また、民事執行法の改正（平成16年4月施行）により、養育費など扶養義務等に基づく債権について、その支払い期限が到来したのに養育費が支払われない場合に、給料や賃料等を差し押さえるときには、支払い期限が到来していない将来分についても、強制執行の手続きができることとなりました。

また、平成17年4月からは、養育費の履行確保の観点から、養育費等の金銭債権についての強制執行について、新たに間接強制の方法（履行しない場合には一定の制裁金を支払うよう命じて、履行を心理的に強制する）によっても、できることとなりました。

さらに、民法の改正（平成24年4月施行）により、父母が協議離婚をするときに協議で取り決める「子の監護についての必要な事項」の具体例として、面会交流（父又は母と子との面会及びその他の交流）と、養育費（子の監護に要する費用の分担）が示され、これに併せて、離婚届にこれら取り決めの有無を記す（任意）チェック欄が新設されました。

しかしながら、依然として、養育費の取り決め状況は低く、取り決めが行われていても支払われないケースが多く見られます。

別れた配偶者から受け取る養育費は、子どもの健やかな成長にとって重要なものです。

一方、父母が離れて暮らすことになってからも、一緒に暮らしていない親と子どもが会ったり、電話等で定期的、継続的に交流を行う面会交流は、養育費と同様に子どもの成長に大切であり、今後、養育費の取り決めや受給促進とともに、面会交流の実施促進に関する啓発や相談体制の整備に向けた取り組みを進めます。

#### ① 養育費相談支援センター事業の推進

##### 目標・実施計画等

- 国の養育費相談支援センター等との連携や情報提供体制を充実するなどにより、母子・父子自立支援員等相談担当者の知識・技能の向上を図るとともに、「何もしていない」方へのアプローチを促進し、養育費の受給率向上に努めます。（アンケート調査：「養育費の取り決めをしている」母子世帯 45.5%、「受け取っている及び時々受け取っている」母子世帯 15.1%の向上を図る）
- 養育費相談支援センターや市町村等とも連携し、児童扶養手当現況届の提出時などさまざまな機会を活用して、養育費確保に関する情報提供等を行うとともに、母子・父子自立支援員等に対し、養育費に関する実践的な研修を実施するなど、相談担当者の知識・技能の向上に努め、養育費の受給率向上を図ります。

\* 養育費相談支援センターの業務内容

▶ 養育費に関する電話・メールによる相談

《電話相談》 月～土曜日（祝日、年末年始を除く）；10時～20時

電話番号03-3980-4108

0120-965-419（携帯、PHSからはつながりません）

《メール相談》 info@youikuhi.or.jp

▶ 母子家庭等就業・自立支援センター等への出張相談等支援

▶ ホームページによる情報提供

URL：http://www.youikuhi-soudan.jp/

▶ パンフレット等による養育費確保等の普及・啓発活動

## ② 法律等相談事業の実施

- 養育費の取り決めやその履行確保、多重債務問題など、法律に関する問題についての弁護士等による専門相談を、就業・自立支援センター事業の一環として実施します。
- 身近な地域における相談体制の整備を図るため、政令市、中核市を除く全市町村を対象として実施してきた出張相談会を、引き続き市町村とも連携し強化を図ります。

## ③ 面会交流に向けた支援

- 平成24年の民法改正により規定された「面会交流」は、子どもの成長にとって重要なものであり、これをスムーズ、かつ、継続的に行うことができるよう、適切な助言や情報提供等支援を行う相談体制の整備を進めます。

## ④ 母子・父子自立支援員等による相談機能の強化

- 市町や子ども家庭センターで母子・父子自立支援員が実施する相談において、離婚に際して養育費の確保や、面会交流を行うための手続等について、適切な助言や情報提供等支援ができるよう研修等により相談機能を強化します。

## ⑤ 公益社団法人家庭問題情報センターとの連携

- 婚姻関係の維持又は解消、婚姻解消後の子の監護に関する紛争について民事調停を行う公益社団法人家庭問題情報センターと連携し、養育費の確保や面会交流の実施等に関する支援を行うとともに、母子・父子自立支援員等に対して、研修等により、これら支援に向けた必要な情報提供等を行い、相談機能の強化を図ります。

\* 公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）

公益社団法人家庭問題情報センターは、人間関係諸科学を活用し、家庭問題に関する相談、調査、研究、広報等の活動を通じて、健全な家庭の育成に寄与貢献することを目的として、平成5年3月31日に設立された公益法人です。

大阪ファミリー相談室は、同法人が運営する相談室で、家庭問題の相談、セミナー、講師派遣、面会交流援助、離婚等の調停等の活動をしています。

[大阪ファミリー相談室] 大阪市中央区内本町1-2-8 TSKビル303号室  
電話番号06-6943-6783

《受付時間》

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）；10時～17時

《調停を行う曜日と開始時刻》（祝日、年末年始を除く）

火曜日；10時・15時・18時

木曜日；10時・15時

土曜日；10時

《手数料、費用》

申込手数料（依頼手数料） 双方 各3千円

調停実施費用 1回 双方 各1万円 文書作成費用 1通5千円

[平成26年4月現在]

## 基本目標4 経済的支援

離婚後の激変期に集中して対応する児童扶養手当制度や、さまざまな資金使途に応じた母子・父子・寡婦福祉資金貸付金などの経済的支援については、ひとり親家庭等の自立に向けた準備期間等において重要なものです。

なお、児童扶養手当は、平成22年8月から父子家庭にも対象が拡大され、また、母子・父子・寡婦福祉資金は、平成26年10月から父子家庭にも対象が拡大されたところであり、支援対象となる方に対する積極的な制度周知や適正な給付事務等を実施するとともに、関係職員に対する研修の実施等により、窓口における相談や適切な情報提供の推進など、経済面での支援体制の充実を図ります。

### ① 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付事業の実施

#### 目標・実施計画等

- 父子家庭にも対象が拡大されたことに伴い、一般市（福祉事務所を有する市町）との連携により、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正かつ円滑な貸付業務に努めます。
- 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業や奨学金事業など他制度との連携も図りつつ、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の適正な貸付事業に努めます。
- ひとり親家庭等に対して、一般市や子ども家庭センターの窓口等において、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報を提供するとともに、母子・父子自立支援員に対する研修等により、適正かつ円滑な貸付けを行います。  
また、貸付けにかかる相談を通じて、個々の生活状況やニーズを把握し、必要な助言や情報提供など適切な自立支援を実施します。
- 修学資金、修業資金、就職支度資金（配偶者のない女子及び父子が扶養している子に係るものに限る）、就学支度資金については、連帯保証人は不要となっています。  
ただし、それ以外の貸付けについては連帯保証人の立てられない場合は有利子の貸し付けになります。
- 平成25年度からの貸付金システムの導入に伴う、貸付け、債権管理、償還指導の一元管理により、プライバシー保護に配慮した貸付業務の実施や支給手続き期間の短縮を図るとともに、ひとり親家庭等の個々の事情を勘案しながら、適正な償還に対応します。

#### （資金の種類）

- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| ①事業開始資金 | ⑤修業資金   | ⑨就学支度資金 |
| ②事業継続資金 | ⑥転宅資金   | ⑩結婚資金   |
| ③修学資金   | ⑦住宅資金   | ⑪生活資金   |
| ④技能習得資金 | ⑧就職支度資金 | ⑫医療介護資金 |

## ② 児童扶養手当の適正な給付業務の実施等

### 目標・実施計画等

- ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることを目的とした児童扶養手当の適正な支給に努めます。

- 申請窓口である市町村との連携により、ひとり親家庭の親に対し、児童扶養手当制度に関する情報提供を行いながら、プライバシーの保護に配慮し、適正な給付業務を実施するとともに、その窓口において、就業相談や必要な情報提供を積極的に行うなど、ひとり親家庭に対する適切な自立支援を実施します。
- 支給開始後5年を経過又は支給要件該当後7年を経過した受給資格者が対象となる一部支給停止措置については、適用除外手続きについて書類の郵送や電話等による連絡、母子・父子自立支援員等の協力を得るなどにより、本人との連絡に努めるとともに、一部支給停止適用除外に該当しない受給者資格者には就業に向けた相談等を行います。
- ひとり親家庭の実態を考慮し、所得制限の緩和や税制上の寡婦控除の定額控除から定率控除への転換など、制度の改善等について国に要望していきます。

## ③ ひとり親家庭医療費助成等の実施

### 目標・実施計画等

- ひとり親家庭や乳幼児に係る医療費の自己負担相当額の一部を助成することにより、経済的負担の軽減と健康の保持増進を図ります。

- 大阪府の福祉医療費助成制度（ひとり親家庭医療費助成、乳幼児医療費助成）の対象者の経済的負担を軽減し、医療を受けやすくするため、医療費の一部を助成する市町村に対して補助を行うものであり、対象者にとって重要な役割を担っていることから、将来的にも持続可能な制度とする観点に留意しつつ、引き続き助成に努めます。

## ④ 各種減免・奨学金制度の実施等による就学支援

### 目標・実施計画等

- 就学支援の一環として、各種減免・奨学金制度の周知及び適正な助成・貸与・減免に努めるとともに、就学支援に関する相談等に応じます。

- 大阪府内の私立高等学校及び私立中等教育学校（後期課程）、専修学校高等課程に在籍する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために、市町村民税所得割額が基準額未満の世帯に対して、授業料支援補助金を支給します。

- 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、大阪府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。
- 公益財団法人大阪府育英会を通じて、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒等に対し、奨学金や入学資金の貸付けを行います。  
なお、貸付けにあたっては、保護者の所得要件等があります。
- 経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対し必要な支援を行い、教育の機会均等を図る就学援助事業について、実施主体である市町村教育委員会に対して十分な補助等がなされるよう、国に働きかけます。

## 基本目標5 相談機能の充実

ひとり親家庭等は、子育てをはじめとした日常生活面及び就業面で多くの悩みや不安を抱えており、あるいは、ひとり親家庭であるといった偏見による人権的侵害などさまざまな問題が複合的に発生することも少なくありません。

そのため、離婚前の相談を含め、身近なところにおいて相談を受け、それぞれの家庭の状況に応じた支援策等の情報を提供するとともに、必要に応じて、専門機関等につなぎ、適切な支援に結びつける相談機能の充実が求められます。

身近な相談体制として、福祉事務所を有する市町等に母子・父子自立支援員が配置されているほか、地域における母子父子福祉推進委員や民生委員・児童委員、主任児童委員、コミュニティソーシャルワーカー等が相談等支援活動を行っています。

また、専門機関として、母子・父子福祉センター、福祉事務所や子ども家庭センター、保健所、社会福祉協議会、隣保館などさまざまな社会資源が設置されています。

支援を要する方に必要な助言や情報提供を行い、適切な支援につなげるため、こうした関係機関等の連携の強化を図り、重層的な支援体制の整備に向けた取り組みを推進します。

### ① 母子・父子自立支援員等による相談事業の実施

#### 目標・実施計画等

- 母子・父子自立支援員による相談事業をはじめ、地域における支援の担い手となる関係者と連携を図り、プライバシーの保護に配慮しつつ、きめ細かな相談対応を行い、問題解決に必要なかつ適切な支援や情報提供などを行います。（アンケート調査；「支援員に相談された方」母子世帯 4.7%、父子世帯 5.7%の向上を図る）
- 就業や養育費の確保など、生活基盤の安定を図るための各種支援を行うため、職業紹介機関や法律相談機関等と一層密に連携していきます。
- 相談の最前線に立つ母子・父子自立支援員の生活支援や就業支援の相談等の強化を図るため、ニーズにマッチしたさまざまな事例やロールプレイ形式によるきめ細かな研修を実施するとともに、ブロック会議の場等を通じて必要な情報提供を行うなど、相談機能の充実強化を図ります。

- 母子・父子自立支援員は、地域における母子父子福祉推進委員や民生委員・児童委員、主任児童委員、コミュニティソーシャルワーカー等との連携により、離婚前相談をはじめ、ひとり親家庭等の日常生活面のさまざまな相談にきめ細かく対応するとともに、就業・自立支援センターやハローワーク等とのネットワークを活用して、就業を支援します。

#### 【母子・父子自立支援員のひとり親家庭等に対する役割】

- ・ 相談、自立に必要な情報提供
- ・ 職業能力の向上及び就業に関する支援
- ・ 母子・父子福祉センターや就業・自立支援センター等関係機関へのつなぎ

- 母子・父子福祉センターでは、ひとり親家庭等を対象に、電話や面接によるピアカウンセリング（同じ立場にある仲間同士によって行われる相談）を実施します。

## ② 土日・夜間相談事業の実施

### 目標・実施計画等

- 相談を必要とされている方にとって比較利用しやすい本相談事業の周知を図り、必要な支援や情報提供に努めます。（アンケート調査；「相談先がない」母子世帯 9.5%、父子世帯 19.1%の低減を図る）

- ひとり親家庭等生活向上事業の一環として、ひとり親家庭の子どもの養育や就業に関する問題などさまざまな悩みについて、比較的時間に余裕のある夜間・休日において、気軽に相談でき、適切なアドバイスを行うため、電話相談事業を実施します。

### 【電話相談実施時間】（年末年始を除く）

- ・土、休日 : 10:00 ~ 17:00
- ・休日夜間 : 18:00 ~ 23:00
- ・平日夜間 : 18:00 ~ 23:00

## ③ 配偶者暴力相談支援センターによる相談事業の実施

### 目標・実施計画等

- 本相談事業の周知を図るとともに、被害者の人権の尊重や安全確保に十分に配慮しながら、必要な支援や情報提供に努めます。（アンケート調査；ひとり親になった理由「暴力」母子世帯 12.6%、寡婦 5.2%）

- 配偶者からの暴力に悩む女性のために女性相談センター及び配偶者暴力相談支援センターの機能を持った府内6か所の子ども家庭センターにおいて、それぞれの施設の機能を活かした専門相談を行います。

### ■女性相談センター

#### 【電話・面接相談実施時間】

- ・通年（祝日、年末年始を除く） : 9:00 ~ 20:00

### ■各子ども家庭センター（中央、池田、吹田、東大阪、富田林、岸和田）

#### 【電話・面接相談実施時間】

- ・月～金曜日（祝日、年末年始を除く） : 9:00 ~ 17:45



#### ④ 子ども家庭センター等による相談事業の実施

##### 目標・実施計画等

- しつけや子育ての相談をはじめ、不登校・ひきこもり、非行等、子育ての心配ごとについて、専門の職員が相談支援を行い、ひとり親家庭の養育不安の解消に努めます。
- 市町村が行う児童家庭相談の担当課と連携し相談支援を行います。

- 相談はお住まいの地域を管轄する、府内 6 ヶ所の子ども家庭センターが応じます。（18 歳未満の相談）
- 青少年に関する相談は、府内 6 ヶ所の府民センタービル内の青少年相談コーナーでも相談に応じます。（概ね 25 歳までの相談）

##### ■各子ども家庭センター（中央、池田、吹田、東大阪、富田林、岸和田）

##### 【電話・面接相談実施時間】

・月～金曜日（祝日、年末年始を除く）： 9:00 ～ 17:45

- また、市町村が行う児童家庭相談の円滑な実施のため、必要に応じ助言等の支援を行います。

#### ⑤ 母子父子福祉推進委員による情報提供等の充実

##### 目標・実施計画等

- 大阪府内（政令市・中核市を除く）の公立小学校区ごとに概ね 1 名の母子父子福祉推進委員を配置し、ひとり親家庭等からの相談に応じるとともに、適切な情報提供や情報発信が行えるよう、母子父子福祉推進委員の知識、技能の向上を目的とした研修を行います。  
（母子父子福祉推進委員及び母子・父子自立支援員との間で「連携を行っている」及び「たまに連携することがある」とした一般市及び郡部を所管する子ども家庭センター 平成 26 年度：6 市 → 平成 31 年度：12 市町等）

- 母子父子福祉推進委員は、ひとり親家庭等からの相談に応じるとともに、母子・父子自立支援員や福祉事務所等関係機関との適切な連携により、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的として、市町村母子福祉会の推薦により知事が委嘱します。
- 母子父子福祉推進委員が母子・父子自立支援員等と連携を強化し、適切な情報提供や円滑な支援が行えるよう、研修等を通じて知識、技能の向上を図るとともに、お互いが接する機会の提供等に努めます。また、市町村等とも連携しながら、ひとり親家庭等から「顔の見える」母子父子福祉推進委員となるよう、さらなる広報・啓発に努めます。

## ⑥ 府・市町村担当課による情報提供等の充実

### 目標・実施計画等

- 相談先がない、相談先が分からない方のために、大阪府が相談ごとや各種事業などについて、総合案内（コンシェルジュ）機能を発揮します。
  - 府民向けFAQを整備するとともに、府民お問合せセンター（ピピっとライン）や情報プラザにおいて、親切できめ細かな情報提供を行います。
  - 府や市町村において、より分かりやすいひとり親施策のパンフレット等を作成し、ひとり親家庭等に対し、相談窓口や制度等の周知を図り、その活用を促進します。（アンケート調査：「公的な施設や制度を知らなかった方」の低減を図る）
- 府は、市町村等と連携して、広報紙や府ホームページ等の活用によるほか、パンフレット等の作成配布などにより、事業や制度等の周知や利用促進に努めます。
- また、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会が運営する母子・父子福祉センターをはじめ、他の支援相談機関等とも連携を強化し、支援を必要とする方に対し、相談窓口や制度等の周知を図ります。
- 市町村においては、ひとり親家庭等に対する制度や施策を紹介したリーフレットなどをひとり親家庭担当課や戸籍担当課等の窓口にとともに、児童扶養手当やひとり親家庭医療証の手続き等のさまざまな機会を活用することなどにより、積極的な制度等の周知や利用促進に努めます。

## ⑦ 関係機関との相互連携の推進

### 目標・実施計画等

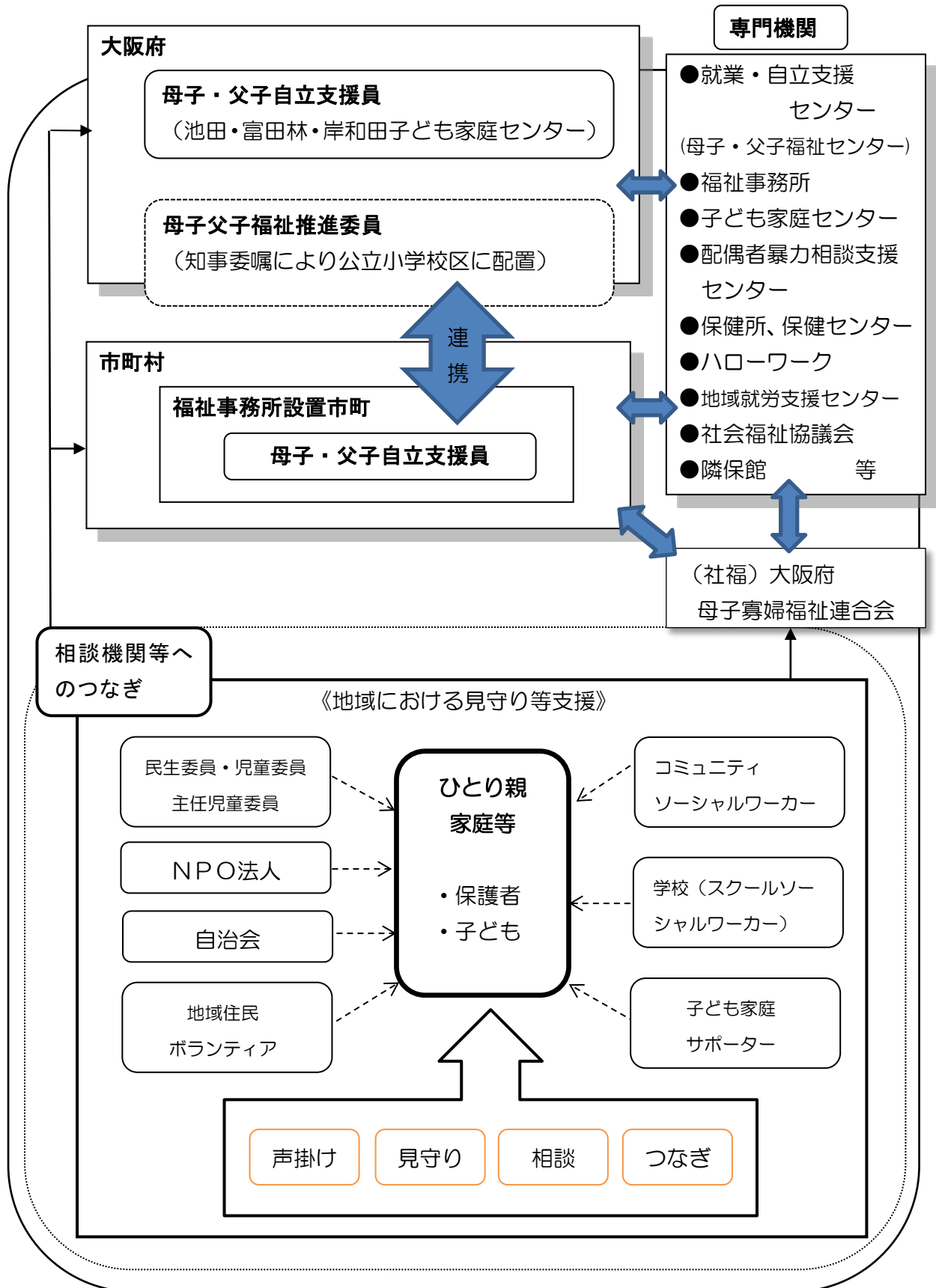
- ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口となる母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターをはじめ、就労支援機関であるハローワークや地域就労支援センターなど、地域における各種相談窓口となる関係機関の連携を強化し、身近な地域で生活や就業にわたる相談に応じるとともに、必要に応じて適切な制度や施設、サービスにつなぐなど支援体制の整備に向けた取り組みを進めます。（アンケート調査：「公的な施設や制度を利用したことがある方」の向上を図る）
- 母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターをはじめ、地域でひとり親家庭等の支援の担い手となる母子父子福祉推進委員や民生委員・児童委員、主任児童委員、コミュニティソーシャルワーカー等に対し、必要な情報提供等を行うことにより、相互の連携強化に向けた取り組みを促進します。
- ハローワークや地域就労支援センターへの必要な情報提供等をはじめ、福祉事務所や子ども家庭センター、社会福祉協議会、隣保館等の専門機関の相談員等に対し、研修の場等を通じて制度の周知を行うとともに、相互連携を図り、適切な関係機関につなげる支援体制づくりを促進します。

## ⑧ 学校等教育機関との連携の推進

### 目標・実施計画等

- 学校等に配置、派遣されるスクールソーシャルワーカーの活用を通じて、学校等との連携強化を図り、支援を要するひとり親家庭の親や子どもを早期の段階で必要な制度や施設、サービスにつなぐことができるよう取り組みを促進し、子どもの貧困対策の推進に努めます。
  
- スクールソーシャルワーカーに対し、必要に応じてひとり親家庭等に対する相談窓口や制度の周知等を行うことにより、支援を要する保護者や子どもを必要な関係機関につなげ、適切な支援が行うことができるよう支援体制づくりに努めます。

# 地域における相談支援機能との連携体制イメージ



## 基本目標6 人権尊重の社会づくり

ひとり親家庭等をめぐる課題の中には、離婚等に至る事情や生活実態への理解が不十分なまま、その人権が尊重されないことに起因するものもあり、また、結婚や離婚、未婚などに対する固定的な価値観や先入観により、ひとり親家庭等に対する偏見や差別も見られます。それに加え、国籍の違いや障がい者であることなどにより、不利益な扱いを受けることもあります。

ひとり親家庭等が生活を送る上で、誰もが個人として尊重され、その個性や意欲、能力を活かしながら自己実現を図ることができる社会を築く必要があります。

ひとり親家庭等の自立を支援し、暮らしの安定と向上を図るため、基本目標に掲げる「就業支援」「子育てをはじめとした生活面の支援」「養育費の確保・面会交流支援」「経済的支援」「相談機能の充実」の取り組みを総合的に推進します。

また、ひとり親家庭等が、不当な差別や偏見により人権侵害を受けることのない社会の実現をめざします。

### ① 人権啓発に関する施策の推進

#### 目標・実施計画等

- 結婚や離婚、未婚に対する固定的な価値観や先入観からの偏見や差別の解消に向けた啓発に取り組みます。

### ② 入居制約解消に向けた啓発の実施

家主や宅地建物取引業者に対する入居制約解消に向けた啓発を行い、不利益な扱いを受けることのないよう、ひとり親家庭等の人権問題の取り組みを進めます。

### ③ 企業に対する公正採用に関する啓発の実施

企業に対する公正な選考採用に関する啓発などを通じて、不利益な扱いを受けることのないよう、ひとり親家庭等の人権問題への取り組みを進めます。

### ④ 個人情報の取扱い等に関する取り組みの推進

#### 目標・実施計画等

- 母子・父子自立支援員や相談関係者間で、支援を要するひとり親家庭等の情報を共有化できるよう必要な取り組みを進めるとともに、母子・父子自立支援員等に対し、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、研修等を通じて意識啓発や資質の向上に努めます。

### 3. 各施策の目標・実施計画等のまとめ

#### 基本目標1 就業支援

項目名	目標・実施計画等
母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就業と子育ての両立を図るため、就業支援や日常生活支援を組み合わせたワンストップによる就業・自立支援センター事業を展開するとともに、大阪マザーズハローワークや地域就労支援事業と連携して、身近な地域での相談体制の整備や雇用の確保、職場への定着など就業による自立に向けた支援の充実を図ります。</li> <li>○ 全国のハローワークが保有する求人情報をオンラインで結び、速やかに情報提供するとともに、就業支援バンクを設置し、求職者の情報を集約することにより、求人があった時にリアルタイムで仕事の紹介ができるように、就業・自立支援センターの無料職業紹介所としての機能を強化します。</li> </ul>
母子・父子自立支援プログラム策定等事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母子・父子自立支援プログラム策定等事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等の連携を図り、一般市及び郡部を所管する子ども家庭センターにおける身近な地域での就労支援を促進します。</li> </ul>
地域就労支援事業による就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母子家庭の母や父子家庭の父をはじめとする就職困難者に対して、市町村の実施する地域就労支援事業を交付金により支援するとともに、地域の関係機関との連携・協力体制づくり、コーディネーターの人材育成等を図るなどバックアップに努めます。</li> </ul>
公共職業訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひとり親家庭の親等に対する企業の求人ニーズを把握し、自立促進に対応した職業訓練を実施するとともに、訓練委託先の就職支援やハローワークとの連携を通じて就職率の向上に努めていきます。</li> <li>○ 特に訓練科目については、求人ニーズの状況やひとり親家庭の親等のニーズを的確に把握して、訓練修了後の就職につながることを期待できる科目の設定に努めます。</li> </ul>
就業支援講習会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会情勢の変化なども踏まえ、ニーズが高い、より就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施に努めます。(各年度：受講者の就業率 9割以上)</li> </ul>

母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等の実施	○ ひとり親家庭の親の学び直しの支援を視野に、正規雇用等安定した条件での就業につなげるため、一般市（福祉事務所を有する市町）において、母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業や高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施を働きかけます。（親の学び直しの事業実施 平成 26 年度：全市町未実施→平成 31 年度：10 市）
技能習得期間中の生活資金貸付けの実施	○ 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業など他制度との連携も図りつつ、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付業務に努めます。
民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ	○ さまざまな機会、媒体を活用してひとり親家庭の親の雇用に関する事業主等への協力の要請を行い、企業開拓を推進します。 また、一般市において、特別措置法に定める国に準じた取り組みの実施を働きかけます。（平成 26 年度：14 市→平成 31 年度：28 市町）
ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進	○ ひとり親家庭の親をはじめとする就職困難者の雇用促進に努めます。
母子・父子福祉団体等への業務発注の推進	○ 母子・父子福祉団体等への、物品や役務の調達など業務の発注を推進します。
公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非常勤職員での雇用に向けた取り組み	○ 大阪府の公務労働分野での非常勤職員の雇用を推進するとともに、雇用期間満了後の就労支援について、就業・自立支援センターと連携しながら、きめ細かなフォローアップや企業開拓に努めます。 また、各市町村における非常勤職員の雇用を働きかけます。
母子・父子福祉団体が行う事業に対する貸付け	○ 母子・父子福祉団体が行う事業への支援として、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付業務に努めます。
ひとり親家庭の親等が共同で事業を開始する際の支援	○ 事業を開始する際の支援として、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付業務に努めるとともに、創業に関する相談等に応じます。

## 基本目標2 子育てをはじめとした生活面への支援

項目名	目標・実施計画等
保育所等優先入所の推進	○ 国通知に基づき、ひとり親家庭の児童が保育所等に優先的に入所できるよう市町村に働きかけていきます。
多様な保育、子育て支援サービスの提供	○ 多様化する保護者の就労形態に対応できるよう、保育所における一時預かり、延長保育、休日保育、夜間保育、特定保育、病児・病後児保育等の多様できめ細かな保育・子育て支援サービスの提供を推進します。
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実	○ 国通知に基づき、ひとり親家庭の児童が放課後児童クラブを優先的に利用できるよう働きかけていくとともに、開設時間の延長や土曜日・学校の長期休業中(夏季休業日等)の開設、障がい児の受け入れ、71人以上の大規模クラブの解消など、放課後児童クラブの充実を推進します。
ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施やファミリー・サポート・センター事業の活用	○ 日常生活支援事業を担う家庭生活支援員の確保に努めるとともに、ひとり親家庭等の自立や生活の安定に向けた制度利用の促進に努めます。 ○ 家庭生活支援員として、母子家庭の母等を積極的に活用します。 ○ ひとり親家庭に対し、ファミリー・サポート・センター事業の活用を推進します。
生活支援講習会等事業の実施	○ 生活支援に関する講習会を実施し、家庭での育児、児童のしつけなど子どもの世話や家事など、ひとり親家庭が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るよう努めます。
母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援	○ 母と子どもが母子生活支援施設を利用することによって、子育てや生活の自立が図れるよう、引き続き支援を行います。
公営住宅における優先入居の推進等	○ 真に住宅に困窮する府民の居住の安定の確保を図るため、府営住宅の入居者募集においては、母子世帯、父子世帯や高齢者、障がい者等を対象とした福祉世帯向け募集枠による優先入居を引き続き実施していきます。 ○ ひとり親家庭などの住宅困窮者等が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、市町村や宅地建物取引業者等と連携し、入居を拒まない民間賃貸住宅等の登録、ホームページ等を通じて情報提供を行う、大阪あんしん賃貸支援事業を推進していきます。
子どもの学習支援等の推進	○ 子どもの健やかな育成環境や学習機会の確保を図るため、居場所づくりを含めた学習支援等を推進します。(一般市における事業実施の働きかけ 平成26年度：1市 →平成31年度：13市)



### 基本目標 3 養育費の確保・面会交流支援

項目名	目標・実施計画等
養育費相談支援センター事業の推進	○ 国の養育費相談支援センター等との連携や情報提供体制を充実するなどにより、母子・父子自立支援員等相談担当者の知識・技能の向上を図るとともに、「何もしていない」方へのアプローチを促進し、養育費の受給率向上に努めます。(アンケート調査：「養育費の取り決めをしている」母子世帯45.5%、「受け取っている及び時々受け取っている」母子世帯15.1%の向上を図る)

### 基本目標 4 経済的支援

項目名	目標・実施計画等
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付事業の実施	○ 父子家庭にも対象が拡大されたことに伴い、一般市との連携により、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正かつ円滑な貸付業務に努めます。 ○ 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業や奨学金事業など他制度との連携も図りつつ、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の適正な貸付事業に努めます。
児童扶養手当の適正な給付業務の実施等	○ ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることを目的とした児童扶養手当の適正な支給に努めます。
ひとり親家庭医療費助成等の実施	○ ひとり親家庭や乳幼児に係る医療費の自己負担相当額の一部を助成することにより、経済的負担の軽減と健康の保持増進を図ります。
各種減免・奨学金制度の実施等による就学支援	○ 就学支援の一環として、各種減免・奨学金制度の周知及び適正な助成・貸与・減免に努めるとともに、就学支援に関する相談等に応じます。

## 基本目標5 相談機能の充実

項目名	目標・実施計画等
母子・父子自立支援員等による相談事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母子・父子自立支援員による相談事業をはじめ、地域における支援の担い手となる関係者と連携を図り、プライバシーの保護に配慮しつつ、きめ細かな相談対応を行い、問題解決に必要な適切な支援や情報提供などを行います。(アンケート調査:「支援員に相談された方」母子世帯 4.7%、父子世帯 5.7%の向上を図る)</li> <li>○ 就業や養育費の確保など、生活基盤の安定を図るための各種支援を行うため、職業紹介機関や法律相談機関等と一層密に連携していきます。</li> <li>○ 相談の最前線に立つ母子・父子自立支援員の生活支援や就業支援の相談等の強化を図るため、ニーズにマッチしたさまざまな事例やロールプレイ形式によるきめ細かな研修を実施するとともに、ブロック会議の場等を通じて必要な情報提供を行うなど、相談機能の充実強化を図ります。</li> </ul>
土日・夜間相談事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談を必要とされている方にとって比較利用しやすい本相談事業の周知を図り、必要な支援や情報提供に努めます。(アンケート調査:「相談先がない」母子世帯 9.5%、父子世帯 19.1%の低減を図る)</li> </ul>
配偶者暴力相談支援センターによる相談事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本相談事業の周知を図るとともに、被害者の人権の尊重や安全確保に十分に配慮しながら、必要な支援や情報提供に努めます。(アンケート調査:ひとり親になった理由「暴力」母子世帯 12.6%、寡婦 5.2%)</li> </ul>
子ども家庭センター等による相談事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ しつけや子育ての相談をはじめ、不登校・ひきこもり、非行等、子育ての心配ごとについて、専門の職員が相談支援を行い、ひとり親家庭の養育不安の解消に努めます。</li> <li>○ 市町村が行う児童家庭相談の担当課と連携し相談支援を行います。</li> </ul>
母子父子福祉推進委員による情報提供等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大阪府内(政令市・中核市を除く)の公立小学校区ごとに概ね1名の母子父子福祉推進委員を配置し、ひとり親家庭等からの相談に応じるとともに、適切な情報提供や情報発信が行えるよう、母子父子福祉推進委員の知識、技能の向上を目的とした研修を行います。(母子父子福祉推進委員及び母子・父子自立支援員との間で「連携を行っている」及び「たまに連携することがある」とした一般市及び郡部を所管する子ども家庭センター 平成26年度:6市 → 平成31年度:12市町等)</li> </ul>

府・市町村担当課による情報提供等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談先がない、相談先が分からない方のために、大阪府が相談ごとや各種事業などについて、総合案内（コンシェルジュ）機能を発揮します。</li> <li>○ 府民向け FAQ を整備するとともに、府民お問合せセンター（ピピっとライン）や情報プラザにおいて、親切できめ細かな情報提供を行います。</li> <li>○ 府や市町村において、より分かりやすいひとり親施策のパンフレット等を作成し、ひとり親家庭等に対し、相談窓口や制度等の周知を図り、その活用を促進します。（アンケート調査：「公的な施設や制度を知らなかった方」の低減を図る）</li> </ul>
関係機関との相互連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口となる母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターをはじめ、就労支援機関であるハローワークや地域就労支援センターなど、地域における各種相談窓口となる関係機関の連携を強化し、身近な地域で生活や就業にわたる相談に応じるとともに、必要に応じて適切な制度や施設、サービスにつなぐなど支援体制の整備に向けた取り組みを進めます。（アンケート調査：「公的な施設や制度を利用したことがある方」の向上を図る）</li> </ul>
学校等教育機関との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校等に配置、派遣されるスクールソーシャルワーカーの活用を通じて、学校等との連携強化を図り、支援を要するひとり親家庭の親や子どもを早期の段階で必要な制度や施設、サービスにつなぐことができるよう取り組みを促進し、子どもの貧困対策の推進に努めます。</li> </ul>

## 基本目標6 人権尊重の社会づくり

項目名	目標・実施計画等
人権啓発に関する施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 結婚や離婚、未婚に対する固定的な価値観や先入観からの偏見や差別の解消に向けた啓発に取り組みます。</li> </ul>
個人情報取り扱い等に関する取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母子・父子自立支援員や相談関係者間で、支援を要するひとり親家庭等の情報を共有化できるよう必要な取り組みを進めるとともに、母子・父子自立支援員等に対し、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、研修等を通じて意識啓発や資質の向上に努めます。</li> </ul>

## 第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画策定までの経緯

年 月	経 緯
平成 25 年 3 月	「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の施行に伴う、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（平成 20 年厚生労働省告示第 248 号）の改正
平成 26 年 6 月	<b>第 1 回大阪府子ども施策審議会母子家庭等自立促進部会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二次大阪府母子家庭等自立促進計画の実施状況について</li> <li>・ アンケート調査の実施について</li> <li>・ 第三次大阪府母子家庭等自立促進計画（仮称）の構成素案について</li> </ul>
平成 26 年 8 月	第三次自立促進計画策定に係るアンケート調査の実施
平成 26 年 8 月 ～11 月	市町事業実施状況等調査、関係団体とのワーキング 庁内関係部局調整
平成 26 年 10 月	母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正 （※ 同法において、「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を「自立促進計画」と改正）
平成 26 年 10 月	第三次自立促進計画策定に係るアンケート調査分析
平成 26 年 11 月	<b>第 2 回大阪府子ども施策審議会母子家庭等自立促進部会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三次計画策定に係るアンケート結果概要（速報値）について</li> <li>・ 第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画（素案）について （第 2 回大阪府子ども施策審議会にて部会名称の変更を承認）</li> </ul>
平成 26 年 12 月 ～平成 27 年 1 月	パブリックコメント実施
平成 27 年 2 月	<b>第 3 回大阪府子ども施策審議会ひとり親家庭等自立促進部会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメントの結果について</li> <li>・ 第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画（案）について</li> </ul>

## 大阪府子ども施策審議会条例

### （設置）

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第25条に規定する審議会その他の合議制の機関として、大阪府子ども施策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### （所掌事務）

第2条 審議会は、法第25条に規定する事項について調査審議するほか、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条第5項に規定する事項並びに同法第77条第4項第2号に規定する子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況
- 二 大阪府子ども条例（平成19年大阪府条例第5号）第10条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する事項及び同条例第1条に規定する子ども施策（大阪府子どもを虐待から守る条例（平成22年大阪府条例第105号）第4条第1項に規定する虐待防止施策を含む。）の総合的かつ計画的な推進についての重要事項

### （組織）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （専門委員）

第4条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

### （会長）

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員又は専門委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(報酬)

第8条 審議会の委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、日額 9,600 円とする。

- 2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

(費用弁償)

第9条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和 40 年大阪府条例第 37 号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

- 2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

(支給方法)

第 10 条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

- 2 大阪府附属機関条例（昭和 27 年大阪府条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

(略)

## 大阪府子ども施策審議会運営要綱

### （趣 旨）

第1条 この要綱は、大阪府子ども施策審議会条例（平成26年条例第174号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、大阪府子ども施策審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （招集の通知）

第2条 会長は、審議会の会議の日の7日前までに会議の招集及び会議に付議すべき事項を委員（議事に関係のある専門委員を含む。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

### （議 事）

第3条 議長は、会議を開閉し、議事を主宰し、及び議場の秩序を保持する。

2 議長は、必要と認めるときは、委員及び議事に関係のある専門委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

### （議事要旨）

第4条 議長は、審議会の会議について次に掲げる事項を記載した議事要旨を作成しなければならない。

- 一 審議会の会議の日時及び場所
- 二 出席した委員及び専門委員の氏名
- 三 調査審議の内容

### （部会の設置）

第5条 条例第7条第1項の規定により、審議会に置く部会は次のとおりとする。

名称	調査審議事項	備考
交付金対象事業 選定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府地域福祉・子育て支援交付金「子育て分野特別枠」分野別リーディング事業における対象事業の選定</li> <li>・その他「子育て支援分野特別枠」に関する事</li> </ul>	条例第7条第5項により本部会の議決をもって審議会の議決とする
計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援法及び大阪府子ども条例に規定する、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するための計画の策定に関する事</li> </ul>	
幼保連携型 認定こども園 認可部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。）第25条に規定する事項の調査審議に関</li> </ul>	条例第7条第5項により本部会の議決をもって審議会

	すること。	の議決とする。
ひとり親家庭等 自立促進部会	・母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する自立促進計画の策定及び同計画の推進に関すること	条例第7条第5項により本部会の議決をもって審議会の議決とする
社会的養護 体制整備計画 策定部会	・社会的養護の課題や取組みの方向性を示す大阪府社会的養護体制整備計画の策定に関すること	条例第7条第5項により本部会の議決をもって審議会の議決とする

2 部会の運営は、審議会に準じて行うものとし、条例及び要綱に定めのない事項については、部会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月27日から施行する。



## 大阪府子ども施策審議会ひとり親家庭等自立促進部会 委員名簿

氏 名	役 職 等
長上 深雪	龍谷大学社会学部教授
勝谷 猛久	大阪府町村長会健康福祉部長会議代表幹事 (田尻町民生部長)
柴原 浩嗣	一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事
杉谷 文明	杉谷法律事務所(弁護士)
滝本 美津代	社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会理事
竹内 一利	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会母子施設部会長 (社会福祉法人みおつくし福祉会南さくら園施設長)
田村 敦司	大阪府市長会健康福祉部会児童部長会議代表幹事 (東大阪市子どもすこやか部長)
中井 正郎	公益社団法人関西経済連合会労働政策部長
藤本 英樹	大阪労働局職業安定部職業対策課課長補佐
山口 絹子	NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西事務局長
山本 俊雄	大阪府民生委員児童委員協議会連合会副会長
吉田 勢子	日本労働組合総連合会大阪府連合会女性委員会副委員長

(敬称略 50音順)